

第15回
研究集会報告書

構造改革下における 地域経営の課題と展望

広島大学経済学部附属
地域経済システム研究センター編

地域経済研究推進協議会

目 次

ま え が き	1
大会プログラム	2
開 会 式	
挨拶	5
阪口 要 (広島大学経済学部長)	
林 憲弘 (地域経済研究推進協議会会長、中国経済連合会専務理事)	
基 調 講 演	7
「地方分権と地域再生」	
講師 神野 直彦 (東京大学大学院経済学研究科教授)	
パネル討論会	21
「多様な主体による地域の再生と新生」	
パネリスト	
猪爪 範子 (広島市企画総務局理事)	
佐々木俊介 (三菱総合研究所研究理事、	
地域経済システム研究センター客員研究員)	
吉塚 徹 (島根県立大学教授、地域経済システム研究センター客員研究員)	
伊藤 敏安 (地域経済システム研究センター教授)	
助言者	
神野 直彦 (東京大学大学院経済学研究科教授)	
コーディネーター	
戸田 常一 (広島大学経済学部教授・地域経済システム研究センター長)	
研 究 報 告	
「地域美術館のあり方について ―平山郁夫美術館を事例として―」.....	45
橋本 慶子 [(財)ひろぎん経済研究所研究員]	
「グリーンモール商店街活性化とリトル釜山の街づくり」.....	63
山本 克也 [(財)山口経済研究所調査研究員]	

「国際化時代における自治体での農業政策について 一鳥根県 H 町農業政策における地産地消モデル構築への模索一」……………	72
細川 甚孝 [株藤井基礎設計事務所地域戦略研究所主席研究員]	
「愛媛の産業観光」……………	83
松尾 明彦 [株いよぎん地域経済研究センター主任研究員]	
「PFIが創出する新たな社会資本整備について」……………	92
阿部 嘉徳 [財岡山経済研究所研究員]	
「中国地域の産業支援サービス業の現状と課題」……………	108
細木 康広 [社中国地方総合研究センター地域経済研究部副主任研究員]	
「大学の社会貢献に関する調査研究 一国内大学の地域研究機関の社会的役割を中心として一」……………	126
戸田 常一 [広島大学経済学部教授、地域経済システム研究センター長]	
平尾 元彦 [呉大学社会情報学部助教授]	

ま え が き

広島大学経済学部附属地域経済システム研究センターの活動につきましては、平素から格別のご支援・ご配慮をいただいております。この場をお借りして、心からお礼申し上げます。

本日の研究集会は、地域経済研究推進協議会、地方シンクタンク協議会中国・四国ブロック、中国地域シンクタンク協議会、そして当センターの共同開催によるもので、今回で15回目にあたります。

今回は、「構造改革下における地域経営の課題と展望」という共通テーマを設定しております。国の構造改革が進められるなか、地方は非常に厳しい状況にあります。それにもかかわらず、地域づくりの取り組みに新たな兆しをうかがうことができるように思われます。

そのような問題意識のもとで、基調講演の講師として東京大学の神野直彦先生をお迎えしました。神野先生には「地方分権と地域再生」というタイトルでお話をさせていただきます。そのあと神野先生にも加わっていただき、「多様な主体による地域の再生と新生」というテーマでパネル討論会をおこないます。さらに明日は、中国・四国のシンクタンク関係者による研究報告会があります。

引き続きご参加いただき、活発に議論していただきますようお願いして、開会のご挨拶とさせていただきます。

広島大学経済学部附属地域経済システム研究センター
センター長・経済学部教授 戸 田 常 一

広島大学経済学部附属地域経済システム研究センター

第15回研究集会プログラム

共通テーマ

「構造改革下における地域経営の課題と展望」

- [日 程] 平成14年12月4日(水)・5日(木)
[場 所] 広島大学東千田キャンパス
[主 催] 広島大学経済学部附属地域経済システム研究センター
地域経済研究推進協議会
地方シンクタンク協議会中国・四国ブロック
中国地域シンクタンク協議会

■2002年12月4日(水) / 会場：広島大学東千田共用施設 大講義室

司 会 目代 武史 (広島大学経済学部助教授、
地域経済システム研究センター助手)

開 会 式 [13:30-13:35]

開会挨拶 阪口 要 (広島大学経済学部長)
林 憲弘 (地域経済研究推進協議会会長、
中国経済連合会専務理事)

基 調 講 演 [13:35-14:45]

講演題目 「地方分権と地域再生」
講 師 神野 直彦先生 (東京大学大学院経済学研究科教授)

パネル討論会 [14:50-17:00]

「多様な主体による地域の再生と新生」
パネリスト 猪爪 範子 (広島市企画総務局理事)
佐々木敏安 ((株)三菱総合研究所研究理事、
地域経済システム研究センター客員研究員)
吉塚 徹 (島根県立大学教授、
地域経済システム研究センター客員研究員)

伊藤 敏安 (地域経済システム研究センター教授)
助言者 神野 直彦 (東京大学大学院経済学研究科教授)

■2002年12月5日(水) / 会場: 広島大学東千田総合校舎402号室
研究報告会

開会挨拶 [9:30-9:40]

小南 弘巳 [(社)中国地方総合研究センター常務理事]

第一部 [9:40-11:55]

座長 **岡本 輝代志 (岡山商科大学教授)

1-1 「地域美術館のあり方について」

報告者 橋本 慶子 [(財)ひろぎん経済研究所経済調査部研究員]

討論者 **平尾 元彦 [呉大学社会情報学部助教授]

1-2 「グリーンモール商店街活性化とリトル釜山の街づくり」

報告者 山本 克也 [(財)山口経済研究所調査研究員]

討論者 **吉村 弘 [山口大学経済学部教授]

1-3 「国際化時代における自治体での農業政策について」

報告者 細川 甚孝 [(株)藤井基礎設計事務所]

地域戦略研究所主席研究員]

討論者 *高原 一隆 [広島大学大学院社会科学部研究科]

マネジメント専攻教授]

第二部 [13:00-14:30]

座長 **高田 伸朗 (野村総合研究所上席コンサルタント)

2-1 「愛媛の産業観光」

報告者 松尾 明彦 [(株)いよぎん地域経済研究センター主任研究員]

討論者 *金原 達夫 [広島大学大学院国際協力研究科教授]

2-2 「PFIが創出する新たな社会資本整備について」

報告者 阿部 嘉徳 [(財)岡山経済研究所研究員]

討論者 岩坪 加紋 [岡山商科大学法経学部経済学科選任講師]

第三部 [14:40-16:10]

座長 **植田 和弘 (京都大学大学院経済学研究科教授)

3-1 「中国地域の産業支援サービス業の現状と課題」

報告者 細木 康広 [(社)中国地方総合研究センター]

地域経済研究部副主任研究員]

討論者 **若井 具宜 [広島県立大学経営学部教授]

3-2「大学の社会貢献に関する調査研究

—国内・国外の地域経済研究機関の社会的役割を中心として—

報告者 戸田 常一・*平尾 元彦

[広島大学経済学部附属地域経済システム研究センター]

討論者 *松井 亨景 [広島大学地域共同研究センター主任教授]

●座長講評 [16：10－16：55]

**岡本喜代志 (岡山商科大学教授)

**植田 和弘 (京都大学大学院経済学研究科教授)

**高田 伸朗 (野村総合研究所上席コンサルタント)

閉 会 式 [16：55－17：00]

閉会挨拶 戸田 常一 (地域経済システム研究センター長)

**印はセンター客員研究員、*印はセンター研究員

開 会 挨 拶

広島大学経済学部長 阪 口 要

広島大学地域経済システム研究センターは、経済学部の附属機関であり、経済学部の貴重な財産ともいえます。本日の研究集会のような機会を通じて、もっと情報発信をしていかななくてはいけないと思っています。そこで本日は、センターに関する最近のニュースを3つほどご紹介したいと思います。

1つは、「エルネット・オープンカレッジ」という事業です。これは文部科学省が生涯学習推進の一環として実施している事業です。主要な大学の方々に講義をしてもらい、そのビデオを全国の社会教育施設に提供します。今回は同省から依頼され、センターが中心になって「瀬戸内海の文化と環境」というテーマで講義を行いました。

もう1つは、広島大学による地域貢献研究です。これは、大学の知的資産を活用して研究を実施し、その成果を地域に還元しようとする事業です。現在、学内では6つのプロジェクトが動いています。その1つは「広島地域経済の発展戦略と R.D.V. (研究・開発・創業) 機能強化のための政策研究」というテーマで、やはりセンターが中止になって実施しています。

さらにもう1つ、センター編集による『地域政策の道標』という本がまもなく刊行されることになっています。これは、地域経済研究推進協会からいただいた寄附講座をもとにまとめたものです。企画・出版に際して同協会から多大なご理解・ご支援をいただきました。この場をお借りして、あらためてお礼申し上げます。

今日と明日の2日間にわたって行われるこの研究集会は、センターの行事の中でも最も重要なイベントの1つに位置づけられております。これも皆様方の積極的なご参加・ご支援のお陰だと感謝しております。引き続きご支援を賜りますようお願いするとともに、遠路からお越しいただきました講師・パネリストの方々にお礼申し上げます。本日はよろしく願いいたします。



主催者挨拶

地域経済研究推進協議会会長 林 憲弘
中国経済連合会専務理事

遠路からお越しの講師・パネリストの方々、それから多数ご来場いただきました方々に心からお礼申し上げます。

このセンターは平成元年に設置されたときから、「地域のことは地域で考える」というスタンスでやってまいりました。それから10数年が経ちましたが、国の構造改革などが進められるなかで、地域の有り様をどのように考えるかがいままさに具体的に問われているところです。先ごろ、中国地方の有識者や経済界の人々が参加して、松江市で「第13回中国フォーラム」が開催されました。そのときにも、このあたりの問題が最も熱心に討議されたところです。



今回の研究集会の共通テーマである「構造改革下における地域経営の課題と展望」というのも、このあたりの状況に対応していると思います。今後、センターを中心とした研究を通じて、地方分権に対応した地域経営をいかに構築していくかが重要だと思えます。

一方、中国経済連合会におきましては、この春、中国経済産業省や広島大学などとともに「中国地域産学官コラボレーション会議」を設置しました。大学のシーズをいかに地域に生かしていくか、企業の側でも空洞化などの問題に対処しながらいかに新しい産業を育てていくかがきわめて重要な課題となっております。

当連合会では、こういった産業の問題をはじめ、地方分権、行財政改革、観光振興、瀬戸内海、社会資本整備などの問題について、中国地方の意見をとりまとめていこうと考えております。

今回の研究集会やパネル討論でもいろいろご示唆をいただきたい思っておりますので、よろしくご指導のほどお願いいたします。

基 調 講 演

「地方分権と地域再生」

講 師

神野 直彦 (東京大学大学院経済学研究科教授)

プロフィール

神野 直彦（じんの なおひこ）

1946年生まれ。東京大学経済学部卒業、同大学院経済学研究科博士課程修了。大阪市立大学助教授、東京大学経済学部助教授などを経て、現在、東京大学大学院経済学研究科教授。財政学。主要な著書として『システム改革の政治経済学』『人間回復の経済学』『地域再生の経済学』など。

地方分権と地域再生

東京大学大学院経済学研究科教授 神野直彦



スピードより冷静沈着さ

すべての改革にはめざすものがあります。いわば「約束の地」があります。何をしていくかということが重要です。地方分権については何をめざしているのか。

1995年に地方分権推進法がつくられました。その第1条では、「国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ…地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする」とうたわれています。地方分権の目的は、「国民がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現」だと理解されます。

改革というのは、いままで走ってきた道が行き詰まりとなり、ハンドルをどちらに切るのが問われている状態になぞらえることができるかもしれません。だから改革というときには、とにかく「スピード、スピード」といわれます。

しかし、ヨーロッパの場合、改革の合い言葉は「スロー&カムダウン」です。むしろ落ち着いて進めなくてはならない。まっすぐ進むときにはアクセルをふかしていても、ハンドルを切るときには冷静にならなくてははいけません。スピードを出したままカーブを曲がろうとするとどういうことになるか——。私は、ヨーロッパの考え方が大切だと思います。日本では、この20年来「スピード、スピード」と叫び続けてきました。それにより事態はますます混乱するのではないかと危惧しています。

地方分権の目的は「ゆとりと豊かさが実感できる社会の実現」ということですが、「ゆとりと豊かさ」とは何でしょうか。最近、筑紫哲也氏のニュース番組などで「スローライフ」が提唱されています。これは何でもゆっくりやれということではなく、私は人間としての全体性を取り戻すことだと理解しています。日本の社会は部分的合理性のみを追求しすぎて、全体的合理性を見失いはじめているようにみえます。

私が住んでいる埼玉県の浦和には、サクラソウの自生地があります。広大な河川敷を保護地域に指定して、市民がサクラソウを大事に育ててきました。これは市民の誇りとなっています。けれども保護しているにもかかわらず、しだいに減少し、あと20年かそこいらで絶滅するといわれています。これは虫媒、つまりサクラソウの花粉を虫が媒介することに注意を払わなかったからです。部分だけ残して合理的に追求しようとしても、万物は一つにつながっています。私たち日本人の生活についても、そういうことがいえると思うのです。

不安の増幅

わが国では、1997年から98年にかけて失業率が急上昇し、同時に自殺者が1万人増えて年間3万人を超えるようになりました。これは世界からも注目を浴びました。当時私はフランスにいたのですが、同国の国会議員から「フランス人は生きるために仕事をしているが、日本人は仕事のために生きているから自殺者が多いのではないか」と質問されたくらいです。

その後も自殺者は3万人の大台に乗ったままです。これはたいへんな人数なのですが、さらに問題なのは自殺者の3分の2が団塊世代だということです。団塊世代はまだ働き盛りです。ところが、失業率が高いなかで一度職を失うと再就職はなかなかできない。大勢の人が悩んで自殺することになります。特に男性の場合は家族を抱えているから悩みも大きい。女性より男性の自殺者のほうがはるかに多いのです。

これは年金問題とも関係しています。経済情勢は依然として厳しく、将来の見通しが不安です。年金の破綻問題も顕在化しています。団塊世代がどんどん高齢化する一方で団塊世代の自殺者も増えている。そうすると年金の破綻が加速されるおそれがあります。

その一方では少子化が進んでいます。高齢化と少子化とは年金財政を不安にしている最も重要な要因です。20～30歳代の女性にアンケートをすると「結婚したくない」「結婚しなくてもよい」という比率が増えています。その理由は「子育てがたいへんだから」「仕事と家事が両立しないから」というものです。これは地方自治体が良質の行政サービスを提供できていないことにも関係しています。ところが最近のアンケートによると、20～30歳代の男性で「結婚したくない」「結婚しなくてもよい」という比率が女性よりも高くなっています。その一番の理由は「結婚後の経済的負担に耐えられないから」ということだそうです。

こうして出生率はますます低下します。そうするとどうということになるかというと、人々は年金破綻などの将来不安に備えて貯蓄をします。消費を抑えます。人々が物を買わずに控えると物が売れない。物が売れないと、企業はコスト削減のために賃金を抑えざるを得ない。正社員の賃金を抑えるだけでなく、正社員を減らしてパート・アルバイトを増やす。パート・アルバイトだと企業は社会保険に加入する必要がありませんので、社会保険財政が空洞化してきます。正社員にしろパートにしろ人々の不安は解消されません。さらに消費を抑えて貯蓄に回す——といった悪循環が繰り返されます。

民主主義と地方分権

先ほど、人間としての全体性を取り戻すことが大事だと申しあげました。全体的なものという“wholly”と神聖なものという“holy”とは発音が同じです。語源も同じです。つまり、神聖なものとして人間が全体性を取り戻すこと、それが“holiday”です。日本人

は休日や神聖なものとしてとらえ、全体性を取り戻すことを忘れてしまっているのです。

地方分権の目的は、「ゆとりと豊かさが実感できる社会の実現」ということです。人間は生活や経済活動を展開していくため、自然に対して戦いを挑んでいくわけですが、自然に対する人間の自己決定権をエンパワーすること、これが地方分権です。これは民主主義にも通じています。地方分権を進める運動は、民主主義を進める運動と深く結びついてきました。1928年の第16回総選挙で、政友会は次のようなポスターを使っています。

地方に税源を与ふれば 完全な発達は自然に来る
地方分権丈夫なものよ ひとりあるきで発てんす
中央集権は不自由なものよ 足をやせさし杖もらふ

地方分権はいかに丈夫なものであるか、地方に財源を付与すれば地方の完全な発達は自然と生まれてくるものであるかが簡潔に表現されていると思います。

1928年の総選挙は第1回の普通選挙でした。わが国における民主主義の歴史の中では重要な意味を持っています。それよりまえのことですが、第1次世界大戦後の1918年に米騒動が起きました。経済的混乱に伴い地方財政が困窮してきます。義務教育の実施も困難になってくる。そのようななか三重県度会郡七保村（現大宮町）の大瀬東作村長が全国に呼びかけて、小学校教員俸給国庫支出請願運動を展開しました。これをきっかけに1920年に全国町村会が設置され、翌年第1回の全国町村会が開催されました。全国町村会は、義務教育の国庫負担の増額を要求するとともに、地租と営業税の地方税委譲を求めた「両税委譲運動」を展開しました。また、郡長廃止も訴え、これらが「大正デモクラシー運動」を担っていくこととなります。

このうち義務教育の国庫負担の増額については、地方間の財政力格差を是正する機能を持っており、現在の地方交付税のいわば原型にあたるといえます。一方、両税委譲は戦前には実現しませんでした。第2次世界大戦後のシャープ勧告に反映されています。シャープ博士らは、大正デモクラシー運動の取り組みをふまえ、地方税の充実を一方、地方交付税の前身にあたる地方財政平衡交付金の導入を勧告しました。両税のうち地租は固定資産税に、営業税は事業税につながっています。

このように日本の財政制度は自然に生まれたものではなく、全国町村会の活動に代表されるように民主主義を求める運動として形成されてきたのです。

知識社会への移行

民主主義と地方分権の動きということでは、1980年代も重要です。80年代半ばごろから市場経済が国境を越えて拡大してきます。国民国家の枠組みを超えた経済活動が活発

化し、国民国家が担ってきた規制緩和と民営化への要求が世界的に強まってきました。国民国家の枠組みは狭められ、いわば「国民国家の黄昏」という現象が始まります。

その背景には産業構造転換があります。工業社会が行き詰まり、代わりに知識や情報が重要となる社会、つまり知識社会に移行してきました。

知識社会あるいは情報社会というと、どうも誤解があるようです。知識社会に移行したからといって、ものづくりがなくなるわけではありません。私たちは自然に働きかけて生産物をつくりますが、その生産物は自然に存在している物質量と同時に情報量の両方を備えています。たとえば自然界の鉄鉱石に知識や経験を加えて、鉄の塊を取り出します。それをハサミに加工するときには、さらに情報量が加わります。これが携帯電話になると、物質量に比べて多大な情報量が必要になってきます。つまり、ものづくりそのものは変わらないのですが、ものをつくる時の情報量が増大してくるのです。

スウェーデンについていうと、産業構造が変化していることを政府が国民に対して訴えています。産業構造を変えないと「歴史の峠」を越えることができないことを理解しているからです。郵便局を民営化したり、高速道路を株式会社化して、産業構造が変化すればたやすいのですが、そんなことをしても産業構造は変わりません。スウェーデンの人々はこの点をよく理解していると思います。

社会的セイフティネットの張り替え

工業社会の時代には、政府が市場経済の外部で人々の生活を守ってきました。年金、失業保険、医療保険などを現金で給付してきました。現金給付によって所得再分配をするときにはボーダーを管理していないといけません。たとえば広島市でこれをやろうとすると、貧困層が流入し、その代わりに負担を求められる富裕層が流出していくおそれがあるからです。

そこで、1ドル=360円のように為替を固定し、資本を統制する。第2次世界大戦後にできたブレトン・ウッズ体制がそれです。しかし、1970年代になると資本をもっと自由に動かそうということになって、ブレトン・ウッズ体制が崩壊します。金融自由化が始まります。各国の租税負担率と経済成長率の関係をみてみると、1970年代にはほとんど関係がありませんでした。まだ資本統制が働いていたと考えられます。これがニクソン・ショックを経て1980年代になると、租税負担率の低い国は経済成長率が高く、高負担の国は経済成長率が低くなるという傾向が明瞭になってきます。これは、高負担の国から低負担の国へ資本が移動した結果とみられます。

ヨーロッパでは、こういった金融自由化、グローバル化、ボーダーレス化の流れに対して、2つの方向から対応しようとしてきました。一つは、国民国家を超えたEU統合です。その一方、金融というのは、知識社会・情報社会の典型といえます。金融自由化を進めようとする、規制緩和や国営企業の自由化などをしなくてはなりません。そうすると

弱肉強食、優勝劣敗の傾向が強まります。それでも冒険をしてもらわないとやっていけない。そのためにはサーカスの空中ブランコ乗りが失敗しても死なないようにネットを張らなくてはなりません。けれどもボーダーレス化が進展するなかで、これはもはや国民国家ではできなくなっています。

そこで、地方分権によって地方自治体にセイフティネットを張り替えてもらうことになります。ただし、先ほど申しあげましたように地方自治体はボーダーレスです。現金給付はできませんので、代わりにサービス給付によって社会的なセイフティネットを整備します。ヨーロッパの地域社会では、医療、福祉、教育といった対人サービスはこれまで教会が担ってきました。教会が行ってきたサービスを地方自治体が提供することによって、人々は市場経済で安心して生活し、ときにリスクを冒すことができます。

市場経済を活性化させるためには、こういう地域性を持った社会的セイフティネットが備えられている必要があります。サッチャー、レーガン、中曽根に代表される新自由主義の考え方を要約すると、「サーカスの空中ブランコ乗りは下にネットがあるから慢心する。モラルハザードが起きる。だからそれを取り外すと、インセンティブが働いて真剣な演技をするようになる」といえます。しかし、セイフティネットを外すと真剣な演技はするかもしれませんが、落ちたら命をなくしますので、安全な演技しかなくなります。

現在は工業社会から知識社会に移行する変革期です。新しい環境を創設していかなくてはなりません。人々には冒険、アクロバットをしてもらわなくてはいけません。そういう大事なときにセイフティネットがないから、人々はアクロバットをしたがりません。これがいまの日本の現実です。

ヨーロッパ地方自治憲章

人々が安心して新しい環境にチャレンジできるように社会的セイフティネットを張り替える——これがヨーロッパにおける地方分権の動きです。ヨーロッパではEU統合を進める一方、1985年に「ヨーロッパ地方自治憲章」を制定しました。現在、世界34ヵ国で批准されています。

「ヨーロッパ地方自治憲章」の第4条の3では、「公的部門が担うべき責務は、原則として、最も市民に身近な公共団体が優先的にこれを執行するものとする」ことが高らかにうたわれています。いわゆる「補完性（Subsidiarity）の原理」です。個人でできないことは家族で、家族でできないことはコミュニティで、コミュニティでできないことは市町村で、市町村でできないことは道府県で、道府県でできないことは国民国家で、国民国家でできないことはEUで、という考えです。これは、もともとは1930年代のローマ法王ピオ11世の言葉に基づいています。

第9条の1では、「地方自治体は、国家の経済政策の範囲内において、かつ自らその権

ヨーロッパ地方自治憲章（抜粋）

第4条 地方自治の範囲

1. 地方自治体の基本的な権限と責務は、憲法またはこれに準ずるような基本法において規定されなければならない。ただし、法律に違反しない限りにおいて、地方自治体に対し、特定の事項に係る規定を設ける権限および責務を与えることを妨げるものではない。
2. 地方自治体は、法律の範囲内において、自己の機能に属さないとされた事項および他の地方自治体の機能とされた事項以外の事項については、その処理に関し、完全な裁量権を有するものとする。
3. 公的部門が担うべき責務は、原則として、最も市民に身近な公共団体が優先的にこれを執行するものとする。国など他の公共団体にその責務を委ねる場合は、当該責務の範囲および性質ならびに効率性および経済上の必要性を勘案したうえで、これを行わなければならない。
4. 地方自治体に与えられる権限は、原則として完全かつ排他的なものでなければならない。この権限は法律による場合を除き、中央政府または他の地方政府によって侵され、または制限されてはならない。

第9条 地方自治体の財源

1. 地方自治体は、国家の経済政策の範囲内において、かつ自らその権限の範囲内において、自由に使用することのできる適切かつ固有の財源を付与されなければならない。
2. 地方自治体の財源は、憲法および法律によって付与された責務に相応するものでなければならない。
3. 地方自治体の財源の少なくとも一部は、法律の範囲内において、当該地方自治体が自らその水準を決定することができる地方税および料金から構成されるものとする。
4. 地方自治体に付与される財源の構造は、その責務の遂行に相応して伸張していくことができるよう、十分に多様でかつ弾力的なものでなければならない。
5. 財政力の弱い地方自治体を保護するため、財政収入および財政需要の不均衡による影響を是正することを目的とした財政調整制度またはこれに準ずる仕組みを設けるものとする。ただし、これは、地方自治体が自己の権限の範囲において行使する自主性を損なうようなものであってはならない。
6. 地方自治体は、財源の地方自治体への再配分に当たっては、その再配分の手法につき、適切な方法によりその意見を申し出る機会を与えられなければならない。
7. 地方自治体に対する補助金または交付金は、可能な限り、特定目的に限定されないものでなければならない。補助金または交付金の交付は、地方自治体がその権限の範囲内において政策的な裁量権を行使する基本的自由を奪うようなものであってはならない。
8. 投資的経費の財源を借入金によって賄うため、地方自治体は、法律による制限の範囲内において国内の資本市場に参入することができる。

限の範囲内において、自由に使用することのできる適切かつ固有の財源を付与されなければならない」とされています。

財政調整の意義

「ヨーロッパ地方自治憲章」の理念を頭に入れたうえで、財政調整のことを少し考えてみたいと思います。財政調整の仕組みは、ドイツのワイマール共和国で1923年に成立した財政調整法にさかのぼることができます。財政調整とは政府間の財政力格差を是正することです。財政調整には、国・地方自治体間で行う垂直的財政調整と地方自治体間で行う水平的財政調整があります。

垂直的財政調整では、まず国と地方自治体との間で行政任務の配分を行い、これらの行政任務を遂行できるよう課税権を割り当てます。一方、垂直的財政調整についてですが、地方自治体に行政任務を割り当てると、当然のことながら財政需要が生じてきます。課税権を配分すると、地方自治体には課税力または税収力が伴います。財政需要と課税力とを総称して財政力と呼びます。財政需要と課税力は地域によって格差があります。この格差、つまり財政力を地方自治体間で調整するのが垂直的財政調整です。

垂直的財政調整については、重要なことが2つあります。1つは、行政任務と財政支出との間の非対応の問題です。行政任務の決定と支出を切り離して、国が決定権限を握ったまま行政任務は遂行せず、地方自治体に遂行させる、つまり支出させることができます。機関委任事務はその典型といえます。もう1つは、行政任務と課税権との間の非対応の問題です。わが国の場合、国と地方自治体との配分は、行政任務については3：7か4：6ですが、課税権については逆に7：3か6：4となっています。地方分権とはこれら2種類の非対応を解消することなのです。

垂直的財政調整を分権化すると、水平的財政調整機能を強化しなくてはなりません。なぜなら、国に行政任務を多く割り当てれば、地方自治体の役割は小さく、格差を是正する必要も小さくなります。しかし、地方自治体に行政任務を多く割り当てれば、地方自治体間の格差が大きくなっていくからです。

そこで、もう一度「ヨーロッパ地方自治憲章」に戻ってみましょう。第9条の2では、「地方自治体の財源は、憲法および法律によって付与された責務に相応するものでなければならない」とうたわれ、4では、「地方自治体に付与される財源構造は、その責務の遂行に相応して伸張していくことができるよう、十分に多様でかつ弾力的なものでなければならない」とされています。

重要なのは5です。「財政力の弱い地方自治体を保護するため、財政収入および財政需要の不均衡による影響を是正することを目的とした財政調整制度またはこれに準ずる仕組みを設けるものとする」と明記されています。わが国では、地方交付税制度はわが国特有のものという見方がありますが、決してそうではないのです。また、「課税率だけを調整すればよいにもかかわらず財政需要を調整するからいけない」という議論もよく聞かれますが、「財政収入および財政需要の不均衡による影響を是正する」とあるように、両方の問題に配慮することが求められています。

6では、再配分の問題について「適切な方法によりその意見を申し出る機会を与えられなければならない」とされています。

7では、「補助金または交付金は、可能な限り、特定目的に限定されないものでなければならない」とあります。日本のように過度の補助金を出さないということ、しかも日本のように補助金に多くの補助項目をつけてはいけないということです。わが国では都市公園をつくらうとすると、どこにつくる場合であっても同じように滑り台とブランコと砂場を設置することが求められますが、そういったことはあってはならない。つま

り、「地方自治体がその権限の範囲内において政策的な裁量権を行使する基本的自由を奪うようなものであってはならない」のです。

そして8では、「投資的経費の財源を借入金によって賄うため、地方自治体は、法律による制限の範囲内において国内の資本市場に参入することができる」とされています。

世界地方自治憲章

これらはヨーロッパでは常識ともいえることなのです。これに対応して国連においても2001年に「世界地方自治憲章」をつくろうとしました。

その内容は「ヨーロッパ地方自治憲章」とほぼ同じです。第4条の3では、「行政の責務は一般的に市民に一番近い行政主体によって行われるべきである」と、「補完または近接の原理」がうたわれています。第9条の5では、「脆弱な地方自治体のため、財政の持続性を、垂直的（国と地方自治体間）、水平的（地方自治体間）またはその両方であることを問わず、特に財政調整制度により保護しなければならない」とされています。

ところが、国連の「世界地方自治憲章」については、2つの主要国の反対によって実現していません。一方はアメリカです。アメリカは連邦国家であり、州および市町村の問題には口出しできないということで拒否しています。もう一方は中国です。中国には地方自治という概念がないから反対したという説もあります。

いずれにしてもヨーロッパでは、このようにそれぞれの地域に独立した財政権限を付与することにより、各地で自発的な取り組み、地域再生が活発化しているのです。

ヨーロッパの地域再生

ヨーロッパにおける地域再生の合い言葉は「サステイナブル・シティ」です。そのキーワードは文化と環境です。すでに工業社会は終わりました。これからは文化と環境だということで、工業によって破壊された生活環境を積極的に再生しようとしています。

そのなかでも地域再生の優等生といわれるのがアルザス・ロレーヌ地方にあるストラスブールです。ストラスブールでは、汚染された大気を浄化するため、市民の共同事業としてLRT（次世代型路面電車）を敷設し、自動車の市内への乗り入れを原則として禁止しました。広島にも市電が残されていますが、これはうまく利用していかなくてはいけないと思います。

アルザス・ロレーヌ地方はヨーロッパでも屈指の工業地帯でした。ライン川をはさんだドイツのルール地方もそうです。ルール地方では「IBA エムシャーパーク」という事業によって、エムシャー川沿岸の旧工業地帯に公園のようなランドスケープをつくり、住宅や生活環境の整備を進めています。地域全体を公園のようにしようというものです。また、スペインの工業地帯であるバスク地方では、水質汚染の浄化などに取り組むと同

時に、地域文化の復興を図ろうとしています。

ストラスブールでは、たくさんのパーク&ライドを設けています。都心には自動車が入ることができません。だいたいあと20年もすると石油がなくなります。いまのままです自動車はやっていけません。BMW、メルセデス・ベンツ、ポルシェといったメーカーは、何十万円もする自転車をつくって売り出しています。ヨーロッパでは自転車と歩行を主体にした運動が始まっているのです。

ストラスブールでは、カトリーヌ・トロットマン市長の強力なリーダーシップのもとでLRTが導入されました。パーク&ライドの駐車場に車を預けて駐車料金を払うと、LRTなどの公共交通機関の1日乗り放題券が支給されます。LRTは芝生の上を走っています。自転車道にも芝生があり、公園のようです。

というか私たち日本人には道というものがよく分かっていません。ヨーロッパでは、道とは家を出てあらゆる人々と交流する場を意味します。だから道と道が交差すると、そこには必ず広場ができます。ヨーロッパでは、人間が交流する権利を侵さない限りにおいて自動車の通行が認められます。ところがわが国では、どんな地方に行っても自動車が我が物顔で走っており、お年寄りや子どもたちは命がけで道路を歩かなくてはなりません。あれは道ではないのです。ターンパイクのような有料道路も道ではありません。アダム・スミスは、『国富論』のなかで「人々が交流する権利を国王が奪い、お金を払わないと通さない」といったことを述べています。お金のない通行人はそこでターンセザるをえない。それがターンパイクなのです。道というものは、本来はすべての人間が交流する権利を保障されてなければならないのです。

ヨーロッパの地域再生でもう1つ重要なのは、国民国家が成立する以前にそれぞれの地域が持っていた文化を復活させようとする取り組みです。

文化とは生活様式、ライフスタイルのことです。グローバル化とともに国民国家の枠組みが小さくなり、代わりに地域が前面に出てきます。ストラスブールでしたらフランスでもドイツでもないアルザス・ロレーヌ地方固有の文化です。スペインのバスクやアンダルシアでは地域固有の言葉や文化の維持・復興に努めています。ボーダーレス化し、本物のバスク人やアンダルシア人がいなくなるからこそ、アイデンティティを確保するために地域固有の文化を守ろうとするのです。

地域文化と産業

日本人には、こういう考えはまったくありません。しかし、こういう取り組みをしないと産業も減んでしまいます。文化とは生活様式のことですので、それぞれ地域性を持っています。その地域で採れるもの、その地域の産業に支えられてこそ、生活が成り立っているのです。

ヨーロッパの地域社会には2つの産業があります。1つはその地域社会の生活を支え

る産業です。もう1つはその地域が世界または全国に売り出していく産業です。この2つは完全に分かれています。

ヨーロッパでは伝統や文化を重んじます。伝統や文化を安易に壊さない。食べ物にしても、いつ何を飲むか、いつ何を食べるかが決まっています。それぞれの地域社会がそれぞれ独自の生活様式のもとで動いています。だから産業が残るのです。どこかに一極集中するということがないのです。

たとえばソーセージのなかでもフランクフルトしか食べない地域があるとします。フランクフルトによって1つの産業が生まれます。需要が増加すれば、その産業の賃金は上昇します。すると、その地域から出ていく企業もあります。出て行った企業については、労働供給は増えますので賃金は上げ止まります。一方、残っている企業については、労働供給の減少に伴い賃金は上昇します。こうしてそれぞれの地域が固有の文化を守り、生活様式を継続しているがゆえに、地域の産業も残っていくのです。

ドイツでは、第2次世界大戦の敗戦後、アメリカの文化が入ってきました。しかし、いまではベートーベンやカントのいないアメリカの文化に追随するのではなく、それぞれの地域において国民国家になる以前の自分たちの文化を取り戻そうとしています。

食料の需要が変化し、食糧自給率が低下することも地域産業の空洞化につながります。そのためスウェーデンの学生たちは、コカコーラやマクドナルドを食べない運動をやっています。コーラを飲むと、それまで飲み続けてきたハーブティーを飲む文化が崩れてしまうからです。ファーストフードを食べると、食事のときに家族と会話する大事な習慣が廃れてしまうからです。

アメリカは1920年代に1つの文化戦略を立てました。アメリカの文化を世界に売り込めばアメリカの製品が売れるということで、大量の資金をハリウッドにつき込みました。映画産業を通してアメリカ文化の普及を図り、それによってアメリカ製品の売り込みをねらったのです。これにうまく乗せられたのが日本人です。アメリカの映画やドラマをみて、あれがアメリカ文化だと思う。食べ物や飲み物もまねしてしまう。わけも分からずにやっているうちに食糧自給率はどんどん低下してしまいました。

日本人は、地域社会にあったものを崩してしまったせいで、地域再生には地域文化が大事であるということを忘れ始めているのです。

知識社会と地域社会

ストラスブールの場合、女性市長の思い切った提案に、最初のうちは「こんなことをすると地域経済は疲弊してしまうのではないか」といった心配や抵抗がありました。けれどもストラスブールはパスツールやゲーテンベルクを生んだ都市です。そういった地域の伝統や文化を生かした研究機関を整備し、バイオ産業が育ってきました。ストラスブールの人口は23万人くらいですが、ストラスブール大学の学生は5万5,000人もいます。

EU 議会が設置されています。ミッテラン政権時代の地方分権改革の一環として ENA（国立高等行政学院）が移転しています。

このように地域の文化がしっかりしており、環境に配慮した住みやすい都市だということで、ストラスブールには大勢の有能な人材が集まってきます。周辺には新しいバイオ産業も育っています。都市に自動車を乗り入れないことで最初は不安もありましたが、逆に商店街にはたくさんの人々が集まるようになりました。歩行や自転車であらゆる通りを行きわたるようになったほうが消費は増えるという常識的なことに気がついたのです。

ヨーロッパの人たち、特にスウェーデンの人たちは、まちの外に安い商品を売る店があっても、まちの外に出て買い物をしません。なぜかというと、自分たちのまちの商店がつぶれてしまうと、自動車を運転できない人々が困るし、自分たちも運転しなくなったときに困るからです。一方、日本では、郊外にショッピングセンターをつくってきましたので、本格的な高齢社会になるともう一度都市づくりをやり直さなくてはならないのではないのでしょうか。

工業社会の時代には工業の生産機能を集めると都市は発達しました。知識社会になると、商品企画機能やデザイン機能は日本に残りますが、生産機能はどんどん中国などに出ていきます。知識産業というのは、いかに知識や情報を集めて発展させるかということです。かつては生産機能を集めれば、そこに人々が集まり生活機能ができていました。しかし、これからは逆です。生活機能を充実させれば人々が集まってきます。それが磁場になって地域は発展します。

そのとき重要なのは知識です。もっと重要なのは、知識というのは貯め込むものではなく与えるものだけということです。そこで地域社会において協力しあうということが大事になってきます。

協力と共感がつくる地域社会

協力ということについて、スウェーデンの中学2年生の教科書では次のように教えています。

私たちは、学校、職場、余暇活動などで、さまざまなグループに属しています。しかし、私たちにとって最も大事なグループは、それがどんなタイプであるかわかりなく、家族です。人々は「家族は、社会全体がその上に成り立っている基礎である」と、やや重々しく表現します。

家族の中であって、私たちは親近感、思いやり、連帯感、相互理解を感じます。一方、そこに要求されるものもあります。お互いへの配慮や敬意、そして、家族の一員として家族内の仕事を分担するなどです。家族にあっては、私たちはありのままであって、受け入れられ好かれていけると感じることができます。たとえ馬鹿な

ことを言ったりしてもです。そういうことは、その他のグループでは決してありません（以下省略）。

家族の中では、「私たちはありのままにしながら、受け入れられ好かれていると感
ることができる」ということを教えています。この文章に続けて、『子どもが育つ魔法
の言葉』の著者であるドロシー・ロー・ホルトという人が書いた「子ども」という詩が
紹介されています。

批判ばかりされた 子どもは
非難することを おぼえる
 殴られて大きくなった こどもは
 力にたよることを おぼえる
笑いものにされた 子どもは
ものを言わずにいることを おぼえる
 皮肉にさらされた 子どもは
 鈍い良心の もちぬしとなる
しかし、激励をうけた こどもは
自信をおぼえる
 寛容にであった 子どもは
 忍耐をおぼえる
賞賛をうけた こどもは
評価することをおぼえる
 フェアプレーを経験した こどもは
 公正を おぼえる
友情を知る 子どもは
親切を おぼえる
 安心を経験した子どもは
 信頼を おぼえる
可愛がられ 抱きしめられた 子どもは
世界中の愛情を 感じとることを おぼえる

ヨーロッパでは、子どもが悪戯をしたとき母親が子どものお尻を叩き、次の瞬間には
口づけをすることがよくあります。けれどもスウェーデンでは、母親が子どもを叩けば
すぐに逮捕されます。法律で禁止されています。なぜかという、殴られて育った子ど
もは力に頼ることを覚えてしまうからです。

スウェーデンの小学校では、どれが正しいかという教え方をしません。子どもたちに

考えさせます。だから子どもたちはいつも討論をしています。スウェーデンの国会議員には大勢の若者がいます。女性の閣僚も多い。20歳代の女性が一番多いといいます。19歳の国会議員もいます。彼らは、小さいときから徹底的に考える訓練を受けたから、いろいろな改革に取り組んでいるのです。

先ほどの教科書には、これらの文章や詩を読んだうえで「課題」という欄があります。そこには、「家族の一員としてみて、家族の中で一番好きなことと嫌いなことを、それぞれ5つあげましょう」という課題が提示されています。さらにその下のほうには、「あなたは、詩『子ども』のどこに共感しますか。激励や賞賛が良くないのはどんなときですか。この詩は、大人に対して無理な要求をしていませんか。両親が要求に対して応えきれないのはどんなときか、例を挙げましょう」と質問を投げかけています。徹底的に考えさせ、答えは示していないのです。

パネル討論会

「多様な主体による地域の再生と新生」



(パネリスト)

猪爪 範子／広島市企画総務局理事

佐々木俊介／三菱総合研究所研究理事、地域経済システム研究センター客員研究員

吉塚 徹／島根県立大学教授、地域経済システム研究センター客員研究員

伊藤 敏安／地域経済システム研究センター教授

(助言者)

神野直彦／東京大学大学院経済学研究科教授

(コーディネーター)

戸田 常一／広島大学経済学部教授、地域経済システム研究センター長

多様な主体による地域の再生と新生



戸田

今回の研究集会の統一テーマは、「構造改革下における地域経営の課題と展望」です。構造改革、行政改革、産業改革など、いろいろな改革が進行しています。そんななかでそれぞれの地域の目指すべき方向はどうか、またそれをマネジメントしていく課題と今後の方向性とは何かを考えて行きたいと思いません。

先ほどの神野直彦先生のお話では、産業構造が変わっていくなかで、ゆとりと豊さがある社会をいかに実現するかという問題提起がありました。先生のご講演のタイトルは「地方分権と地域再生」というものでした。地方分権という言葉の中には2通りの内容があると思います。1つは、いうまでもなく中央から地方への移譲という側面です。もう1つは、行政や公的主体がリードするのではなく、いろいろな住民や市民や企業等の多様な主体が自ら地域の再生や新生に取り組んでいくという側面です。このパネル討論では、そのような側面を重視して「多様な主体による地域の再生と新生」というタイトルをつけています。

そこで、本日は3つのパートに分けて議論をしていこうと思います。第1は、「多様な主体による地域の再生と新生」というテーマにかかわる各自の取り組みと問題提起、第2は、地域再生の基盤となる産業のあり方、しかもゆとりある地域社会と調和した活力ある産業振興の方向、そして最後は、会場の方々とのやりとりを交えながら、まとめに入れればと考えています。

最初に、4人のパネリストの方々に順番に問題提起をお願いします。



伊藤

先ほどの神野先生のお話のなかで、地方交付税の問題は印象的でした。本来は財政調整は不可欠であるにもかかわらず、それが何か別の力で左右されているような状況にあることが問題だと思います。神野先生は、「垂直的財政調整を分権化すればするほど、水平的財政調整が重要になる」と指摘されました。こういった問題に対して地方の側は、どの程度の持ち出しがあるから、どのような水平的財政調整が必要であるといったことを理論的・実証的に提示していかななくてはならないと思いました。

さて、本日のテーマに沿って3つのこととお話したいと思います。第1は、中国地方における生産主導型景況と生活実態との乖離の問題です。内閣府は、各種統計や調査を基にした「地域経済動向」を2～3ヵ月置きに発表しています。2002年11月の発表をみると、実は中国地方が一番よいのです。前回8月には「やや改善」という表現であったのが、11月には「改善が進む」という表現になっています。ほかの地域については、せいぜい「持ち直し」といった表現ですので、これらよりかなりよい。ただし、これは相対比較です。注意は必要です。個人消費や企業の設備投資の水準は決して回復しているとはいえません。にもかかわらず雇用水準は持ち直しているなど、よい兆候もみられます。その源泉は鉱工業生産指数に代表される生産面での景気回復の動きです。

先日新聞に広島在住の支店長さんたちの記事が出ていました。「広島の人たちは“広島に元気がない””とっているが、他地域と比較すると決してそんなことはない。自虐的すぎるのでないか」というものでした。ここで重要なのは、広島を中心とした中国地方の産業構造は生産主導型ですので、地域への影響が限定されているということです。地域外の需要には反応しやすいのですが、その波及効果が地域内では循環しにくい。これをいかに組み立て直していくかは、地方分権の問題とも密接に関係していると思います。

第2に、中国地方はハイテク地域であると同時に、少子・高齢化の先行地域でもあり、わが国の将来を先取りした性格を兼ね備えた地域です。特に化学やエレクトロニクス分野ではハイテク工場が多く、生産財を中心に国内外への供給拠点となっています。これが生産主導型景気回復を支えています。その一方では、少子・高齢化とさらには過疎化の典型地域でもあり、早くからいろいろな取り組みをしてきました。そうしないとやっていけないからです。

これら両方の特質を組み合わせることにより、本格的な高齢社会に対応した新しい産業のあり方が考えられるのではないかと。たとえば介護サービスとものづくりを組み合わせた分野が考えられます。あるいは少し突飛なアイデアですが、全国各地にとげ抜き地蔵や嫁いらず観音といったお年寄りに人気のある民間信仰がたくさんあります。これらをどこか1ヵ所に勧進し、温泉と組み合わせれば一大レジャーランドができると思います。

第3に、中国地方はものづくりを優先してきたせいで、経済のソフト化・サービス化への対応が遅れました。初代センター長の樺本功先生は、「一般には製造業が不振だから中国地方に元気がないといわれているが、中国地方に元気がない理由の半分は、雇用の受け皿となり成長の牽引力となるサービス業が弱かったからだ」と、実証分析に基づいて指摘されています。

ここで提案したいのは、両者を対立的にとらえるのではなく、ものづくりとサービス業を組み合わせた視点、いわば「知識産業」が重要だということです。その応用分野は、農業から介護・福祉、医療、公共交通機関などまで幅広いと思います。中国地方にも「知識産業」の芽は少なくないはずですが、これまでは主要企業が内部化していたこと、ま

だ需要規模が大きくないこと、需要があっても大都市圏に漏出していたことなどから、顕在的とはいえませんでした。しかし、主要企業が事業再構築の一環としてソフトウェア部門やエンジニアリング部門を外部化することなどにより、供給体制と市場が形成されつつあります。先ほどの神野先生の表現によれば、中国地方の強みであるものづくりに知識と情報を付加していくことにより、新たな「知識産業」が展開されていくと期待されます。

地域政策を生み出す新たな場



佐々木

私は長年、地域づくりやそれに関わる政策提言の仕事をやってきました。国内各地の問題あるいは最近では中国とか韓国といった近隣の国での地域問題にも関わってきました。そういう経験をふまえてお話できればと思います。

神野先生から大正デモクラシーのお話がありましたが、私たちの国あるいは地域づくりというのは、明治になってからの話に限りますと、ずっと国主導できました。大正に入って多少はデモクラシーが芽生えましたが、昭和に入ってから国主導になりました。戦争を経て戦後復興は官主導で地域づくりが行われてきました。それが1960年代以降、日本経済が右肩上がりに成長するようになってきますと、今度は官主導というよりは国民の側が行政に依存するという状態にだんだんなりました。経済が伸び、政府や地方自治体の財政収入が増加する中で、住民が要求を出したものに対して、行政側も積極的に応えるということをやってきて、財政がどんどん膨張していきました。

そんななかで私たちも行政依存になってきたということです。公害問題が発生したのが1960年代です。政府あるいは行政がやることが必ずしも正しいことばかりでないというふうになるようになりました。1960~70年代には、環境の問題あるいはまちづくりの問題や福祉の問題等に取り組む地方自治体や市民たちが国を動かして制度化させました。その後各地のオンブズマンの活動が情報公開制度を生み、あるいはボランティアの活発な活動が素地となってNPOができました。今日の新聞には自然再生法案が成立するだろうという記事が出ていました。これは乱開発で荒れた土地を再生させる目的で議員立法として出てきましたが、各地の市民の方々の問題意識がまず生まれ、その市民たちが地方自治体を動かし、地方自治体が国を動かすという流れがだんだん大きくなってきた。そうした流れに対応した議員立法という感じがしています。

そこで、今日は東北における新しい取り組みをご紹介します。東北では、従来と違う考え方や行動をしないとはややっつけていけないと人々が考えるようになっていきます。温暖な広島に住んでいる人々からみると、東北ほど追い込まれていないでしょ

うから、エンジンをどうかけるかが難しいかもしれません。東北地方は厳しい状況にあるからこそ、いろいろなことに取り組んでいます。

1つは、十数年前に開始された「東北インテリジェント・コスモス構想」です。東北はこれまで農業地域でした。高速道路と新幹線ができてからは、多くの工場が立地しました。農業あるいは工業の生産基地、ものを生産する手足の役割を担ってきたのです。これに対し、東北大学の先生方が呼びかけて、「これからは手足ではなく、自分たちで新しい価値を生み出す頭脳を持たないと、21世紀には生き残れない。そういう力を持った東北をつくり上げていこう」という趣旨で、「東北インテリジェント・コスモス構想」が提唱されました。

そして、国や民間企業から出資を募って研究開発会社を設立しました。小さいもので10億円くらい、大きいもので40億円くらいの規模のものが15社程度できています。これらの研究開発会社はこれまでどうにか運営されてきたのですが、現在は曲がり角に立たされています。「研究開発会社をつくっても、その成果が地域に還元されない」「参加している大企業にはメリットがあっても、地域の中小企業には関係ない」「大学の先生たちの第2の職場の受け皿になっているのではないか」といった問題がいられています。情熱を持って取り組んでいた最初の世代が代替わりしたことも関係しているかもしれません。

しかし、東北が一体となって「東北インテリジェント・コスモス構想」に取り組んだことは、地元の評価はともかく、国内外で高く評価されています。わが国の科学技術政策や国土政策にも大きな影響を与えました。新しい意欲的な取り組みが地方から提示されたことは評価してよいと思います。現在はこれを何とか立て直そうと必死に取り組んでいるところです。

もう1つは、青森県における「政策市場づくり」です。これは、行政も企業と同じく顧客指向というか顧客満足度を第一に考えていかななくてはならない。そのためにはどのような政策や政策評価をすればよいかを勉強しようということで、県庁職員の研究会から始まったものです。現在では、県民代表と専門家から構成される第三者的な委員会を青森県が設置し、県民がどのようなニーズを持っているかをいろいろな形で収集・整理します。このようなニーズをふまえた地域づくりを展開していくときには、行政だけでなくNPOや企業や地域社会にも責任と役割があります。「政策市場」というのは、これらの関係主体が何ができるかを互いに情報交換し、オープンにぶつけあう場なのです。

「政策市場」も実際には思うように動いているわけではありません。県民の間に意識は芽生えても、具体的にはどうしてよいか分からない。政治家の中には「県民ニーズといっても、それにどのように責任を取るのか」という人がいたり、行政職員の中には「いままでのやり方で問題ない」という人もいます。とはいうものの、県民一体となって主体的な地域づくりに参加する仕組みづくりに挑戦しているところは、国内ではもちろんのこと世界的にみてもないのではないかと思います。



吉塚

私の当面のテーマは「しまね学」の定立です。出雲地域にも石見地域にも島根には個性と自立心をもった元気印の人々が大勢いて、地域で独自の活動をしている。同時に島根は都会とは比較にならないぐらいの豊かな地域資源を持っています。

少子・高齢化が一段と進展するなかで、「島根らしさ」とは何か、日本の中で島根はどのような位置を占めていくのか。そういう視点で考えると、どこにもない貴重な自然環境・歴史・生活文化など、さまざまな有形・無形の価値をいま一度見直して、新しい価値を付加して活用していけば、未来が開けてくるのではないか。いわば「地域学」あるいは「地元学」という視点から島根地域を総合的・学際的に考えてみようというのが「しまね学」です。

「地域財」を生かすためには、女性や高齢者を含めて地域に活力を与えていく「地域力」が常に必要です。そのためには、女性力、老人力、リーダーなどの力を総合的に生かす地域ネットワークが不可欠になる。こうした協働システムによって、地域福祉、地域づくりを推進していくことが今後のカギになると考えられます。現行の地方自治制度では、市町村の守備範囲や行政サービスのあり方は、画一的で非弾力的な仕組みになっている。特徴ある地域づくりのための条件整備がいます。

中山間地域は「条件不利地域」であるとともに地域資源の宝庫ともいえます。地域資源といってもその有り様は森羅万象、地域ごとに異なります。問題はその有形・無形の独自の特性をどう生かすことができるか。その地域に相応しい方法でその多様な資源をより深く、多面的に開発していくかということでしょう。今日、農林水産省などが旗振り役となって「共生と対流」ということが強調され、関連事業も拡充されているのは、グローバルな市場メカニズムに合わせて競争力を持ちうるようにわが国の農林業を再編成することはもはや不可能である。こうした農林業の危機的な未来が現実になったいま、都市と農村との交流・相互作用に注目しようということだと思います。都市と農村、すべての地域を視野に入れて、いわば都市と農村の「循環型社会」的關係をどう確立するか。そして、中山間地域、そして農林業のあり方こそを真の「共生と対流」の根幹に据えなければならない、ということでしょう。

そのなかで問われているのは少子・高齢化が進む中山間地域だけではない。都市社会の荒廃、生活不安が進む都市部の地域コミュニティの有り様こそが深刻ではないかと思われま。都市と農村が今のような不毛な対立を止揚して、「共生と対流」關係をいっそう強めていかざるをえない、すべての地域の持続可能性を高めざるをえないという現状にあるのではないか。そのため、とりわけ中山間地においては、その地域にしかないディープな「地域財」の発見とそれを開発・リファインしていく「地域力」の拡充方法を追求していく必要があるだろうと思います。

小さな自治体と大きな自治体



猪爪

このパネルディスカッションで、私にいただいた最初のテーマは「地方分権に対応した地域づくり」です。これを解題するキーワードは3つあると思います。1つは住民自治、2つ目はパートナーシップ、3つ目は中間組織です。

現在、私は政令指定都市である広島市役所で働いています。といっても、最初から公務員であったわけではありません。市役所に勤める以前は、国、県、市町村などをクライアントにした地域計画の専門事務所で働いていました。そちらのキャリアの方が断然長いですし、対象は日本全国、ときには国外にも出ましたから、広島市に特定しないで幅広くお話を進めることにいたします。

国内における分権時代の地域づくりを考えたとき、小さすぎる自治体、大きすぎる自治体、それぞれに問題を抱えていることを、まずお話いたします。前者においては、人口規模が小さすぎて、運営上の効率が悪いという視点から、小規模自治体の規模拡大、つまり市町村の広域統合が進んでいます。しかし、規模が大きいからといって、自治体運営が能率よく行われているかというところ、そうでもないところがあります。大きすぎて、市民生活と役所の間隔が空きすぎている。つまり、大きすぎる自治体は自らの組織運営に労力を取られてしまうあまり、仕事が内向きになってしまって、市井の生活に思いが及ばない。つまり、仕事がバーチャルになり、そのことによる形骸化に気付かないまま推移しかねない懸念があります。また、大きすぎる自治体において、草の根の市民生活のリアリティにどう近寄れるか、必ずしも仕組みが十分機能していないという点で、問題は深刻ではないかと思えます。

小さすぎる自治体における住民自治ですが、規模拡大を図って合理化しようという市町村合併の作業が全国各地で進んでいます。国策誘導のこの改革路線は、いわれているところの「鉛と鞭」が効を奏して、各地に不思議な名前の新しい自治体を生み出しています。しかし、よくみると、地域によってその納まり方に違いのあることが分かります。これまで蓄積してきた地域の活力を損なわずに、どうしたら新しいシステムに移行することができるか、そこを意識しているか、していないか、自治体によって温度差があり、出現した風景が異なります。組織合理化の側面から合併は正論でしょうが、地域の経営という視点からはそう単純にもいききれない。合理化によって、下手をすると肝心の担い手側が解体しかねない事態も生じています。合併を進めるにあたって、勝負となるポイントの1つは、そのあたりへの対応の必要に気付いているかどうか、質を確保することに知恵をめぐらすかどうかにかかっているのでしょうか。教科書のない、国の指導も基本的には及ばない、地域が自らの自覚と才覚において手懸かりを発掘し、自前の手法でクリアしなければ、草の根の地域活力は枯渇してしまいます。

合併待望論に地域世論が一元化しない理由はいろいろあるのですが、小さすぎる自治体、つまり農山村には、組織合理化によって空洞化した苦い体験がトラウマとして痕跡を残している場合もあります。自治体合併に先んじて行われた農協、森林組合、商工会など産業組織の広域統合によって、組織そのものは規模拡大して体制強化に成功しましたが、大きくなった器にふさわしい規模にない事業は、合併に際してクールに切り離されました。地域への移管を模索した経過は当事者以外にはみえてきません。すっぱりと逡巡の跡もみせずに取り捨選択が行われたように見えるケースは数限りなくあったと思います。

農業でいえば、多くの地域が社会の要請によって小品目大量生産から多品目少量生産、市場流通から消費者直送への変化をたどろうとしていた矢先のことでした。たとえば、ホルスタイン種の乳牛で統一した飲用牛乳の生産事業体系に対して、乳質の高いジャージー種を導入した地域では、自治体単位の農協を主軸に、繁殖から育成、搾乳、加工まで技術開発やプラント導入、販路も自前で開拓してきました。しかし、その中核を担っていた農協組織が脱地域化を果たしたとき、生産者は置き去りです。差別化を図るために専門農家が肥育する黒豚を使ったハムの加工も、価格競争という大義名分の前に、生産者を置いたまま大量生産の別材料を使用した体制に移行してしまいました。協業体制から外れたことで、リスクを負った末端の生産者は、自力再生ではなく消極的な選択肢である離農の道をたどらざるをえないことが多いのではないのでしょうか。

90年代はじめ頃に取り組みされた、全国各地の自治体に国が一律に1億円を配って、独自の取り組みを奨励した「ふるさと創世1億円」事業のその後も、同じような問題状況でさまざまな展開がみられました。独自の取り組みといっても、日本は前例踏襲主義が強いですから、温泉掘削とか、農産物加工所などのハード施設に事例が集中したことにそれほど違和感を持ちません。しかし、多くの自治体がそれら施設の直営を避け、農協や森林組合などに管理を委託するとか、最初から外部に事業主体を立ち上げてそこを支援するというような形を取ったので、10年も経過しないうちに、施設管理の受け皿となった既存組織そのものが、地域から離脱する方向へと転換したのです。おおむね自治体規模と同レベルの範囲を掌握していた農協が、極端な場合は全県一組織にまで統合されました。森林組合の広域化も進んでいます。商工会の合理化も例外ではなくなっています。スケールメリットから外れる独自の取り組みを例外として残すことは、地域や生産者の側によほど強い意思がない限りありませんでした。これを「住民サイドにある地域自治の力量」と言い換えてもよいでしょう。

そもそも、事業の組み立てが甘く、経営責任がどこにあるかもはっきりしない例が多かったといえばそれまでのことですが、そうともいえないケースも合理化の対象から逃れることは基本的にできなかったような気がします。「ふるさと創生」前後、後にバブルであったと総括された好景気を背景に建設された多くの施設は、ストックとして残ることなく、多くが形を変えあるいは消え去ったようにみえます。分権時代の地域活性化は誰が担うのか。これは地域の末端では常に問われる課題です。大きすぎる自治体にお

ける住民自治については、次のキーワードであるパートナーシップとの関連で述べたほうが実態に即して説明できると思います。

パートナーシップ、つまり市民と行政の協働という言葉が、行政関係で使われるようになったのは、90年代のはじめ頃、大きすぎる自治体である大都市、特に首都圏においてであったと記憶しています。首都圏は、東京を中心に3,000万の人口が集積する大都市圏です。人々の日常的な行動は、住民登録をしている行政区を越えて広範囲に広がっています。移動手段である公共交通体系や自動車道路網などがいずれも東京から放射状に広がっているため、働いたり、学校に行ったり、買物をしたりという日常の生活は、ほとんど東京の行政区域内にあります。こうした社会基盤を背景につくり出された人々の気持ちは「横浜都民」「川崎都民」であり、新聞も地方紙より中央紙、さらには関心の高い東京の地方版を選んで購読する人が多いと聞いています。こうした東京のベッドタウンの性格が強い神奈川県下の郊外住宅地も、居住歴が長くなるにつれて顔見知り社会ができ、地域にコミュニティの形成が進みます。

しかし、大きすぎる自治体の場合は、身近なところに行政はいません。極端な場合、電車で東京に出て、乗り換えてからまた郊外に出て市役所に行くというような位置関係にありますから、引越してきてから一度も市役所に行ったことがないという人すら少なくありません。役所への届け出などは、最寄りの区役所やその下の出張所などで済むからです。電子自治体化が進む現在、その関係はもっと希薄になっています。

広島市に8区あるように、政令指定都市には本庁と行政区があります。行政区は、東京23区のように選挙で首長や議員を選び、自主財源で区政を動かすことのできる特別区とは違います。人事、財政などにおいて主体性を持っていない行政区は、市民にとって本庁業務を補佐する単なる出先機関でしかないようにみえるので、市民活動をする人々はあまり頼りにしません。大都市住民のネットワークや専門知識の広がり、自分たちの力量の中で完結して行くことを可能にしていたから。

こうして、役所が遠くてあてにならない分だけ市民活動が活発化してくるたびに、民間パワーがみえてこない役所は、危機感を抱いてパートナーシップの必要を市民に投げかけた経過があったように記憶しています。市民側においても、活動の成熟によって行政と組まざるをえない事態にも遭遇しました。汚れた河川の浄化やゼロ・エミッション、教育や防災、市民が抱える課題は、どれも民間側だけで完結せず、行政との連携が欠かせないことに気づき始めたからです。

小さすぎる自治体の場合は、特に産業政策において手厚い行政からの支援があったために民と官の役割分担の経験がありましたが、広域合併によって網の目が粗くなっている現在、これまでの蓄積を瓦解させないために、新しい関係構築の必要が認識されています。しかし、既存の組織の多くは広域合併によって「脱地域化」しているため、行政は誰とパートナーシップを組むかということが改めて課題となっています。

3番目のキーワードである中間組織が、その問いかけに対する答えです。アメリカ型

のNPOが日本でどう現出するのか、法律次第というところもありますが、認可を受けた団体の数は相当なものになります。コミュニティ・ビジネスという考え方も出てきています。

地域の実情に合わせた独自の取り組みもあります。大分県の湯布院町では、民間が主導して観光協会と旅館組合を合体させた総合事務所というものを機能させています。景観形成や交通問題などについて、調査して提言をまとめ、行政に働きかけています。熊本県の小国町では大字を母体にした財団を立ち上げ、行政ではできない能率が悪い仕事を請け負っています。小国町にはデザイン性に優れた公共建築がたくさんあって、それ自体が地域の魅力となっています。しかし、それを永続的に管理するには、従来のような所管別に施設ごとに費用を用意するのではなく、全体をひとつの長期営繕プログラムで組み立て、その業務を行政内部で行わずに、財団に委託する方向を模索しました。財団では、施設管理を一義的な仕事としながら、地域が必要とする新しい仕事をさまざまな分野で発掘し、そこに若者を雇用して自立への道筋を示すことを一方で追求しました。変化する地域の課題や、それに必要な人材育成をも視座に置いていることが分かります。

大きすぎる自治体では何が中間組織になっているかということですが、政令指定都市では、行政区が地域と密着した現場最前線ですから、そこから発想したいと思っても、実態はそうなっていないことが多いように見受けられます。行政区の権限については全国各市一律ではなく、その土地なりの経験に基づいた独自のあり方があるようにもみえます。小規模自治体の規模拡大がクローズアップされているわりに、大きすぎることの問題が議論の俎上に上がっていないからではないでしょうか。大都市行政体の全体像を手短かに語ることはできませんが、ひとつの事業予算の流れをみても、担い手となる組織の多層化に気づきます。中間組織として、問題意識を自らの発露で克服する柔らかさがあるかどうかは、組織から組織へ決まった形で事業や金が流れていく体制のなかでは、期待できないことが多いように私は感じています。

また、地域にはいろいろな民間組織がありますが、小さすぎる自治体の例でお話したように、できあがった組織は行政以上にフレキシブルでないことが多いのです。つまり、行政でない、市民個人でもない、その中間に必要な組織は、形もさることながら、自前で問題を発掘し克服することのできる中身が大切なのだと思います。「古い皮袋に新しい酒を入れる」ことによっても、問題を克服することができるというわけです。形よりそこに入れる中身ということから、かつて横浜市で議論した事柄を思い出してお話いたします。

横浜市内には実にたくさんの市民活動がありますが、生活が住民登録した自治体内で納まっていないのと同じように、活動グループのあり方も行政の枠組みとは一致していません。たとえば、当時、可燃ゴミとして分別なしで収集していた衣料の資源化に取り組んだ女性たちのグループがあります。独自に収集するルールをつくり、資源化するために民間事業所と組み、事業所はウエスにしたり起毛して再資源化したり洋服としての

利用を追及したりする過程で、業務は国際化します。行政からすると、当初の女性行政からはじまって環境行政、中小企業行政、国際協力などに拡大する活動を、どの行政分野に位置づけて付き合うか、お世話するか、混乱してしまう。活動の当事者からすると、地域に万遍なく配置されている役所の集会施設を資源回収の場として使いたいけれど区役所は許可しない。回収した衣料が業者に無償提供されるのではなく、事務費にも足りない程度でも売買取段が付くからというのが、許可しない理由なわけです。本庁である市役所からの支援があれば、区役所の対応も行き届いたのですが、運動の幅が広すぎてバックアップしてくれる所管がない。

大都市には、役所の縄張りとは一致しないこうした市民活動が実はたくさんあるのではないかと考えて、いろいろな行政分野から市民活動の認識を高めるための調査を実施しました。活動助成金を創設して、市民の側から行政に近寄ってくるような仕掛けもしました。公募型で一定期間研修をして、その結果を踏まえた大規模な発表会を開いたこともありました。その過程で、役所は、地域には従来型の役所からみえる地縁コミュニティに加えて、共感するテーマによってメンバーが集まってくる「テーマ・コミュニティ」のあることを、仕分けて認識すべきだという結論を得ました。

「テーマ・コミュニティ」には、そこに住む人だけでなく、近隣の市町あるいは国外からの参加者もあるので、活動のネットワークは自治体の範囲に特定されません。テーマもひとつの分野に止まらず、どんどん変化します。役所は、そうした人々との連携を持つことによって、自閉的な関係から脱することができないと考えるべきだと思います。

戸田

ありがとうございました。猪爪さんの問題提起は、このパネル討論全体で考えなければいけないテーマではないかと思います。こういった地域社会の問題は、あとで議論したい産業の問題と両輪であって、両者には調和が必要だと思います。

その前に神野先生にお伺いしたいと思います。猪爪さんが「大きすぎる自治体」「小さすぎる自治体」のことを話されていましたが、この問題についてヨーロッパではどのような考え方をしているのでしょうか。

神野

先ほどの基調報告で、スウェーデンの中学校の教科書をご紹介しました。その教科書には「より民主的なコミュンへの道」という話が出てきます。コミュンというのは市町村のことです。かつては2,500くらいあったコミュンは、強制合併により現在は290くらいになっています。コミュンの地区委員、つまり議員の数は約20万人から6万人くらいに減少しました。それでもスウェーデンの人口は約800万人ですから、6万人というのは、人口1億2,000万人の日本の地方議員の数とほぼ同じです。いかに地方議員の数が多いかが分かります。

民主主義のためには地方議員は多くいなければなりません。ただし、日本以外の国で地方議員に給料を支払っている国を私は知りません。アメリカの州では上院は有給ですが、下院は無給です。つまりボランティアです。地方自治体というのはそういうボランティア活動によってつくられているのです。

コミューンが大きくなると役場の職員は増えます。「コミューンの事業を運営している人々に接触するのが困難になった」という不満も少なくありません。すべては中心地区で行われ、周辺地区の人々にとっては意見をいう場がありません。コミューンにおける民主主義の機能が悪化している面もあります。

しかし、すべてがそういうわけではありません。別のコミューンでは、地区委員会を設置して住民の影響力を増強しようとしています。コミューンをいくつかの地区に分けて、それぞれの地区の問題を自分たちで考え、解決しようとしています。スウェーデンの場合は強制合併でしたが、自分たちの地区で何かやりたいといえば、それが可能です。たとえば福祉をやりたい、教育を充実させたいといった権利を持っているのです。ダイオキシンの出ないゴミ処理工場を造るといった規模の原理が働くようなサービスについては、合併後の広域自治体ですればよい。福祉や教育などの身近なサービスについては、合併前の地区でやっていけばよいのです。

他方、フランスでは合併を進めていません。人口5,000万人のところにコミューンは3万5,000もあります。人口7～8人のコミューンもあったと思います。先ほどお話したストラズブルでは、周辺市町村と都市共同体——日本でいうなら広域連合——を設置しています。都市共同体の代表は選挙で選ばれ、課税権を持っています。そして決められた一定の行政サービスをやっていきます。

こうしてみると合併するかしないかは国によって違いますが、合併するかどうかにかかわらず、結局同じことともいえます。住民に最も身近なサービスは、フランスでいえばコミューン、スウェーデンでいえば地区委員会が行います。規模の経済が働くようなサービスについては、フランスでは広域自治体、スウェーデンでは合併後の地方政府が実施すればよいのです。

日本の場合、なぜ合併するかが明確ではありませんが、合併すると民主主義が制約される面もあります。そのため地区委員会、地区協議会のようなものを設置する必要があると思います。合併しない市町村についてはマイナスイメージで語られることが多いのですが、フランスのコミューンのように合併しないと決めたら、それでやっていくくらいの意気込みとイメージづくりが大事だと思います。

地域社会と地域産業

戸田

ありがとうございました。市町村の規模にかかわらず、人々が主体的にかかわって

くことが大事だというお話だったと思います。

神野先生からは、地方分権の目的は、ゆとりと豊かさの実現だというお話がありました。ゆとりを地域社会の問題とすれば、豊かさとは地域産業の問題といえます。両者の調和がいかに大事か、そして地方分権とは両者をどのように考えていくか——ということだと思います。このことについて、どのようにお考えですか。

吉塚

島根県立大学では、北東アジア地域学術交流共同プロジェクトとして2年前から「中山間地域活性化に関する日韓比較研究」を実施しています。日本側のフィールドは、浜田市に隣接する三隅町室谷地区です。ここには以前は確認されただけでも4,000もの棚田がありました。同地区と韓国の中山間地域との比較考察を通して、中山間地域活性化対策の理論化と具体的提案を試みるものです。室谷地区の「日本一の棚田」を地域資源としてどう活用するか、そして関心のある人々による里山運動をどう展開するかを考えているところです。

また、島根県の石見地方は古くから日韓文化交流のひとつの拠点でした。「たたら」と鉄を中心に、日韓の中・近世史の比較研究を深めており、それをもとに新たな日韓文化交流ネットワークの構築を試みてもおります。里山は昔から人々の生活と結びついた山林ですが、他方では生物の多様性という特徴があり、また都市にとってのアメニティ空間でもあります。市民にとっての自己実現の場にもなるという現代的な意義もある。中山間地域における稲作に適していると考えられる戦前の奨励米の「亀治」を使った「手間のかからない有機栽培米づくり」の方法もすでに試みています。中山間地には可能性は無限にあると思います。

昨年には、韓国の農山村における民間主導の地域振興の取り組みについて現地調査を行う機会を得ました。韓国では、いわゆる IMF 経済危機後、「帰農」と呼ばれる農山村へのU・Iターンの動きが顕著になりました。その動きを支援しているのは、ソウル市にある「全国帰農運動本部」をはじめとし、各地で活動を行っている民間の組織です。こうした組織の多くは、国からの経済的支援をほとんど受けていないこと、有機農業に基づく自立的な生活を志向していること、教育を重視していることなどに特徴があるように思われます。こうした帰農者を積極的に受け入れることにより、地域も活力を取り戻し、全羅北道南原市山内面のように人口が増加しているところもあります。

また、韓国の農山村では、稲作や畑作に加えて、野草や山菜取り、きのこ狩り、木の実や樹皮、樹液の採取、在来種ミツバチによる養蜂などの活動が、季節ごとに頻繁に行われている。このような伝統的な地域資源を活用したグリーン・ツーリズムの取り組みも芽生え始めています。

「スローフード」「スローライフ」の取り組みが韓国の農村地域で根付いており、都市地域でもこうした伝統的なライフスタイルがいまだに共通のものとして生きており、都

市と農村をつなぐ縁となっていると思いました。自給自足による自立した地域自治の担い手が各地にみられました。

戸田

ありがとうございます。猪爪さんは、先ほど都市と農村の交流といったお話をされました。いまの吉塚先生のお話に関連して、何かご感想はありますか。

猪爪

先ほど神野先生から、地方分権の目指すところは、文化と環境による地域改革だというお話がありました。広島市でもこうした考え方に基づく改革の素材はあるというご示唆をいただきました。

広島市民の生活の特徴づけるものとして、デルタを形成する水辺の環境と、路面電車も含めた多様な移動手段があります。歩きと自転車は同じ平面を併用していて、やや危険な状態ですが、昨今では「都心回帰」と称するデルタ内への人口移動が進んでいることでも知られるように、市民はデルタ内でコンパクトなシティライフを楽しんでいます。歩きと自転車という移動が可能な都市は、国内はもちろん、国外でも、広島ほど条件の整った都市は少ないのではないかと思います。

しかし、こうした可能性を前面に押し出した都市政策が行われているかというところ、そうでもないところが気になります。道路密度はほとんど限界ではないかと思うのですが、まだ道路建設への熱意は相当に高いものがあります。ドイツのフライブルグ、アメリカのポートランドなど、多様な移動手段を組み合わせることで環境への負荷を軽減した交通ネットワークをつくり出している都市に比べると、移動手段を連携するという発想が弱く、いろいろありながら中途半端であるため、いつまでも自動車通行のために道路づくりに追われるという実態があります。交通政策というと、自動車道路関連が突出しますが、自転車や徒歩もきちんと位置づけた「市民移動計画」のようなものが、この大都市には必要になっていると思います。

広島市における市民生活の質を支える産業として、豊かな食材を食卓に提供する第1次産業があります。そこにも改革の大いなる可能性はあります。私の家族に血圧を心配する者がおまして、『高血圧の食事療法』という本をパラパラ見ていましたら、高知・愛媛・広島というラインは、低血圧地帯と呼べるのだそうです。野菜生産地が背後にあって、常に新しい野菜が手に入ること、それと瀬戸の小魚に代表されるカルシウム源。それらが組み合わせあって、健康生活を支える環境が整っているということです。「ひろしま育ち」のブランド化も素晴らしいですし、広島に住んでみて、食卓の質の高さを日常的に実感しています。

意識下に潜んでいる生活の質を支える諸要素に気がつき、さらなる向上を図る方向に向けて動き出すとき、総合産業として浮上してくるのが「観光」です。観光の語源は

「国の光を見る」にあります。いまのところ広島は「観光衰退県」と呼ばれていることで分かるように、何もしなくても人がやってくるというほど優れた珍しい観光資源がありません。広島市の観光資源も「平和と宮島」しかないことが、伸びない理由といわれています。それでも、年間950万人くらいの方が広島市に来ておられるという計算結果が公表されています。その人々が使うお金は2,000億円ということです。人数、消費額とも、ここ数年は下降気味であるとも聞いています。

広島市のポテンシャルを踏まえて、今後、広島にさらなる人々の来訪を考えると、それは、従来のように日常から出て非日常に触れるということではなく、広島という大都市の日常にある空間や機能に触れてもらう。つまり、「住んでよく、訪ねてよい」ところであることをもっと楽しんでいただくほうを目指したい。日常的な楽しみ方ができるような改革路線を見つけ出すということは、広島市の都市性を高めることにほかなりませんが、その実現には従来の行政が持っている手法ではとうてい及ばない。

役所は、市民の発想を導き出す手伝いはしても、机上で決めたことを下部組織に下請け仕事で流し、さらに動員をかけて市民を使うようなことをしてはいけません。従来、旧運輸省の関連業界だけで成り立たせようとした観光行政では、市民生活から乖離した特殊な業界だけのことに終わってしまいかねません。市民が主体となり、行政、企業、各種団体がそこへの道筋をイコールパートナーの関係で追求するようなことができないだろうかと考えています。

こうした方針について、従来の「観光」という言葉を使うと、温泉が欲しいとかテーマパークがないだのという議論になってしまうので、違う言葉で表そうと模索中です。私は、来訪者によってさまざまなビジネスチャンスを生み出し、それをもって都市性を獲得し、活性化も図ろうという意欲を込めて、「ビジタース・インダストリー」にしようとして提案しているところです。観光客ではなく来訪者全般に概念を広げようということです。多様な目的で広島市を訪ねる人々、来てみたくなるような目的を、従来の観光産業の枠組みからはみ出して意識しよう。そして、人が来ることで発生する経済活動を助長する政策を観光行政の中身にしようと考えているところです。

まだ、市役所内部の合意にはなっていませんが、広島市以外の政令指定都市では、すでに「観光」という言葉を使っていないのです。「来訪者」とか「ビジター」といっていますし、観光産業ではなく「ビジターズ産業」を興そうともいっています。略して「VI」です。「VI」を振興するために何をするかですが、神野先生がご指摘されたように広島にはたくさんのいいものがある。それもかなり高レベルです。それらをどう生かすか、それから情報もポイントです。素敵なものや場所があるけれども、それを独り占めしてしまっていて、みんなのものにしない。情報として社会に伝達するチャンネルの部分が壊れていないかと思うところがあります。次は、世界に突出した知名度。やり方次第では、コンベンション都市としてさらにグレードアップしていくのではないのでしょうか。

被爆による戦後復興の第1段階を終えたいま、都市空間の複合性も必要です。単目的

では賑わいや活力は生み出せません。行政の守備範囲は都市計画行政の範疇にあるのでしょうが、そこでは空間しか対象としません。それでは、賑わいとは商店街にあるものだという前提があるので、経済行政に振られる。しかし、賑わいの創出について、行政は自らがその担い手になることはできません。啓発したり、動機づけをしたりする程度しかやることがないのです。

平和大通りをリニューアルする議論をここ数年間やっています。問題は、賑わいのある面白い空間にしたいというところにあります。しかし、100mの幅員全部が道路として認定を受けていますから、何によらず道路法・道路交通法がかかってきます。そこに賑わいを持ってこようというときに、現在の法律がかぶさっている土地利用ではいろいろな問題が起きてきます。ですから、そのあたりの道路の問題から次に賑わいに転換していくプロセスについて市民も知らないのです。なぜそれができないか。行政内部は縦割りで分散して仕事をしていますから、その中で横断して平和大通りを賑やかで楽しい道にしようということがほとんどできないのです。他部局に配慮しなくてはならないなど、そういう議論ができないという事情もあります。

ですから大きなお金をかけて何かをつくるのではなく、いまあるものをどうやって活用していくかということに、頭脳と決断力を要求されるということです。たとえば、東京の原宿の表参道では午後3時になると銀行がシャッターを閉め、寂しくなります。銀座も同じ問題で悩んだことがあります。原宿の場合は商店街がどういう形で当時の大蔵省と協議したか分かりませんが、とにかく地元協議をしろという一定の決まりがありました。そこで地元の人々は銀行に相談して、銀行には2階に上がってもらい、代わりにポケットショップのようなものを設置して、まちの賑わいに貢献してもらうことになりました。

広島にも、ある街角に2つのコーヒーショップが向かい合って立地しています。一方は通りに面していますが、もう一方はセットバックして、外にはイスやテーブルを置いています。これは協議しながら、そういう形に誘導した経緯があります。そういうものを積み上げていけば、平和大通りに賑わいをつくれると思います。

これはなかなかプランニングで計画書を描けないのです。私は役所に入って4ヵ月くらいにしかならないのですが、そこらあたりの問題が私の分野として非常に関心があります。市民から見えないけれども、市民とともに問題を発掘して、そして市民感覚で都市の空間の複合性を追求して、やはり市民がそこで空間を使いこなせないと、メニューに出せません。市民とともにメニューに出してそれを行政が紹介して、ある制約を乗り越えて、新しいフロンティアが見つげ出されるのではないかと思います。

伊藤

せっかく落としどころがみえてきたような気がしますが、もう一度最初の議論に立ち戻ってみたいと思います。

先ほど佐々木先生は、瀬戸内海の人たちは東北の人たちに比べて少し危機感が足りないのではないかという趣旨のお話をされました。そうはいうものの、中国地方の産業は重要な転機を迎えています。先行工業地域であるがゆえに、いろいろな悩みを抱えています。中山間地域や日本海側地域の問題もあります。そういったことから自分たちでなんとかしなくてはいけないということで、自主的な取り組みが早くから活発でした。たとえば「過疎を逆手にとる会」は20年も前に設立されています。最近「逆手塾」という名称に変更しました。

そういった取り組み関係者のアイデアなのですが、中国地方の中山間地域の町村は、昭和の大合併のときにかなり広域化しています。これが今回の合併でさらに広域化する。そうすると先ほどの神野先生のお話にあったように、周辺部はますます困難を強いられることが予想されます。そこで、使われなくなった町村役場を利用して「第2の役場」を自分たちで開設し、自治の拠点にしようという検討がされています。これは追い詰められたからこそ出てきた考えといえるかもしれません。西部開拓時代とはいいませんが、自分たちの地域を自分たちで守ろうとする気運が出てきたようにも考えられることは評価できると思います。

もう1つ、これに関連して自治の多様性ということをもっと重視してもよいのではないのでしょうか。先ごろ地方制度調査会において、西尾勝先生が「人口1万人以下の町村は廃止する」という主旨の私案を提示され、波紋を投げかけました。このように何が何でも合併という考えでよいのかどうか、もう少し地域に根ざした議論も大事だと思います。

といいますのも、中国経済連合会と中国地方総合研究センターは、「新しい地方行財政システムに関する調査研究」に取り組んでいます。その一環としてこの9月、中国地方の318市町村長を対象にアンケートを行いました。その中で小規模町村のあり方について質問しています。それによると、「基本的サービス以外は垂直的または水平的に移譲してもよい」という回答が6～7割くらい。5,000人未満の小規模町村では、「議会の代わりに住民総会や委員会を設置してもよい」という回答が2～3割くらいでした。

小規模町村にとって権限をむりやり奪われることには抵抗があると思います。しかし、自分たちに最低限必要な行政サービスを絞り込んだうえで、自分たちで実施が困難なものについては主体的に移譲・移管するという選択肢があってもよいように思います。中国地方には中山間地域や島しょ部が多く、人口3,000人未満の小規模自治体が少なくありません。そういう小規模町村がたとえ2つか3つ集まって人口が1万人かそこいらになったところで、基本的問題は解決しないと思います。

この市町村長アンケートでは、道州制についても質問しました。どういう分野で道州制が必要かという設問について、第1位の回答は「地域産業政策」というものでした。これは、同時に実施した中国地方の経済界の人々に対する回答と同じでした。地域産業政策などは国から地方にどんどん移譲していく。その一方で、小規模自治体では困難に

なりつつある行政サービスについてはもっと広域的なところでカバーしてあげるといったように、両方向からの分権・移譲・移管があってもよいのではないのでしょうか。

戸田

ありがとうございます。地域づくりに対する企業の役割も重要と思います。「企業市民」という言葉もあるくらいです。佐々木先生、こういった多様な主体による地域づくりという問題についてはどのようにお考えですか。

佐々木

地域づくりの問題で企業の話をするのは少し厄介なのですが、企業は雇用や地域経済という面を除いても、地域社会に影響力のある存在だということは間違いありません。これから先どうするかということを中心に2点ほどお話ししたいと思います。

1つは、これからの日本の産業あるいは日本経済を再生していくためには、やはりものづくりを中心に据えていくべきだと思います。そのものづくりは、必ずしも物的な製品だけではなく、周辺のいろんなサービスなりシステムなり、さらにそれらの根底にある新しい価値観まで含めた形で、新しい価値を社会に提供していく——そういった意味のものづくりです。

そのとき最大の課題はいかに高付加価値化するかということです。それには2通りあると思います。1つは、国ではバイオだとかITとか環境とかナノテクとか将来のハイテク産業はこれだという目標を掲げています。そのような産業技術の高度化・進化が1つです。もう1つの高付加価値化の方法としては、製品やサービスを地域や人間生活にいかに幅広く浸透させていくかということだと思います。これについては意外に日本の産業活動は遅れてきました。これからそこへ力を入れて行けば日本の産業はまだまだ頑張っていけるし、新しい社会のエネルギーをつくり出していける、新しい担い手をつくり出していけると思います。

なぜかという、日本は欧米からアジアに生産拠点を移しています。まずは東南アジア、最近では中国に大きな市場が期待できるということもあって、中国に海外拠点を設置する動きがあります。中国にはリスクもありますので、東南アジアと中国に両面作戦を図っています。ヨーロッパは早くから中国に進出していますし、アメリカは最近急速に中国にエネルギーを投入しています。それぞれ進出の形態は違いますが、いずれにしても中国が日本にとって大きな関心事であることは間違いなくと思います。日本企業も最近では生産拠点として中国を考えるだけでなく、マーケットとして中国を考えるという動きが出ています。したがって企業の行動の仕方もずいぶん違ってきています。

中国側の動きを紹介すると、従来中国は外国資本を積極的に導入して産業構造の構造改革をしようとやってきました。これはかつての日本と同じです。最近ではそれだけではよくない、やはり自分たちの力を付けたいといけないうことで、自分たちなりの研

究開発や技術開発、あるいは人材養成を積極的に進めています。いずれ外国資本が出ていったときに、自力で頑張っていけるようにという産業政策に重きをかなり大きく置いてきているのです。そんななかで中国は急速に技術力を高めてきました。日本企業は従来程度のハイテクあるいは技術水準ではすぐ追いつかれてしまう。といっても中国の弱点は、そんなに産業や技術の基盤がしっかりしているわけではない。本当に高い水準の技術まではいっていない。中間的な技術のところまで頑張っている。

ですので、中国と日本、中国と広島の間ネットワークをつくることができれば、お互いに補い合うことが可能な状況にあるのではないかと思います。日本もそうですが、中国はいろいろな工業製品を単品で勝負することをやっています。日本も最近まではたとえば自動車の高性能化に際して単品で勝負してきましたが、これをもっと高付加価値化する、あるいは競争力を高めようとするれば、単に自動車単体ではなく都市の中でどう生かすか、社会システムとしての交通手段や自動車をいかに社会に溶け込ませていくか、あるいは生活の面からどのように自動車を見直すか、さらに自動車の造り方をいかに変えるか——というところまで広げていくとまだ対抗できるし、日本はまだまだ世界の中でもずっと優位であると思います。これは自動車だけでなくいろいろな工業製品についてもそうだと思います。

そこで、多様な主体による地域の再生についてですが、地域の企業が単に製品をつくるというだけではなく、いかに地域からいろいろなニーズを吸い上げ、あるいは地域の主体に応えられるような製品なりサービスを提供できるかというところに意識を持つようになれば、2つ目の柱が育っていくのではないかと思います。これは、日本企業の感受性の高さからいえば十分対応できる課題ではないかと思います。

1番目の話が長くなりすぎて、戸田先生からの問いかけ十分お答えする時間がなくなりましたが、2つ目は企業が地域に対してどう社会的な責任を果たしていくかということです。これは「企業市民」という表現で、アメリカでは80年代に盛んにいわれ、それを受けて日本もでもようやく90年代に提唱されはじめました。単にものをつくる技術活動だけでなくいかに地域社会に結びつくか、責任を持った存在になれるか。いまのところ、こうした活動も日本の場合はまだ企業中心で、従業員からの活動は多くないという状況ではありますが、徐々に動き出しているのではないかと。広島の工業面でのライバルともいべき中部地方の企業の動きも活発となっています。企業の高付加価値化という課題と併せて、企業の新しいあり方として広島でも考えていく必要があるのではないかと思います。

地域を組み立て直す

戸田

多様な主体という枠組みのなかで企業がいかに貢献するかという話でした。ここでフ

ロアの方々から質問をいただきたいと思います。

林 憲弘氏（地域経済研究推進協議会会長）

神野先生にお伺いします。中国地方というのはゆとりと豊かさを実感できる社会だと思うのですが、実態はそうなっていません。先生が紹介された政友会の話にも関連していますが、特に「1940年体制」以降、一極集中が進んでいます。最近でも東京の人口はどんどん増えて、地方はどんどん減って過疎化している。地方分権とは逆の方向を向いています。

構造改革の流れをみていると、本当の意味の地方分権が実現できるのか。東京がますます文化の中心になり、地方は疲弊してくる。地方の住民の豊かさというのは自然的な豊かさもありますが、所得水準格差の問題もあると思います。文化にしてもある程度のレベルを確保するための水準があると思います。いまの構造改革の流れは逆の方向を向いているのではないかと思います。ゆとりと豊かさを実感できる状況にはない。どうも納得できないと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

神野

おっしゃるとおりだと思います。日本はハンドルを切り間違えて、間違った方向に進んでいると思います。ご指摘のとおり、「1940年体制」以降、一極集中をもたらす中央集権体制になりました。1970年代に人口の地方分散がみられたのですが、1980年代には一極集中が一段と加速されました。これは産業構造が変化したからだだと思います。1970年代までは製造業の地方分散とともに人口も分散していましたが、1980年代以降は情報化が進展し、特に金融業が重要な役割を果たすようになりました。1990年代も同じ状況です。最後の全総計画で想定していた以上に製造業の海外フライトが進行しています。現在のような構造改革では、一極集中がますます助長されるおそれがあると思います。

先ほど韓国のお話がありました。IMFの要請に基づいて韓国でも、ただでさえ一極集中しているのに、いまの日本と同じような構造改革をしようとした。これに対して、地域が独自に発展していけるような方法が模索されています。

日本についていうと、中央政府が地方政府に甘えていると思います。よその国で日本のような政策をとると、地方が離反していきます。中央政府は躍起になってそれを止めようとしています。小泉総理は、「江戸時代には地方は自立していた。これからは幕藩体制のようなやり方でやる」という主旨の発言をしていました。こういう考え方はヨーロッパでは大歓迎されます。通貨発行権ももらえるのかと。かりに北海道が通貨発行権を獲得して独立すると、農業の生産性などは中国などよりはるかに高い。十分に国際競争力はある。通貨の競争力も確保されます。

スイスやベルギーといったヨーロッパの小国が豊かなのは、それぞれが完全に独立しているからです。だから地方の側は、「それほどいうなら独立する」と中央政府を脅さ

なくてはならないのです。中央政府の側は、地方をどんなにいたぶっても何もしないと
思っているところがあると思います。

戸田

先日の日本自治学会で道州制・連邦制に関するセッションがありました。そのときに
も神野先生は、同じような投げかけをされていました。そのときには処方箋のようなも
のも提示されていたように思いますが、何か具体的な提言はありますか。

神野

私はいま過疎問題に取り組んでいます。過疎地域といっても実は東京都千代田区です。
同区には昼間は100万人の人々がいるのですが、住民税を払っている人々は、つい最近ま
で30万人くらいでしたが、いまや3万人を切りそうな状況です。そこで、ビルを建築し
たときには階上部分はマンションにしなくてはならないという条例をつくりました。け
れども事務所は入居しても、住民票を持った人々は来てくれない。なぜかいうと、地域
社会というのは生活が完結していなくてははいけない。いわば「生活細胞」というか、生
活の全体性を備えていなくてはなりません。千代田区には秋葉原の電気街、神田の本屋
さん街、岩本町の繊維問屋街は残っていますが、魚屋さんや八百屋さんはないのです。

これに対し、パリの場合、シャンゼリゼやパレロワイヤルなどのように特徴のある区
画があるほか、20区のそれぞれに人間が生活できる機能が完結されています。教会を中
心に人々が生まれ、育ち、そして老いていくために必要なものが備わっています。

わが国の過疎地では、そういう機能が完結していないから過疎化する。たとえば「広
島に行けばその機能はまかなえる」とはいつても、いつも出かけていれば、過疎化がま
すます進行します。それぞれの地域で生活が完結していなくてはならないのです。人間
の身体でいえば心臓なら心臓、肝臓なら肝臓は同じ細胞から構成されます。同じ文化、
生活様式を持った「生活細胞」によって地域が形成されるのです。産業もそのような地
域社会のなかで考えていく必要があります。

スウェーデンの場合、ある地域で失業者が出たとします。失業が生まれること自体が
問題なわけです。なぜなら、人間の生産と消費とが対応して地域社会が成り立っている
と考えているからです。人々の生活に必要なサービスは必ずあるはずなのに、失業者が
いるのはおかしい。むしろ不必要なサービスがあるから失業が発生したのではないか。
そこで、失業者は自分たちで組織をつくって問題を考えていきます。スウェーデンには、
こういった「ローカル・ディベロップメント・グループ」がたくさんあります。「ワーカー
ズ・コレクティブ」のようなものです。自分たちで必要なサービスを考えていく。保育
や介護など従来は家庭でまかなっていたようなサービス——基礎的サービスと呼ばれま
す——は、家庭だけでは充足が困難になっています。地域社会で対応していかなくては
ならなりません。「ローカル・ディベロップメント・グループ」は、そういうサービス

を自分たちで考え、組織化していくのです。

もう1つの柱は観光です。スウェーデンには日本でいう公共事業のようなものはありません。自分たちでどうにかしなくてはならない。日本の場合には、たとえば教育にしてもよいところを伸ばすという発想はしません。よくないところを伸ばしても人並みにしかならないのです。しかしスウェーデンでは、教育にしても地域づくりにしても、よいところを見つけて伸ばそうとする。そういう取り組みのなかから観光が産業として発展していくのです。

さらにもう1つは先端情報産業です。スウェーデンでは子どもからお年寄りまで情報教育を徹底しています。そして、地域に根ざした情報サービスを提供します。たとえば日本でいえば出会い系サイトのようなものにあたるのですが、友人がいなくて寂しい思いをしているお年寄りがいるとします。そういうお年寄りたちが交流できるサービスがあります。そこに新しいサービスやソフトウェアが生まれてきます。

地域の人々によって「ローカル・ディベロップメント・グループ」がつくられると、地方政府は、支援サービスセンターと産業クラスターによって応援します。前者は、企業としての組織化やマネジメントのやり方をサポートします。後者は、大学や既存企業との連携を通じて、ひとつの産業としての発展を支援します。このように、まずはグラスルーツで生まれてくるのが大事です。そして、それを側面からサポートするという発想が重要だと思います。

戸田

本日の研究集会のねらいは、現在の構造改革の流れで本当によいか、問題はないかを考えることです。神野先生のお話に重要な示唆があったように思います。そのほかフロアから質問はありますか。

高原一隆氏（広島大学大学院社会科学研究所マネジメント専攻教授）

私は10年ほど前、イタリアに1年間滞在しました。日本ですと、人口が30～40万人くらいでないと都市として元気がありません。5万人や10万人の都市は小さな田舎町という感じです。しかし、イタリアでは5～10万人の都市が非常に元気です。都市には中心部があり、市街地があり、その周囲には森が広がっています。神野先生の表現によれば、完結した生活があります。ミラノからローマに列車で行く途中には、そういうまちがずっと続いています。

一方、広島大学のある東広島市は人口12万人です。イタリアではちゃんとした都市の部類に入りますが、有り体にいえば田舎町という雰囲気は否めないだろうと思います。居住空間はあっても都市の文化のようなものが感じられません。これは猪爪さんのいわれた都市空間の多面的な利用の問題とも関係していると思います。

生活者起点のまちづくりという点では、大分県湯布院町もそうだと思います。生活者

を重視しながらも、外から来る人々を拒みません。一緒にまちづくりを進めていく。そういうことが地域の文化を育て、多様な空間を生み出しているのではないのでしょうか。猪爪さんは、地域プランナーとしてこれらの問題をどのようにお考えですか。

猪爪

楽しく感じられる地域は、都会や田園という枠組みを越えてあります。そういうところには、決まって多様で高度な住民の欲求があります。全国どこに行っても文化施設と称する箱モノがありますが、それを上手に使いこなす人々がいてこそ、文化が醸成されることはいうまでもありません。つまり、住民のレベルによって、まちは楽しくもつまらなくもなるのではないのでしょうか。

たとえば大分県湯布院町の由布院地区は、住民主導型の地域づくりで有名ですが、当初の動機は、田舎にいながら都市のような生活水準が欲しいということでした。たとえば家族で従事する旅館経営者の奥さんたちが、「インスタントコーヒーではなく本物のコーヒーが飲めるようなところでなくてはいけない」「映画館がなくても見たい映画が見られるようにしよう」「都市の大ホールとは違った音楽を聴く機会をつくりたい」といった欲求を満たしたいと思い、それがまちの賑わいに結びつき、温泉地でありながら来訪者の80%が近郷からの日帰り客であるという結果を導きました。「生活観光地」と称していますが、それがあのまちのサービス産業と観光業を特色づけ、基本になっているわけです。

東広島市には行ったことがありませんが、面白くないとすれば、そういったことに関心が薄いか、なんとかして欲しいという市民の欲求度が低いのではないのでしょうか。大学都市として開発されて年数も浅く、まだ人間の手でハードが使い切れていない段階かもしれません。ニュータウンは車社会を前提につくられますから、ヒューマンなスケールでないという点も面白さを醸しだせない理由かもしれません。

広島市の場合ですが、平和大通りを賑わいのある楽しいまちにしたいという課題があります。100m道路は緑が多く、ゆったりとしたいい道路だと思いますが、散歩するだけではもったいないのです。しかし幅員全部が道路敷ですので、空間を楽しむ利用がなかなかできない。今後、リバーフロントの土地利用がかなり緩やかになると思います。その次には、平和大通りにあるいろいろな規制が緩和されて、利用可能性が拡大すると思います。そのとき役所を先導するのは、市民がこの美しい道路をどのように使いたいかという欲求にほかなりません。市民がイメージする活用の仕方を当てはめて、何が障害になり、それをどうしたら取り除くことができるか。こうした取り組みによって都市の空間は変わりますし、沿道の民間建物の用途も外に向かって開かれたものになります。役所の縦割りがそのまま形となっている行政の都市建設が、利用の活性化によって機能的に相互乗り入れし、快適なシティライフを生み出します。これが都市の成熟というものではないのでしょうか。

由布院のように空間が限られていれば、こうした発想による用途の拡大は比較的容易ですが、被爆復興都市である広島市、あるいは大学を核にした新しい都市である東広島市などが、空間利用を複合化させて多様な市民生活を育む場として変わるには、結構、時間とエネルギーが必要だと思います。

戸田

ありがとうございました。まだまだ議論は盛り上がってくると思いますが、時間になりました。

ゆとりと豊かさを実感できる社会をいかに実現していくか、そのためには地方分権がどのように重要か、地域経営について今後の課題と展望はどうか——これらの点について活発なご意見をいただきました。現在、いろいろな改革が進められ、さまざまな混乱もみられます。いずれにしても猪爪さんの表現によれば生活者ベースというか、自分たちの身の回りのことから出発して、生活や地域社会のことを考えることが大事だということでした。本日の議論が多少なりともお役に立てるようお願いして、パネル討論会を終わります。長時間にわたってありがとうございました。

研 究 報 告

「地域美術館のあり方について ―平山郁夫美術館を事例として―」

橋本 慶子 [財団法人 ひろぎん経済研究所研究員]

「グリーンモール商店街活性化とリトル釜山の街づくり」

山本 克也 [財団法人 山口経済研究所調査研究員]

「国際化時代における自治体での農業政策について

―島根県 H 町農業政策における地産地消モデル構築への模索―」

細川 甚孝 [地域戦略研究所 (株)藤井基礎設計事務所研究員]

「愛媛の産業観光」

松尾 明彦 [(株)いよぎん地域経済研究センター主任研究員]

「PFI が創出する新たな社会資本整備について」

阿部 嘉徳 [財団法人 岡山経済研究所調査研究員]

「中国地域の産業支援サービス業の現状と課題」

細木 康広 [社団法人 中国地方総合研究センター副主任研究員]

「大学の社会貢献に関する調査研究

―国内大学の地域研究機関の社会的役割を中心として―」

戸田 常一 [広島大学経済学部教授 地域経済システム研究センター長]

平尾 元彦 [呉大学社会情報学部助教授]

地域美術館のあり方について

——平山郁夫美術館を事例として——

財団法人 ひろぎん経済研究所
研究員 橋本慶子

はじめに

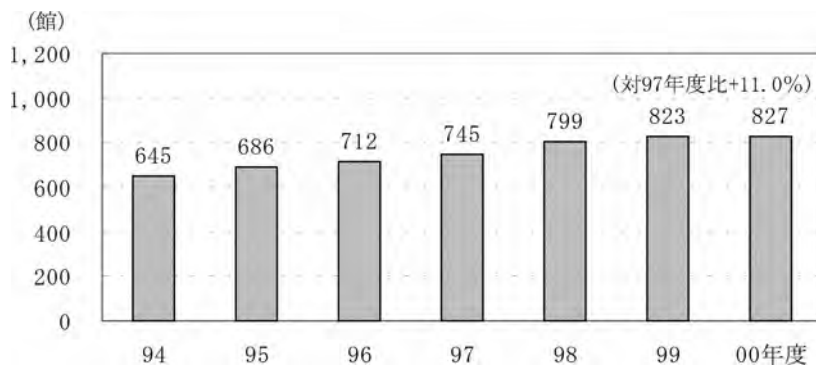
当研究所では、広島県瀬戸田町の平山郁夫美術館からの依頼により、「平山郁夫美術館の経済波及効果に関する調査」を行った。以下では、平山郁夫美術館を事例として、地域に立地する美術館の今後の運営の方向性について検討したい。

I. わが国の美術館の現状

1. 美術館数の推移

わが国の美術館数は近年増加傾向が続き、00年度の美術館数は827館で、平山郁夫美術館が開設された97年度と比較すると、11%の増加となっている（第1図）。

第1図 美術館数の推移



(資料)「博物館研究」(日本博物館協会)

(注) 博物館相当施設・その他の施設を含む

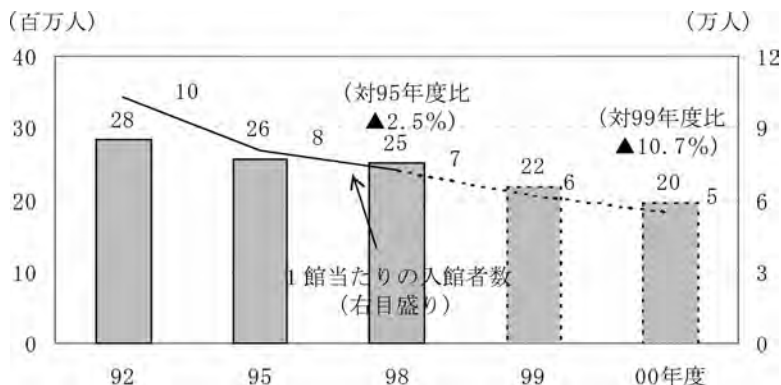
2. 入館者数の推移

入館者数は近年減少傾向が続いている。国の全数調査によると、98年度の入館者数が25百万人で、95年度比▲2.5%の減少となっている（第2図）。また、1館当たりの入館者数は98年度で7万人と、前年より約1万人減少している。

なお、最近年のアンケート調査によると、00年度の入館者数は前年より▲10.7%減少しており、1館当たりの入館者数もさらに減少している。

景気低迷の長期化やここ数年の美術館数の増加などが、入館者数の減少に影響しているとみられる。

第2図 入館者数の推移



(注1) 92・95・98年度は博物館相当施設を含む。99・00年度はその他の施設も含む。
 (注2) 99・00年度はアンケート調査のため全数は把握できない。
 (資料) 92・95・98年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)、
 99・00年度「博物館研究」(日本博物館協会)

3. 県別の美術館数

美術館数を都道府県別にみると、広島県は21館(全国第12位)で島根県と同数となっている(第1表)。近隣の県では岡山県が25館と最も多い。

なお、登録美術館の数でみると、広島県は12館(全国第8位)で中四国地方の中で岡山県に次いで多い。

(注) 登録美術館は、学芸員の配置など一定の要件を満たし各県の教育委員会に登録された美術館。

第1表 県別の美術館数(00年度)

(単位:館)

	合 計			
	登 録	相 当	そ の 他	
広 島 県	12	0	9	
岡 山 県	16	0	9	
山 口 県	6	0	4	
鳥 取 県	3	0	4	
島 根 県	8	0	13	
愛 媛 県	3	0	12	
全 国	336	52	439	

(資料)「博物館研究」(日本博物館協会)

4. 人口当たりの美術館数

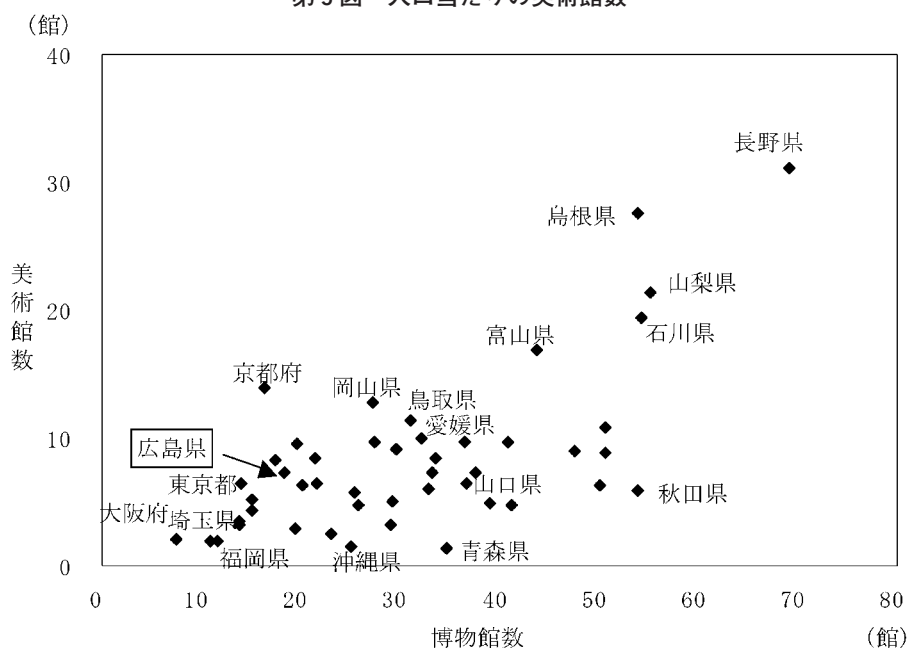
美術館数と歴史博物館など美術館以外の博物館数(以下博物館数という)を人口100万人当たりで比較すると、広島県は美術館数が7館(全国第22位)、博物館数が18館(同

37位)となっており、美術館が相対的に博物館より多い(第3図)。しかし、中国地方5県の中では第4位と山口県に次いで少ない。

その他の都道府県をみると、長野県・島根県・山梨県などで美術館数と博物館数がともに多く、文化水準の高さが窺える。なお、長野県や山梨県に関しては東京・名古屋などの大都市圏に近い立地条件の良さも博物館が多い要因の一つとみられる。

一方、大阪府・埼玉県・福岡県などでは、人口当たりの美術館数と博物館数がともに少なくなっている。

第3図 人口当たりの美術館数



(注) 人口100万人当たり

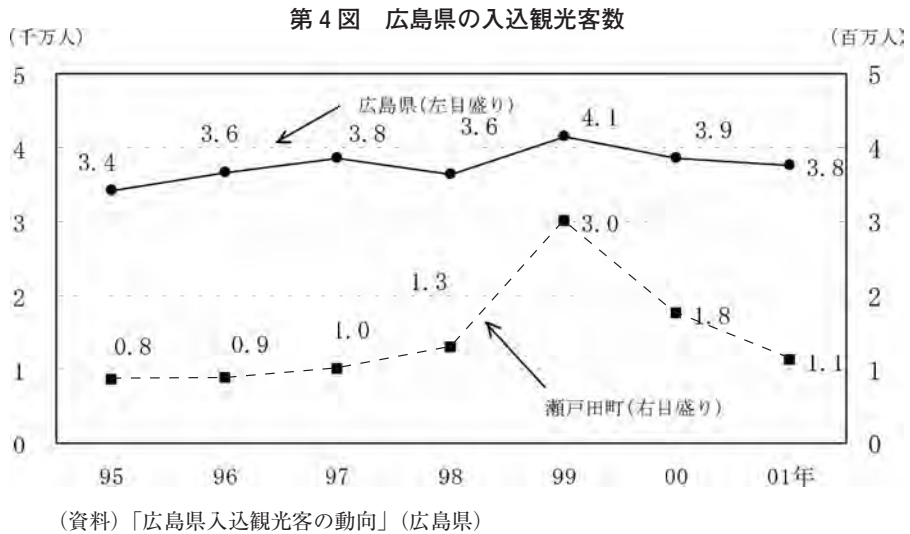
(資料)「博物館研究」(日本博物館協会)「国勢調査報告」(総務省)

Ⅱ. 観光客数の動向

1. 入込観光客数の推移

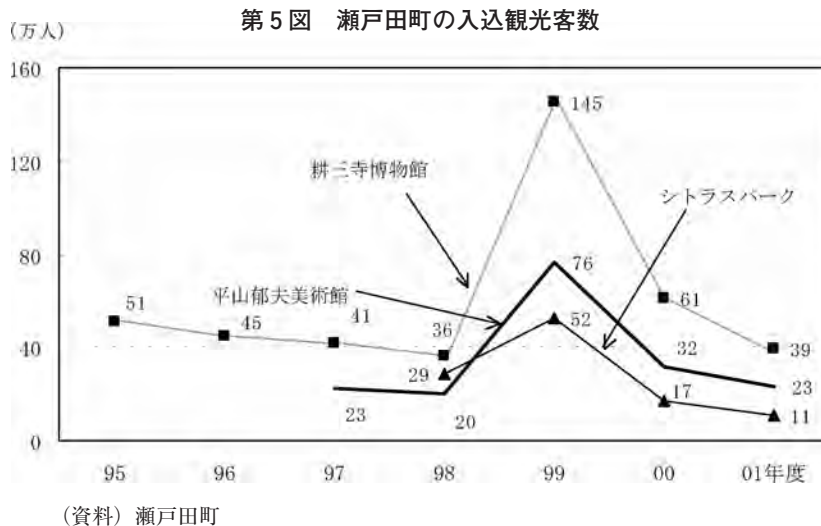
(1) 広島県の入込観光客数

広島県内の入込観光客数(01年)は38百万人(前年比▲2.6%)で99年以降減少傾向が続いている。また、瀬戸田町内の入込観光客数は113万人(前年比▲35.2%)と、しまなみ海道が開通した99年の3分の1の水準へ急減している(第4図)。



(2) 瀬戸田町の入込観光客数

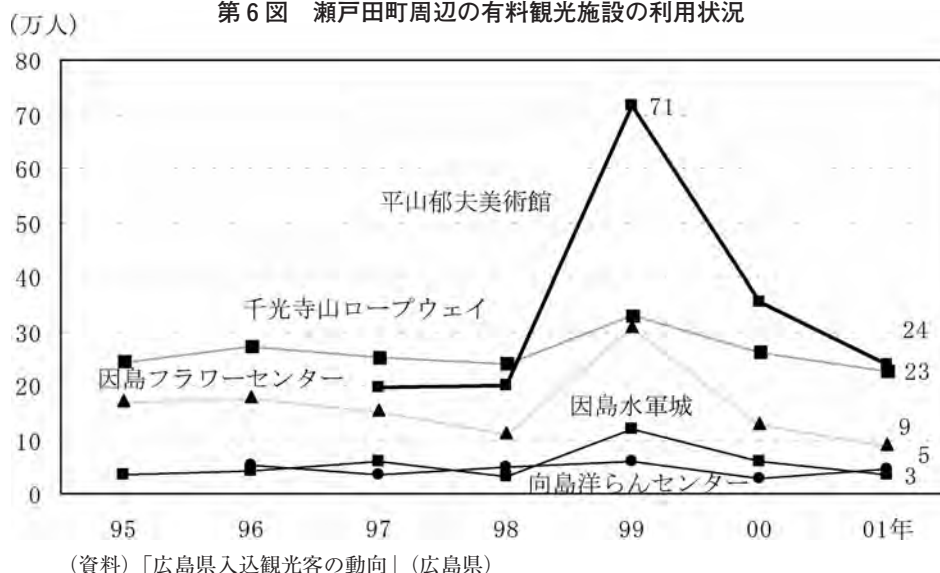
瀬戸田町内の主要観光施設の入込観光客数(01年度)をみると、耕三寺博物館が39万人で最も多い。次いで、平山郁夫美術館が23万人、シトラスパークが11万人となっている。いずれの施設もしまなみ海道が開通した99年度をピークに2年連続して大幅に減少している(第5図)。



(3) 瀬戸田町周辺の観光客数

瀬戸田町周辺の有料観光施設の利用状況(01年)をみると、尾道市の千光寺山ロープウェイが23万人で、平山郁夫美術館の入館者数と同程度となっている。続いて、因島フラワーセンターが9万人、向島洋らんセンターが5万人、因島水軍城が3万人と

第6図 瀬戸田町周辺の有料観光施設の利用状況



なっている(第6図)

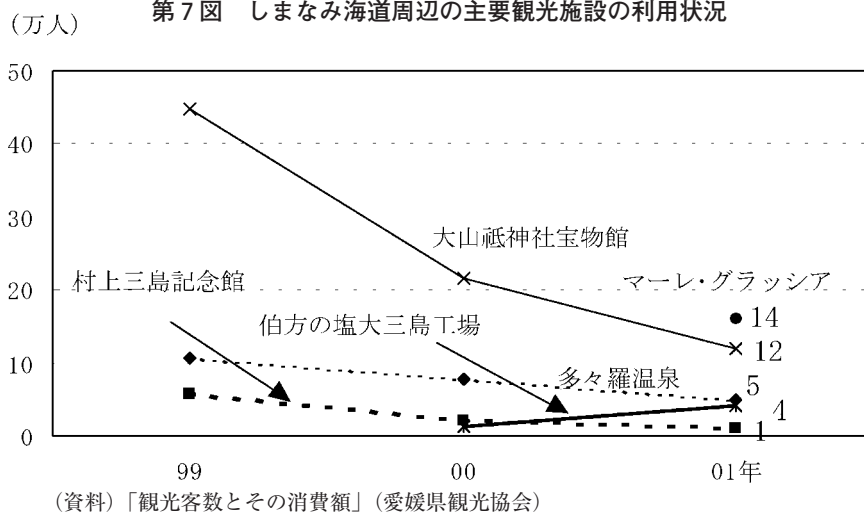
(4) 愛媛県内の観光客数

愛媛県内のしまなみ海道周辺における主要観光施設の利用状況(01年)をみると、01年4月に大三島町にオープンした温浴施設「マーレ・グラッシア」が14万人で最も多い。

次いで大山祇神社宝物館が12万人と多いが、99年の45万人に比べて▲73.5%と入館者数が激減している。

続いて上浦町の温浴施設「多々羅温泉」が5万人、塩の製造工程が見学できる「伯方の塩大三島工場」が4万人、上浦町の「村上三島記念館」が1万人となっている(第7図)。

第7図 しまなみ海道周辺の主要観光施設の利用状況



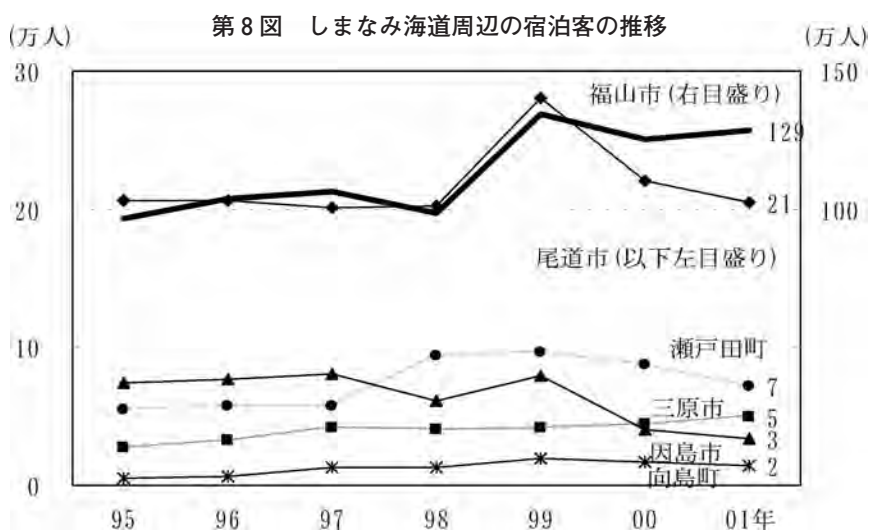
2. 宿泊客数の推移

瀬戸田町周辺の市町村における宿泊客数（01年）をみると、福山市が129万人と最も多く、尾道市の6倍以上の水準となっている。

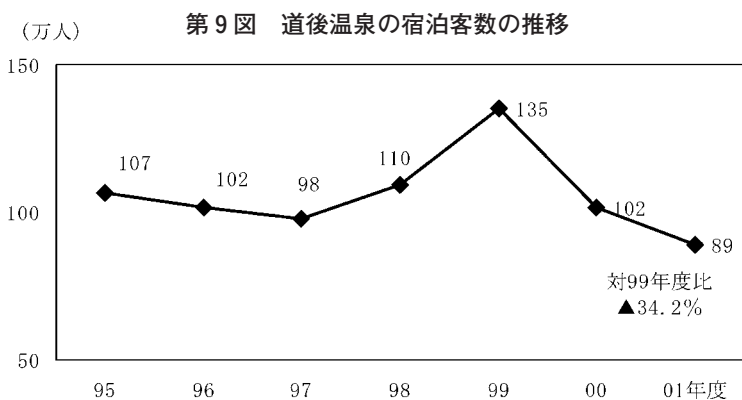
次いで、尾道市が21万人、瀬戸田町が7万人、三原市が5万人、因島市が3万人、向島町が2万人となっている。

入込観光客数の動向と同様に、しまなみ海道沿線の市町村の宿泊客数は99年をピークに減少が続いているが、福山市では01年の宿泊客数が前年比+3.0%と若干増加している（第8図）。

なお、しまなみ海道沿線の観光客の多くが宿泊するとみられる道後温泉の宿泊客数（01年度）は、89万人（99年度比▲34.2%）と、しまなみ海道開通前の水準（97年度；98万人）をも下回っている（第9図）。



(資料)「広島県入込観光客の動向」(広島県)



(注) 道後温泉旅館協同組合に加盟している旅館の宿泊客数

(資料) 道後温泉旅館協同組合

Ⅲ. 「平山郁夫美術館」に関するアンケート調査結果

平山郁夫美術館の来館者816名を対象に実施したアンケート調査結果を以下にまとめた。

1. 調査概要

調査概要は以下の通り。

- ◇調査対象
平山郁夫美術館の来館者
- ◇調査日時
02年5月2日（木）、5月31日（金）、6月8日（土）、7月23日（火）
午前10時～午後5時
- ◇調査方法
無記名アンケート方式（調査員が館内でアンケート票を配布し、その場で回収。）
- ◇配布枚数・有効回答数
配布枚数…816枚
有効回答数…810枚（有効回答率99.3%）

回答者の内訳 (人)

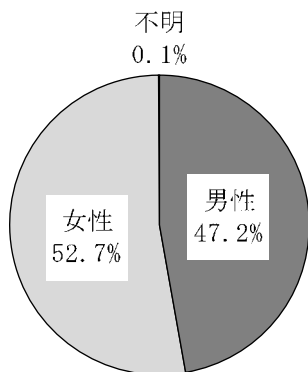
	男性	女性	不明
広島県内	120	141	1
県外	259	283	0
不明	3	3	—

2. 来館者の属性

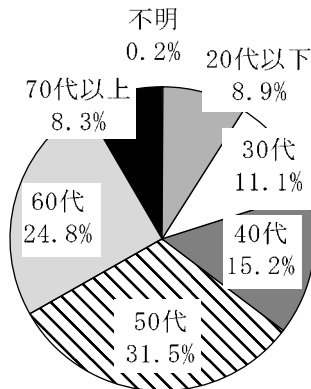
来館者の性別をみると、男性が47.2%、女性が52.7%で女性の割合が若干高い（第10図）。

年代では、50代（31.5%）の割合が最も高く、次いで60代（24.8%）、40代（15.2%）などの割合が高く、中高年層が80%を占めている（第11図）。

第10図 性別

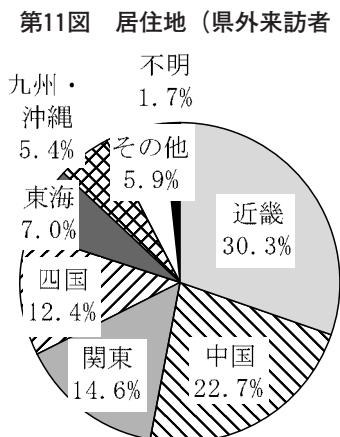
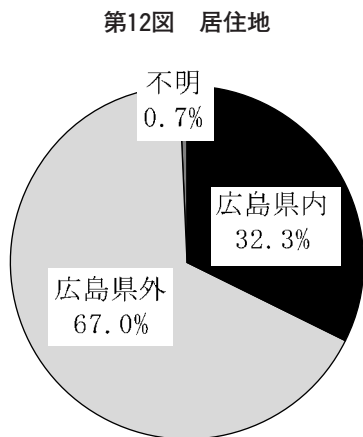


第11図 年代



次に来館者の居住地をみると、広島県内が32.3%、広島県外が67.0%で広島県外の割合の方が高い（第12図）。

広島県外からの来館者を地域別にみると、近畿（30.3%）の割合が最も多く、次いで広島県以外の中国地域（22.7%）、関東（14.6%）、四国（12.4%）の順となっている。近畿・中国・四国地域などの比較的近い県からの来館者が全体の65%を占めている（第13図）。



3. 観光・旅行の最大の目的

(1) 全体

来館者に「今回の観光・旅行の最大の目的」を尋ねたところ、「平山郁夫美術館」が46.6%でトップとなった。続いて「道後温泉など愛媛県内の観光」（13.4%）、「海・島・橋などの景観」（10.6%）、「耕三寺」（5.0%）の順となっている。

また、「その他」の割合が14.1%と高いが、自由回答欄の記載では、帰省や里帰りといった回答が多くなっている（第14図）。

(2) 属性別

観光・旅行の最大の目的を属性別にみると、男女別では男性で「愛媛県内の観光」（15.4%）、「海・島・橋などの景観」（11.3%）などの割合が若干高い。一方、女性では「平山郁夫美術館」（51.4%）が半数を超えており、女性ファンが多いことが分かる。

年代別では、20代以下で「愛媛県内の観光」（21.0%）の割合が高く、50代・60代で「平山郁夫美術館」の割合が高い。

日帰り客・宿泊客別では、日帰り客で「平山郁夫美術館」（77.3%）と回答する人が圧倒的に多い。一方、宿泊客では「愛媛県内の観光」（22.1%）や「海・島・橋などの景観」（14.5%）などの割合が相対的に高い。

個人客・団体客別では、個人客で「平山郁夫美術館」（54.2%）の割合が、団体客

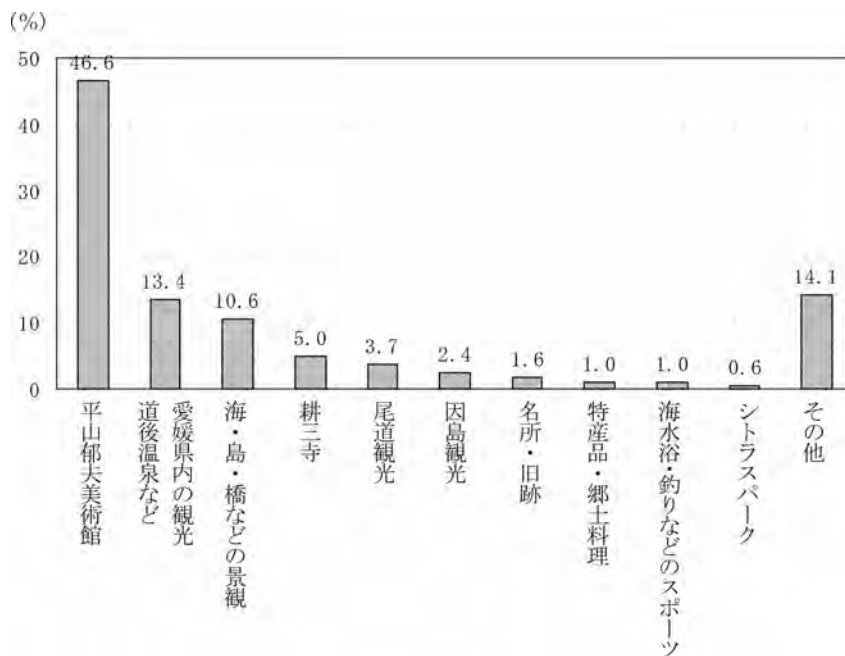
で「愛媛県内の観光」(28.7%)の割合が、それぞれ高くなっている。

地域別では、広島県内在住の回答者で「平山郁夫美術館」(73.1%)の割合が高く、広島県外在住の回答者で「愛媛県内の観光」(18.0%)や「海・島・橋などの景観」(12.9%)などの割合が高い。

県外の回答を地域別に詳しくみると、四国や中国地域在住の回答者で「平山郁夫美術館」と回答する人が多く、関東・近畿・中国地域在住の回答者でそれぞれ20%前後の人が「愛媛県内の観光」と回答している(第2表)。

以上から、平山郁夫美術館を最大の目的に来館する人は、広島乃至近隣県に在住の50~60代の女性が多く、個人グループの日帰り旅行で来館するパターンが多いとみられる。

第14図 観光・旅行の最大の目的



(注) 無回答を除く。有効回答数625人。

第2表 観光・旅行の最大の目的（属性別）

(単位:%)

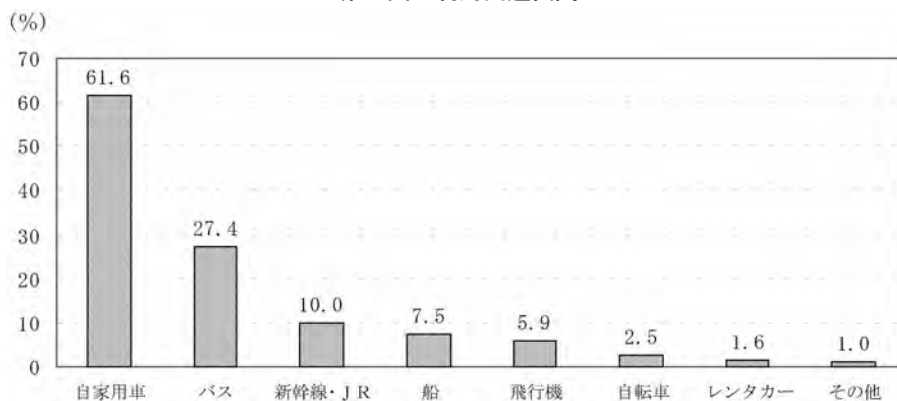
		平山郁夫美術館	道後温泉など 愛媛県内の観光	海・島・橋などの 景観	耕三寺
性別	男性	41.4	15.4	11.3	5.5
	女性	51.4	11.7	9.9	4.5
年代別	20代以下	41.9	21.0	12.9	3.2
	30代	38.0	18.3	12.7	5.6
	40代	38.0	11.1	15.7	6.5
	50代	48.2	11.2	10.2	3.6
	60代以上	54.6	13.0	6.5	5.9
日帰り・ 宿泊	日帰り客	77.3	1.2	5.1	6.6
	宿泊客	25.7	22.1	14.5	3.3
個人・ 団体	個人客	54.2	7.7	10.4	5.1
	団体客	26.3	28.7	11.1	4.7
地域別	広島県内	73.1	4.8	6.3	5.3
	広島県外	33.0	18.0	12.9	4.9
	関東	23.0	19.7	8.2	3.3
	近畿	26.6	21.0	16.9	4.0
	中国	40.6	25.7	5.9	7.9
	四国	57.8	2.2	13.3	4.4
	その他	25.0	10.5	19.7	3.9

(注) 上位4項目。無回答を除く。

4. 利用交通機関

来館者に「今回の観光・旅行で利用した、または利用する交通機関」を尋ねたところ、「自家用車」(61.6%)の割合が60%を超えて最も高い。続いて「バス」(27.4%)、「新幹線・JR」(10.0%)、「船」(7.5%)、「飛行機」(5.9%)の順となった(第15図)。

第15図 利用交通機関



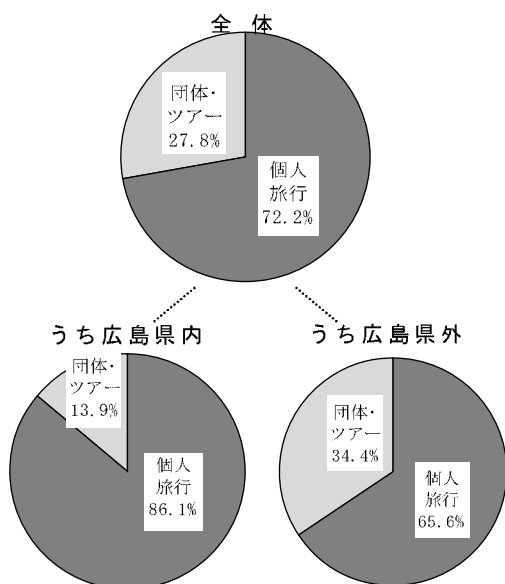
(注) 無回答を除く。複数回答。有効回答数808人。

5. 旅行の形態

来館者に旅行の形態を尋ねたところ、「個人旅行」(72.2%)が70%を超えた。さらに県内在住者と県外在住者に分けてみると、県内在住者で「個人旅行」(86.1%)の割合が圧倒的に高く、県外在住者で「団体・ツアー」(34.4%)の割合がやや高くなっている(第16図)。

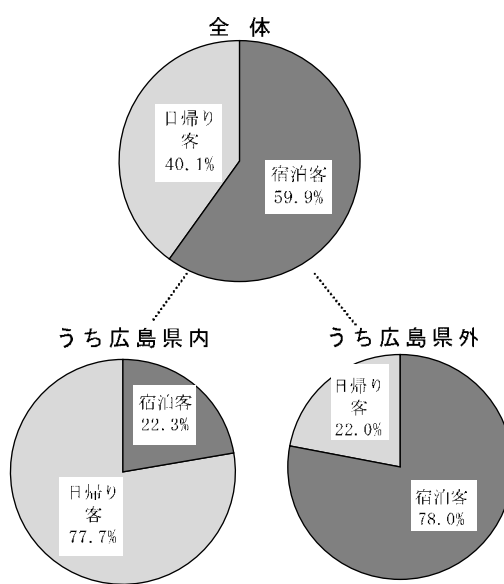
また、日帰り旅行か宿泊旅行かを尋ねたところ、「宿泊客」(59.9%)が60%弱にのぼった。県内・県外別では県内在住者で「日帰り客」(77.7%)の割合が高く、県外在住者で「宿泊客」(78.0%)の割合が高い(第17図)。

第16図 個人旅行・団体旅行



(注) 無回答を除く。有効回答数806人。

第17図 宿泊旅行・日帰り旅行



(注) 無回答を除く。有効回答数806人。

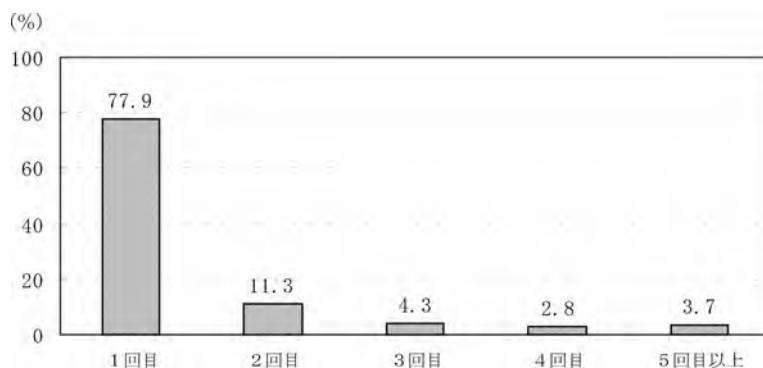
6. 来館回数

来館回数を尋ねたところ、「1回目」(77.9%)の割合が80%弱と最も高く、次いで「2回目」(11.3%)が全体の10%強を占めている(第18図)。

属性別にみると、県内在住者では男性で「1回目」(61.8%)や「2回目」(18.3%)の割合が高く、女性の方がややリーピーター率が高い。年代別では、40~60代で「2回目」の来館者が多い。

一方、県外在住者では殆どの属性で1回目の割合が80%以上と高く、日帰り客・四国からの来館者だけが1回目の割合が70%台となっている(第3表)。

第18図 来館回数



(注) 無回答を除く。有効回答数808人。

第3表 来館回数 (属性別)

(単位:%)

		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目以上	
広島県内	性別	男性	61.8	18.3	8.3	3.3	8.3
		女性	58.5	15.7	8.6	8.6	8.6
	年代別	20代以下	89.5	0.0	10.5	0.0	0.0
		30代	66.6	6.7	6.7	3.3	16.7
		40代	69.7	16.3	7.0	2.3	4.7
		50代	58.1	21.0	8.6	7.4	4.9
	日帰り・宿泊	60代以上	47.7	20.9	9.3	9.3	12.8
		日帰り客	59.5	14.0	10.0	7.5	9.0
	個人・団体	宿泊客	63.8	27.6	3.4	0.0	5.2
		個人客	60.7	16.3	9.0	5.9	8.1
	地域別	団体客	58.4	22.2	2.8	8.3	8.3
		広島市等	69.7	19.1	5.6	3.4	2.2
		中央地域	59.3	14.8	11.1	7.4	7.4
備後地域		52.6	14.4	9.3	7.2	16.5	
	その他	72.7	18.2	9.1	0.0	0.0	
広島県外	性別	男性	84.9	9.3	2.7	1.2	1.9
		女性	87.9	8.1	1.8	1.1	1.1
	年代別	20代以下	90.5	3.8	1.9	1.9	1.9
		30代	86.4	8.5	1.7	0.0	3.4
		40代	92.5	5.0	2.5	0.0	0.0
		50代	87.8	8.1	1.2	1.2	1.7
	日帰り・宿泊	60代以上	82.0	12.4	2.8	1.7	1.1
		日帰り客	79.0	10.1	5.0	3.4	2.5
	個人・団体	宿泊客	88.6	8.3	1.4	0.5	1.2
		個人客	83.9	9.6	3.1	1.7	1.7
	地域別	団体客	91.9	6.5	0.5	0.0	1.1
		関東	92.3	5.1	1.3	0.0	1.3
		近畿	91.5	6.1	0.6	0.6	1.2
中国		81.3	11.4	4.1	0.8	2.4	
四国		74.6	11.9	6.0	6.0	1.5	
	その他	90.9	8.1	1.0	0.0	0.0	

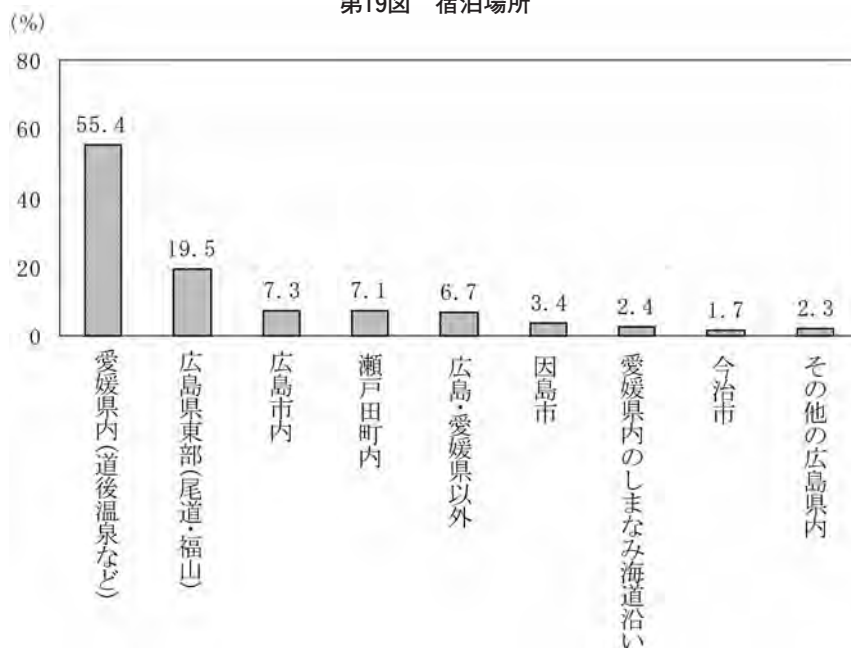
(注) 無回答を除く。

7. 宿泊場所

宿泊客に宿泊した場所あるいは宿泊する予定の場所を尋ねたところ、「道後温泉などの愛媛県内」(55.4%)が全体の半数以上を占めた。続いて「尾道・福山などの広島県

東部」(19.5%)が20%弱、「広島市内」(7.3%)・「瀬戸田町内」(7.1%)が7%強となった(第19図)。

第19図 宿泊場所



(注) 無回答を除く。複数回答。有効回答数466人。

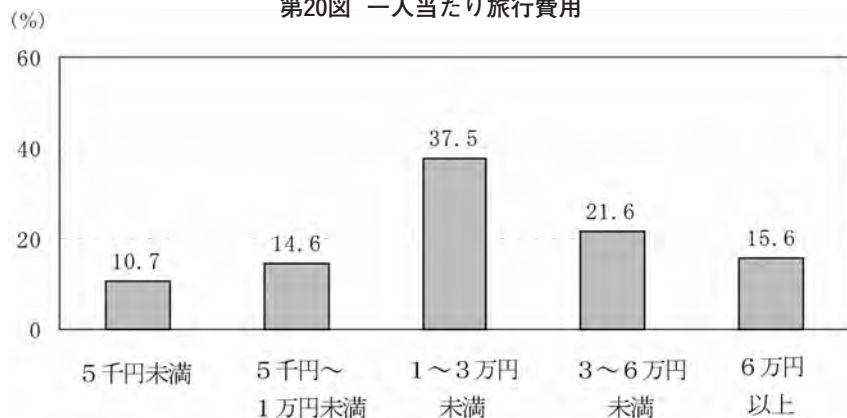
8. 一人当たり旅行費用

(1) 全体

今回の観光・旅行の一人当たりの予算を尋ねたところ、旅行費用全体で「1～3万円未満」(37.5%)の割合が最も高くなった。次いで「3～6万円未満」(21.6%)、「6万円以上」(15.6%)となった(第20図)。

また、属性別にみると、日帰り客の旅行の平均費用は「11.2千円」、宿泊客は「44.6千円」となった(第4表)。

第20図 一人当たり旅行費用



(注) 無回答を除く。有効回答数635人。

第4表 一人当たり旅行費用（属性別）

(単位:%、千円)

		5千円未満	5千円～ 1万円	1～3万円	3～6万円	6万円以上	平均 (千円)	
日 帰 り 客	全 体	19.8	31.0	44.8	4.0	0.4	11.2	
	性 別	男 性	18.9	30.6	45.1	5.4	0.0	11.1
		女 性	20.6	31.2	44.7	2.8	0.7	11.2
	年 代 別	20代以下	45.4	27.3	27.3	0.0	0.0	8.1
		30代	9.5	57.2	23.8	9.5	0.0	11.2
		40代	12.8	25.5	59.6	2.1	0.0	11.3
		50代	15.1	27.9	48.8	7.0	1.2	13.7
		60代以上	25.0	31.6	42.1	1.3	0.0	9.1
	個 人・ 団 体	個 人 客	21.6	33.0	40.3	4.6	0.5	11.1
		団 体 客	6.1	18.2	75.7	0.0	0.0	11.8
地 域 別		広島県内	25.6	36.6	34.0	3.8	0.0	9.4
	広島県外	9.6	21.3	63.7	4.3	1.1	14.2	
宿 泊 客	全 体	4.7	3.9	32.5	33.2	25.7	44.6	
	性 別	男 性	2.6	4.6	27.6	34.6	30.6	47.9
		女 性	7.0	3.2	37.7	31.7	20.4	41.0
	年 代 別	20代以下	0.0	3.7	55.6	22.2	18.5	41.0
		30代	2.3	4.5	27.3	34.1	31.8	45.4
		40代	5.2	3.4	37.9	41.4	12.1	34.0
		50代	7.4	4.1	24.0	33.9	30.6	49.9
		60代以上	3.8	3.8	35.2	30.5	26.7	44.8
	個 人・ 団 体	個 人 客	4.1	4.5	34.3	35.9	21.2	42.8
		団 体 客	5.8	2.9	29.2	28.5	33.6	47.8
	宿 泊 数 別	1泊	3.4	0.0	44.9	44.3	7.4	32.6
		2泊	1.3	4.0	2.7	20.0	72.0	73.0
		3泊	0.0	0.0	10.5	31.6	57.9	89.6
		4泊以上	0.0	0.0	12.5	0.0	87.5	118.5
		地 域 別	広島県内	10.4	6.3	50.0	22.9	10.4
	広島県外		3.9	3.6	29.5	35.0	28.0	46.6
	関 東		3.6	3.6	8.9	14.3	69.6	76.8
	近 畿		3.2	2.4	42.8	41.3	10.3	32.9
	中 国		8.2	2.0	36.7	42.9	10.2	34.6
	四 国		4.0	0.0	40.0	48.0	8.0	35.1
	その他	2.8	8.5	14.1	29.6	45.0	57.9	

(注) 無回答を除く。

(2) 1泊当たりの宿泊費

宿泊客に1泊当たりの宿泊費を尋ねたところ、「1～2万円未満」(49.7%)が全体の半数弱を占めた。また、「2～3万円未満」(19.9%)や「5千円～1万円未満」(17.8%)もそれぞれ全体の20%弱を占め、全体の平均では「13.5千円」となった。

(3) その他の費用

日帰り客では、交通費が「5.6千円」、土産物代が「1.7千円」、飲食代が「1.6千円」、入場料が「1.1千円」となった。また、宿泊客では、交通費が「9.6千円」、土産物代が「3.9千円」、飲食代が「3.8千円」、入場料が「1.3千円」と、それぞれ日帰り客の平均を上回っている。

(4) 瀬戸田町内での支出

1人当たりの旅行費用のうち、瀬戸田町内で支出または支出予定の金額を尋ねたところ、日帰り客の平均が「5.6千円」、宿泊客の平均が「7.4千円」となった。

Ⅳ. 経済波及効果

1. 平山郁夫美術館オープンによる観光客数の増加

平山郁夫美術館のオープンからこれまでの来館者数は174万人に達する。前掲のアンケート結果（第14図）によると、来館者の46.6%が平山郁夫美術館を最大の目的に瀬戸田町を訪問している。そこで、美術館オープンによる観光客数の増加を約81万人と推計した。

なお、アンケート結果及びヒアリングなどから、81万人のうち広島県内に宿泊した宿泊客が14万人（全体の17%）、日帰り客及び県外宿泊客が合わせて67万人（全体の83%）とした。

2. 広島県における経済波及効果（5年間の累計）

平山郁夫美術館のオープンによる広島県内における観光消費効果は、直接需要額が約113億円、生産誘発効果が約92億円で、これらを合わせて経済波及効果が約205億円となった（第5表）。なお、県内における一人当たりの観光消費額については、アンケート調査・ヒアリング調査の結果等をもとに、日帰り客が9,600円、宿泊客が34,600円と推計した（第6表）。

第5表 広島県内における観光消費効果

観光客数	(a)	81	万人
うち県内宿泊客	(b)	14	〃
日帰り客等	(c)	67	〃
一人当たり消費額	(d)	13,970	円
直接需要額	(e)	113	億円
生産誘発効果	(f)	92	〃
うち1次波及効果	(g)	42	〃
2次波及効果	(h)	50	〃
経済波及効果	(i)	205	〃
誘発倍率	(j)	1.82	倍

(注1) 一人当たり観光消費額(d)の内訳は第6表参照。

(注2) 「平成7年 広島県産業連関表」を使用。

(注3) 直接需要額(e)=[(a)×(d)]…県内で支出される関連消費額。

生産誘発効果(f)=[(g)+(h)]…1次波及効果と2次波及効果の合計。

1次波及効果…直接需要によって誘発された県内生産額。

2次波及効果…県内生産額増加による雇用者所得や企業所得の増加が消費や設備投資を経て誘発する県内生産額。

(注4) 経済波及効果(i)=[(e)+(f)]

(注5) 誘発倍率(j)=[(i)÷(e)]

第6表 一人当たり観光消費額(d)の内訳

		(単位:千円)
宿泊客	総費用 (k)	34.6
	宿泊費	12.0
	交通費	10.3
	土産物代	3.9
	飲食代	3.8
日帰り客	その他	4.6
	総費用 (l)	9.6
	交通費	4.0
	土産物代	1.7
	飲食代	1.6
	その他	2.3

(注) 第5表の一人当たり消費額(d)

$$= \{(b) \times (k) + (c) \times (l)\} \div (a)$$

3. 瀬戸田町における観光消費効果

平山郁夫美術館オープンからこれまでの瀬戸田町内における観光消費額（直接需要額）を推計すると約48億円となった（第7、8表）。

第7表 瀬戸田町内における観光消費効果

観光客数	81	万人
うち町内宿泊客	2	〃
日帰り客等	79	〃
一人当たり消費額	5,930	円
直接需要額	48	億円
生産誘発効果	39	〃
うち1次波及効果	18	〃
2次波及効果	21	〃
経済波及効果	87	〃
誘発倍率	1.80	倍

第8表 瀬戸田町内における一人当たり観光消費額

(単位:千円)

宿泊客	総費用	16.6
	宿泊費	10.2
	交通費	1.7
	土産物代	2.4
	飲食代	1.2
	その他	1.1
日帰り客	総費用	5.6
	交通費	1.9
	土産物代	1.6
	飲食代	1.2
	その他	0.9

V. 美術館運営における今後の課題

最近の観光客の動向や今後の社会・経済情勢の変化などを勘案し、美術館運営における今後の課題について検討を行った。

1. 少子高齢化の進展・人口の減少

国の推計では、広島県の人口は2030年には現在より約30万人減少し、高齢化率は30%に達する。今後は都市部への人口集中が進展し、地方では定住人口や交流人口の減少も予想される。

2. 観光旅行の多様化

最近では職場等の団体旅行が減少傾向にあり、宿泊観光旅行における個人型旅行へのシフトが顕著となっている。また、利用する交通機関も、鉄道から自家用車へとシフトしている。

3. しまなみ海道の全線開通

2005年度末にもしまなみ海道の生口島内区間が開通する予定であり、これまで瀬戸田町内の一般道を通行していた観光客の素通りも懸念される。

VI. 今後の美術館運営の方向性

以上をもとに、今後の美術館運営の方向性について検討を行った。

1. 地域における文化の向上への貢献

平山郁夫美術館ではオープンからこれまでに、瀬戸田町の人口の1.7倍に当たる16千人が町民招待券により入館している。今後も、町民招待券の配布を継続し、町民に親しまれる美術館として運営していく必要がある。また、文化に関する講演会やイベントなどの開催により、観光客と町民がともに文化・芸術に親しむことができる機会を用意することが考えられる。

2. 次代を担う子供達への文化普及活動の促進

平山郁夫美術館にはオープンからこれまでに、修学旅行や遠足あるいは家族連れなどで数多くの子供達が入館している。次代を担う子供達に文化や芸術に親しんでもらう事も、地域における美術館の重要な使命ではないだろうか。

倉敷市の大原美術館では、参加・体験型の子供向けイベントを実施している。平山郁夫美術館でも、夏休み期間の子供向けイベントや企画展における子供向けの解説なども検討する必要がある。

3. PRの強化

今回のアンケート結果では、「ツアーにあらかじめ組み込まれており、瀬戸田町に来てはじめて美術館の存在を知った」という回答も多くあった。しまなみ海道の島内区間が開通し単なる通過地域になる前に、美術館の存在自体のPRや企画展の案内など、テレビや新聞等を通じて積極的にアピールしていく必要がある。

また、情報化が急速に進展するなか、今後はホームページや電子メールなどインターネットを利用したPRの重要性が高まることが予想される。メーリングリストやメールマガジンなどで、新たなファン層の取り込みやリピーターへの情報提供の充実も検討する必要がある。

4. 収蔵作品・企画展の一層の充実

今後も引き続き収蔵作品の充実に努めることが重要であり、平山郁夫美術館にわざわざ来なければ観ることができない珠玉の作品を所蔵・展示することが、入館者の増加につながるものと思われる。

また、個人の観光客が増加傾向にあるなか、平和など広島ならではのテーマを設定した企画展の開催やストーリー性を持った展示などにより、多様化するニーズに対応していく必要がある。

5. 他の観光施設等との連携強化

急速に進展する高齢化や人口の減少、しまなみ海道の全線開通や特別割引通行料金の終了など、瀬戸田町の観光産業には今後のマイナス材料が多い。

自家用車を利用した個人旅行の観光客を瀬戸田町に呼び込むためには、目的意識をもってインターチェンジを降りてもらわなければならない。

近隣の大三島町では、温浴施設の「マーレ・グラッシア」や「伯方の塩大三島工場」など新しい観光施設がオープンし、利用者数も増加している。また、大三島美術館ではマーレ・グラッシアとのセット券を発売するなど観光施設間の連携も進みつつある。

平山郁夫美術館が入館者の増加を図るためには、地元はもとより他の集客力のある施設などとの広域的な連携により、観光客にとって魅力ある観光ルートを整備し、積極的にPRしていく必要がある。

例えば、以下のような連携やPRの方法が考えられる。

- (1)近隣の耕三寺や大山祇神社等との共通割引券の導入による日帰り客の誘引
- (2)旅行代理店などとの提携による宿泊客向け周遊ルートのPR
 - 道後温泉の旅館や広島一松山間のフェリー航路などを組み込んだ周遊ツアー
 - 大原美術館・ふくやま美術館・当館などを巡るツアー、
など

なお、近隣の飲食店や温浴施設などとの提携により、若い女性など新たな顧客層を開拓する取り組みも必要と考えられる。

6. ソフト面の一層の充実

平山郁夫美術館ではオープン以来、職員の育成に力を入れている。美術館では、喫茶室における落ち着いたある雰囲気作りや展示作品や地元についての説明など、職員のきめ細かな対応が求められる。

今後も、引き続き人材の育成に努め、入館者の満足度を向上させることで、リピーターの増加につなげていく必要がある。

また、平山郁夫美術館ではスロープや身障者用の駐車場・トイレなどが設置されており、車イスなどでの入館者も多い。今後、一層のバリアフリー化を促進するとともに、説明文の文字の大きさや文章などを工夫することで、多くの人に分かりやすく親しみやすい美術館づくりを進めていく必要がある。

おわりに

今回の調査では、地域における美術館の現状を把握するとともに、経営面における課題や今後の方向性について検討を行なった。しまなみ海道沿いの1施設を事例にした調査ではあるが、地域における観光施設に共通した課題や目指すべき方向性が多くあったように思われる。個々の観光スポットの魅力を高めることも重要だが、施設同士の連携を進めることにより、しまなみ海道沿線がより魅力的な観光地となることを期待したい。

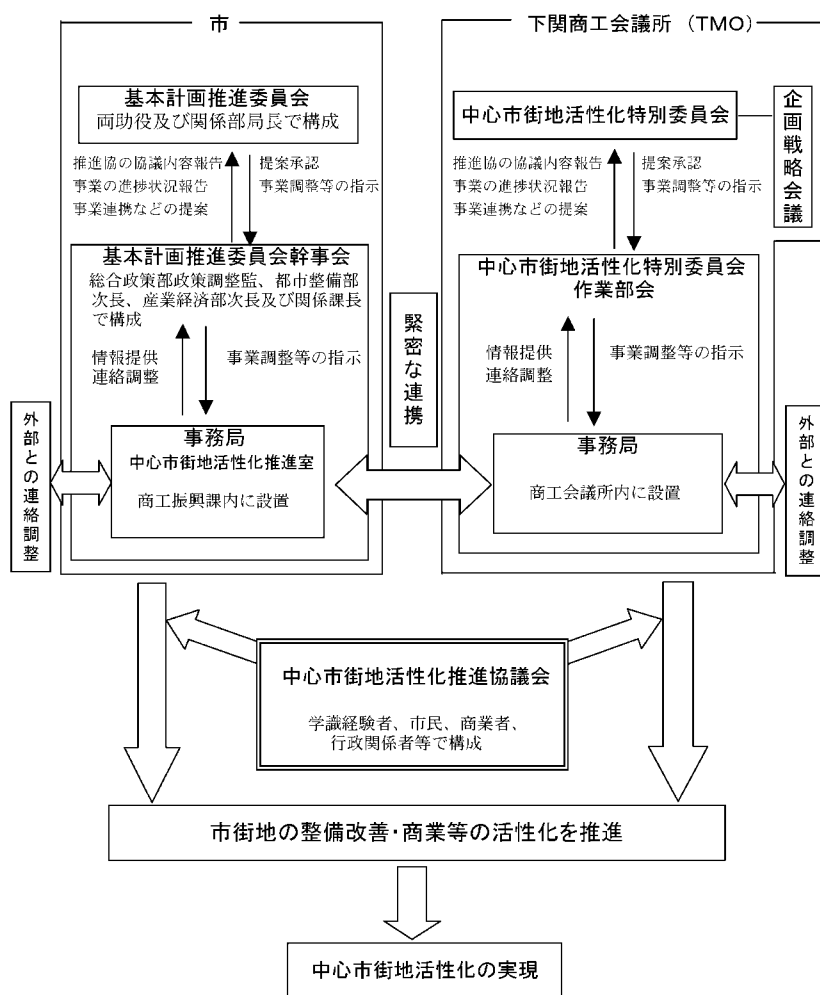
グリーンモール商店街活性化とリトル釜山の街づくり

財団法人 山口経済研究所
調査研究員 山本 克也

はじめに

平成11年度に中心市街地活性化基本計画を策定した下関市は、今年度から中心市街地活性化推進室を設け、下関商工会議所内のTMOと連携し、市街地の整備改善・商業等の活性化を推進する体制を整えた。6月には中心市街地活性化推進協議会を立ち上げ、初会合を開いたところである（中心市街地活性化に関する組織は図-1の通り）。

図-1 中心市街地活性化に関する組織



また今年4月、下関市からTMO（街づくり機関）に認定された下関商工会議所は、TMO構想にもとづいた事業のひとつとして、グリーンモール商店街を国際色豊かな通り（韓国を中心としたアジアの下町情緒がイメージコンセプト）として整備しようとしている。

そのグリーンモールでは、昨年と今年の11月に「リトル釜山フェスタ」が開催され、多くの市民で久しぶりに賑わった。計画・実行した地元商店主らは、この街のポテンシャルを再認識し、商店街活性化や街づくりに関して、「自分達でもやればできる」、「やるなら今しかない」といった気運が高まっている。

そこで今回は、商店街活性化と街づくりの観点から、グリーンモール商店街をリトル釜山として活性化させることの意義を明らかにするとともに、その可能性について考えてみたい。

1. グリーンモール商店街活性化

(1) グリーンモール商店街の経緯・現状

グリーンモールは戦後、線路の跡地にできた闇市からスタートした。そして、1976年9月15日、下関駅周辺の都市改造（再開発）事業として、駅東側広場前から上条交差点までの延長600m、幅員20mの幹線街路を整備する目的で、買物公園通り（グリーンモール）が完成した。完成当時、市民の間では、非常にユニークな通りができたと評判になり、近郷の市町村はじめ広範囲から家族づれを含めた買物客が訪れるようになった。

しかし、シーモール下関が1977年10月21日にオープンすると客足はダウンし、以降中心商店街としてのパワーを失ってしまった。

現在のグリーンモール商店街は、韓国食材・韓国衣料を販売する小売店舗や韓国料理店などが多数集積している。そこで前述の通り、下関商工会議所が中心となって、韓国色を前面に打ち出した街づくりを行ない、他都市との差別化を図ろうとする動きが出てきた。

ところが一方では、こうした動きに異議を唱える人がいるのも事実である。この問題に関しては、未だに商店街内部あるいは地域住民のコンセンサスが得られておらず、今後の紆余曲折が予想される。

こういった現状を踏まえながら、本レポートでは「リトル釜山」をキーワードに話を展開していくことにする。

(2) リトル釜山とは

「リトル釜山」と聞いて、ロサンゼルス「リトルトーキョー」を思い浮かべる人もいるかもしれない。「リトル釜山」とは文字通り、小さな釜山ということで、下関市と釜山広域市の結びつきを考えれば、割と簡単にイメージできる。

下関市と釜山広域市は1976年10月に姉妹提携の調印を行なった。両市の間では各種民

間団体による姉妹関係の提携も多く、経済、文化、教育、スポーツ、行政など幅広い分野において、非常に活発な交流を推進している。

また、関釜・釜関フェリーの毎日運航によって、人と物の流れが常にあることも両市の結びつきを強くしている。さらに、グリーンモールがある下関旧市内には、在日韓国・朝鮮人の人々が多く住んでいる。

(3) リトル釜山フェスタ

このような中、両市の姉妹都市提携25周年を記念して、昨年の11月23日に「第1回リトル釜山フェスタ」が、グリーンモール自治繁栄会と下関商工会議所の主催によって開催された。約500mしか離れていない大和町が会場である「下関さかな祭り」と同日開催したことも集客力のアップにつながり、午前11時から午後3時の間、歩行者天国にした商店街には約2万人の市民・観光客が訪れた。



同フェスタは、韓国のもち（トック）まきでスタートし、通りの特設ステージでは山口朝鮮歌舞団の韓国伝統舞踊や下関朝鮮初中級学校の生徒によるカヤグン（琴）演奏などが披露された。また、キムチとチヂミの無料プレゼント、下関チング会（下関の日本人、在日韓国人、在日朝鮮人の交流・親睦団体）のふぐチゲ鍋の無料配布があった。さらに、グリーンモール商店街や釜山広域市を紹介する写真パネルの展示、韓国民族衣装（チマ・チョゴリ）の展示・試着のコーナーも設けられ、通りは一日中、「リトル釜山」と呼ぶにふさわしい熱気と活気に包まれた。

このイベントは、グリーンモール商店街活性化に一役買い、地元市民に同商店街のイメージを改めて強く印象づけることに成功した。成功の裏には様々な要因があったと考えられるが、ひとことで言えば、地元「リトル釜山」を具現化できる潜在的能力があったから、ということである。

(4) リトル釜山化の意義

グリーンモール、ひいては下関市が保有する潜在的能力を顕在化させ、商店街活性化の起爆剤と成り得るものがリトル釜山化にほかならないと考える。そして、グリーンモールのリトル釜山化は、単に一商店街の活性化にとどまらず、下関市の中心市街地活性化にも大きな役割を果たしていくものと考えられる。次章では、グリーンモールのリトル釜山化の可能性を探るために、SWOT分析を試みることにする。

2. リトル釜山化の課題と方向性

(1) グリーンモールのSWOT分析

まず、リトル釜山化する場合のグリーンモールについて、SWOT分析（強み（S）－弱み（W）、機会（O）－脅威（T））をしてみると、以下の通りとなる。

<p>【強み】</p> <p>① 韓国関連商店の集積(図-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 韓国一般食品、韓国衣料、韓国料理など合計十数店舗 <p>② 在日コリアンが多い(表-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下関市の韓国・朝鮮国籍の人数は3,756人(平成12年国勢調査) <p>③ 釜山に近い</p> <p>④ 対韓人流・物流基盤の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> 関釜・釜関フェリーの毎日運航(表-2) ポッタリ(担ぎ屋)さんの往来、貨物航路の開設 	<p>【弱み】</p> <p>① 商店街コンセプトが不明確</p> <ul style="list-style-type: none"> 商店街内部の意思不統一 <p>② リーダーシップの不足</p> <ul style="list-style-type: none"> 実行部隊はいるが、全体を掌握できるリーダーがいない <p>③ 釜山に近すぎる？</p> <p>④ 景観・空き店舗問題(表-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 個店の魅力不足 <p>⑤ 自然発生的な商店街形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦後の闇市から発達
<p>① 下関における韓国ブームの持続・発展</p> <p>② TMO構想事業の実施</p> <p>③ 市民認知度の向上傾向</p>	<p>① 日本における韓国ブームの沈静化</p> <p>② アジアへ開かれた窓口としての博多・北九州との競争(表-4)</p> <p>③ 市民認知度水準の低さ</p>
<p>【機会】</p>	<p>【脅威】</p>

表-1 韓国朝鮮国籍外国人数

(単位:人、%)

	山口県			下関市		
	人数	国籍別割合	対人口比	人数	国籍別割合	対人口比
1990年	12,123	90.3	0.8	4,848	96.1	1.8
1995年	10,809	84.4	0.7	4,341	95.4	1.7
2000年	9,306	73.4	0.6	3,756	92.7	1.5

	広島県			広島市		
	人数	国籍別割合	対人口比	人数	国籍別割合	対人口比
1990年	13,008	76.3	0.5	8,160	78.3	0.8
1995年	11,984	57.5	0.4	7,517	66.7	0.7
2000年	10,815	46.8	0.4	6,861	61.3	0.6

	福岡県			福岡市		
	人数	国籍別割合	対人口比	人数	国籍別割合	対人口比
1990年	21,649	81.3	0.4	5,398	67.9	0.4
1995年	20,411	68.6	0.4	5,634	53.3	0.4
2000年	18,254	59.5	0.4	5,228	45.1	0.4

	北九州市		
	人数	国籍別割合	対人口比
1990年	8,389	89.3	0.8
1995年	7,573	82.4	0.7
2000年	6,619	77.4	0.7

資料:国勢調査

表-2 関釜・釜関フェリーの輸送実績の年次推移

(単位:人、トン、%)

	航数	旅客	対前年比	貨物	対前年比
1990年	684	149,611	—	816,995	—
91年	680	121,880	△ 18.5	778,685	△ 4.7
92年	686	98,131	△ 19.5	715,335	△ 8.1
93年	686	74,719	△ 23.9	663,673	△ 7.2
94年	678	103,327	38.3	693,688	4.5
95年	674	88,219	△ 14.6	708,399	2.1
96年	674	98,835	12.0	606,315	△ 14.4
97年	659	105,338	6.6	605,496	△ 0.1
98年	634	88,646	△ 15.8	506,841	△ 16.3
99年	631	128,733	45.2	596,132	17.6
2000年	699	161,814	25.7	684,578	14.8
01年	690	161,452	△ 0.2	579,800	△ 15.3
02年	568	140,232	—	474,069	—

1970年6月 営業開始

1988年8月 完全毎日運航

16年目に累積赤字解消

1990年12月 カメラライン就航

1991年3月 ビートル就航

1995年 韓国が海運自由化

1998年8月 はまゆう就航

2002年5月 星希(ソンヒ)就航

2002年10月 銀河(ウンハ)就航

資料:関釜フェリーより入手

(注)02年は1月~10月までの実績

表－3 下関市中心商店街別店舗数・空き店舗率（2002年3月）

(単位:店、%)

	商店街名	店舗数	空き店舗数	空き店舗率
1	唐戸商店街	196	20	10.2
2	シーモール下関専門店街	190	2	1.1
3	グリーンモール自治繁栄会	108	11	10.2
4	豊前田商店街	50	3	6.0
5	長門一町商店街(茶山通)	45	15	33.3
6	株式会社下関駅名店街	28	4	14.3
	合計	617	55	8.9

(注)下関市には上記を含めて18の商店街があり、店舗総数は1,232店舗。
資料:下関商工会議所

表－4 外国定期航路3社比較表

(1)過去3年間の旅客実績 (単位:人)

	関釜フェリー	カメラライン	ビートル号
1999年	128,733	69,549	214,000
2000年	161,814	96,548	240,000
2001年	161,452	97,776	299,000

(注)関釜フェリーとカメララインは年次実績、ビートル号は年度実績

(2)運航概要

	関釜フェリー	カメラライン	ビートル号
旅客定員	438名	563名	215名
運航状況	毎日	週3便	1日最大4往復
旅客運賃	1等:12,000円	1等:12,000円	13,000円

(注)運賃は大人片道

資料:関釜フェリー、カメラライン、JR九州

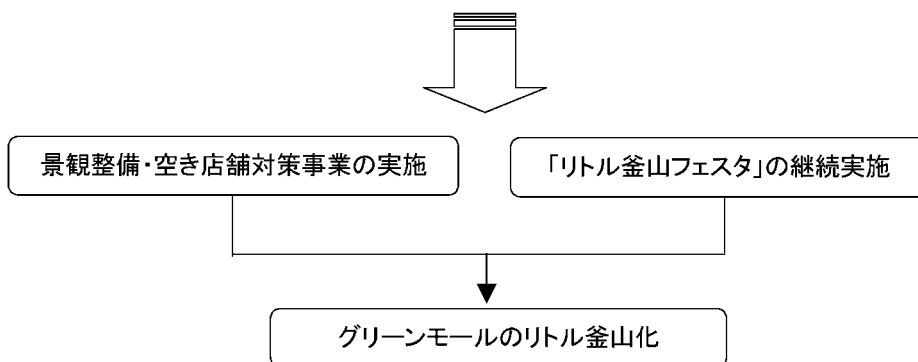
このように、内部環境である強み－弱みと外部環境である機会－脅威は相互に関連し合い、リトル釜山化の方向性に対して、微妙に影響を及ぼしていることがわかる。

次に、SWOTマトリックスの前段階として、グリーンモールのリトル釜山化の基本的な方向性を考察してみると、以下の通りとなる。

	【強み】	【弱み】
【機会】	グリーンモールの強みを活かして、リトル釜山化の機会を取り込む	グリーンモールの弱みで、リトル釜山化の機会を取りこぼさない
【脅威】	グリーンモールの強みで、脅威を機会に変える	弱みと脅威のはさみ撃ちによる最悪シナリオを回避する

最後に、SWOTマトリックスから考えられるリトル釜山化の方向性を示すと、以下の通りとなる。

	【強み】	【弱み】
【機会】	<ul style="list-style-type: none"> ①韓国関連商店の集積度アップ ②在日コリアンの活用 ③対韓人流・物流基盤の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ①商店街コンセプトの明確化 ②リーダーシップの不足克服 ③景観・空き店舗問題克服
【脅威】	<ul style="list-style-type: none"> ●韓国ブランドの強化と街のイメージの固定化 <p style="margin-left: 20px;">〔博多・北九州との競争に勝ち、市民および観光客の認知度向上に結びつける〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●商店街コンセプトが不明確で、リーダーシップ不足と景観・空き店舗問題が克服できないまま、博多・北九州との競争に負けて、活性化の表舞台から退場していくシナリオ このシナリオは絶対に回避したい



(2) 分析結果

以上のように、SWOTマトリックスから導き出されるリトル釜山の方向性は、①景観整備・空き店舗対策事業の実施、②「リトル釜山フェスタ」の継続実施の二点に集約される。

そしてこれから、強みの活用および弱みの克服による韓国ブランドの強化と街のイメージの固定化を進めるうえで、この二点は絶対に必要となってくる。また、最悪シナリオを回避するうえでも、この二点を確実に計画・実行していくことが求められる。

3. リトル釜山の街づくり

(1) 全国の代表的なコリアタウン

全国で代表的なコリアタウンと言えば、大阪の御幸通りと鶴橋、東京の上野、新大久保、川崎のセメント通り、神戸の長田区などがあげられる。各地域でコリアタウンづくりを進めているのは、主として在日二世、三世、四世の人々である。

つづいて、これらのコリアタウンを参考にして、下関独自のリトル釜山の街づくりを考えてみることにする。

(2) 景観整備・空き店舗対策事業の実施

日本から韓国に行って街を歩いた時、最も目につくのは、やはり○、□、一、|の組み合わせからなるハングル文字である。韓国に来たという実感が湧いてくる。リトル釜山を標榜するのなら、まず最初に、ハングルの案内板や看板をグリーンモール界隈に増やすことから始めよう。

つぎに、大阪の御幸通りや川崎のセメント通りに設置されているような韓国風の楼門や街灯等により、韓国・釜山の下町情緒を演出するなどの工夫も必要になってこよう。

そして、空き店舗に家賃補助などの優遇措置を行ない、下関市内に散在している韓国関連商店の集積をさらに進めるとともに、インターネットカフェやミニモールなどの若者向け店舗の新規出店を促進したい。東京の新大久保には韓国の音楽CDやビデオソフト、書籍、雑貨などを専門に置いている店もある。

その他に空き店舗や人材を利用して、手づくりキムチ教室や韓国家庭料理教室を定期的で開催するなど、集客プラス認知度アップに向けた仕掛けづくりについても考えてみたい。

(3) 「リトル釜山フェスタ」の継続実施

昨年の「リトル釜山フェスタ」は、市や商工会議所などの支援があって、はじめて実現できたものである。このイベントが毎年開催され、市民や観光客に定着していくためには、関係機関による継続的支援はもとより、地元店主らの積極的な取組が絶対的条

件となる。

今年も昨年同様、11月23日に「下関さかな祭り」と同日開催という形で、「第2回リトル釜山フェスタ」が開催された。韓国伝統舞踊他、キムチづくりの実演教室もあり、約2万5千人の人出があった。来年の第3回までは、資金的にある程度目途が付いたということであるが、それ以降どうなるかの見通しは立っていない。

昨年、今年と実施して成功体験がいかに大きいか、そして、次を目指す力となるかを多くの関係者が感じ取ったはずである。今年の成功が来年に、来年の成功が再来年につながる。そのことによって、市や商工会議所、民間団体などの協力のもと、毎年開催できるような基盤・仕組みが地元で形成されていくのである。

(4) マスメディアの活用

上記の二点以外に、リトル釜山の街づくりを強力に推進する手段のひとつとして、新聞、テレビ、ラジオ、映画、雑誌などに代表されるマスメディアの活用が考えられる。幸い先日、新聞で報じられた通り、下関市と釜山広域市を舞台にした映画「チルソクの夏」(佐々部清監督・下関市出身)が来年夏に公開予定で、下関・釜山両市でのロケもあるという。このような機会を通じて、グリーンモール、あるいは下関に対してのリトル釜山というイメージが、全国の人々に広がっていくことを期待したい。

おわりに

下関市の中心市街地活性化のためにも、グリーンモール商店街を活性化させたい。そんな熱い思いを持った人は地元がたくさんいる。しかし、なかなか具体化されなかったのは、その思いがひとつにまとまらなかったためである。

下関TMO構想においてのグリーンモール商店街の目指すべき方向性が明確になった今、グリーンモール商店街をリトル釜山として活性化させることは、下関の街そのものの魅力をアップし、市全体の発展につながっていくものと考ええる。

そして今後、ここ下関において日本人と在日コリアンの関係に良い変化が生じ、国籍や民族の違いを超越した「下関人」の時代がやって来ることを切望する。

さらに長期的な視野に立てば、日韓にとどまらず、中国も含めた日韓中の交流拠点として、下関を活性化させることも可能であり、その試金石として、グリーンモールのリトル釜山化を位置づけることもできよう。

そういう意味で、国際商業観光都市、アジアへ開かれた窓口、などといったキャッチフレーズにふさわしい下関へ発展する第一歩が今まさに、踏み出されたところであると言えるのではないだろうか。

以 上

国際化時代における自治体での農業政策について

——島根県 H 町農業政策における地産地消モデル構築への模索——

地域戦略研究所 (株)藤井基礎設計事務所
細川 甚孝
hosokawa@fujii-kiso.co.jp

目次

はじめに

1. 地方自治制度・農政の変化と地方自治体にもとめられる役割の変化
 2. 島根県 H 町農業政策の流れと転換
 3. 地産地消モデルが地域社会への予想される影響
- まとめとして

はじめに

現在、いわゆる地域とそこでの農業・食料との関係は、WTO 発足以後の農産物の一般的な自由化の開始以後、それまでの状況とは、安全性、自給率、担い手の高齢化の進行などさまざまな面で大きな違いを見せてきている。この中で大きな変化は二つある。第一に、農林水産省発表2002年4月の「「農」と「食」の再生プラン」が代表的に示すように、食料・農業に関する制度がそれまでの農業生産重視から消費まで、いわゆる川上から川下までの食料の流れに重点を動かしたことである。第二に、1999年の新農業基本法にみられるように、全国一律の農業スタイルの追求から地方それぞれの特色にあった農業スタイルの追求へと大きく変わったことである。

このことは、地方分権改革推進会議の2002年10月発表の「事務・事業のあり方に関する意見—自主・自立の地域社会を目指して—」の中での「補完性の原理」「自主・自立の地域社会性」という方向の流れで大きな意味で追認されたといえる。

この中で、地場生産・地場消費（以降、地産地消と略）は、生産者と消費者との顔の見える関係とそれに伴う安全性と信頼性の確保という点で現在、多くの地域、JA、NPO等で取り組まれている動きの一つであり、上記の流れを象徴するものの一つである。

本論では、この流れを受け、前提となる制度的な流れを整理した上で、島根県 H 町を例に取り、地方自治体を実際、どのような地産地消に関する政策を構想し、それがどのような影響を地域社会／経済に与えるかを検証する。

本論の流れ

制度の変化の方向

島根県 H 町の動き

想定されるその影響

地方自治体の農業政策の
考えられる方向性

1. 地方自治制度・農政の変化と地方自治体にもとめられる役割の変化

(1) 地方自治制度～「事務・事業のあり方に関する意見」（平成14年10月 地方分権推進会議）

地方分権会議は、地方分権一括法（平成11年度）の後を受け、今後の、国と県、市町村との関係を以下のように提言し、補完性の原理の前面に押し出し、より地域の主体を求めてきている。

改革の方向性（地方分権推進会議）

- 「補完性の原理」に基づく国と地方の役割の適正化
⇒ナショナル・ミニマムの達成から地域が選択する地域ごとの最適状態（ローカル・オプティマム）の実現へ
- 地域における行政の総合化の推進 ○ 地方の創意工夫の発揮と知恵とアイデアの地域間競争
- 地方における自立的な財政運営が可能なシステムの形成
⇒受益と負担の関係が明確な仕組みを作ることが必要
- 国の決定についての地方の参画の確保 ○ 自主・自立の地域社会の形成
- 分権型行政システムへの転換に向けた国と地方の意識改革が重要

(2) 国レベルでの農政における地方自治体の位置付けの変化（表1）

農業基本法（昭和36年）では、地方公共団体の責務という項目はなく、ただ、国を大きな柱として、その骨格が形成されていた。しかし、食料農業基本法（平成11年）では、地方公共団体の責務と「基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」という項目が加わり、より、地方公共団体の自主性・自立性が協調された。

(3) まとめ

地方自治制度そして、農業制度の変化のトレンドとしても、地方自治体の主体性が大きく求められている。

まとめ

- 地方分権の進展
- 補完性の原理の強調
- 農政における地方公共団体の重要性の増大

表 1 農政における地方公共団体の位置づけの変化

名称	農業基本法	食料・農業・農村基本法
年	昭和 36 年	平成 11 年
目次	<p>第一章 総則（第一条 第七条）</p> <p>第二章 農業生産（第八条 第十条）</p> <p>第三章 農産物等の価格及び流通（第十一条 第十四条）</p> <p>第四章 農業構造の改善等（第十五条 第二十二条）</p> <p>第五章 農業行政機関及び農業団体（第二十三条 第二十四条）</p> <p>第六章 農政審議会（第二十五条 第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>（地方公共団体の施策）</p> <p>第三条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第四条 政府は、第二条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。</p> <p>第五条 国及び地方公共団体は、第二条第一項又は第三条の施策を講ずるにあたっては、農業従事者又は農業に関する団体がする自主的な努力を助長することを旨とするものとする。</p> <p>（農業行政に関する組織の整備及び運営の改善）</p> <p>第二十三条 国及び地方公共団体は、第二項又は第三条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。</p>	<p>第一章 総則（第一条 第十四条）</p> <p>第二章 基本的施策</p> <p>第一節 食料・農業・農村基本計画（第十五条）</p> <p>第二節 食料の安定供給の確保に関する施策（第十六条 第二十条）</p> <p>第三節 農業の持続的な発展に関する施策（第二十一条 第三十三条）</p> <p>第四節 農村の振興に関する施策（第三十四条 第三十六条）</p> <p>第三章 行政機関及び団体（第三十七条 第三十八条）</p> <p>第四章 食料・農業・農村政策審議会（第三十九条 第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを旨とする。</p> <p>（地方公共団体の責務）</p> <p>第八条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>（農業者等の努力の支援）</p> <p>第十一条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、農業者及び農業に関する団体並びに食品産業の事業者がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。</p> <p>（行政組織の整備等）</p> <p>第三十七条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。</p>
地方公共団体に関する主な記載		

2. 島根県 H 町農業現状と課題

(1) H 町の現況

H 町は、出雲平野のほぼ中央に位置し、島根県の中では、珍しく、比較的平野部が多い地形をしている。

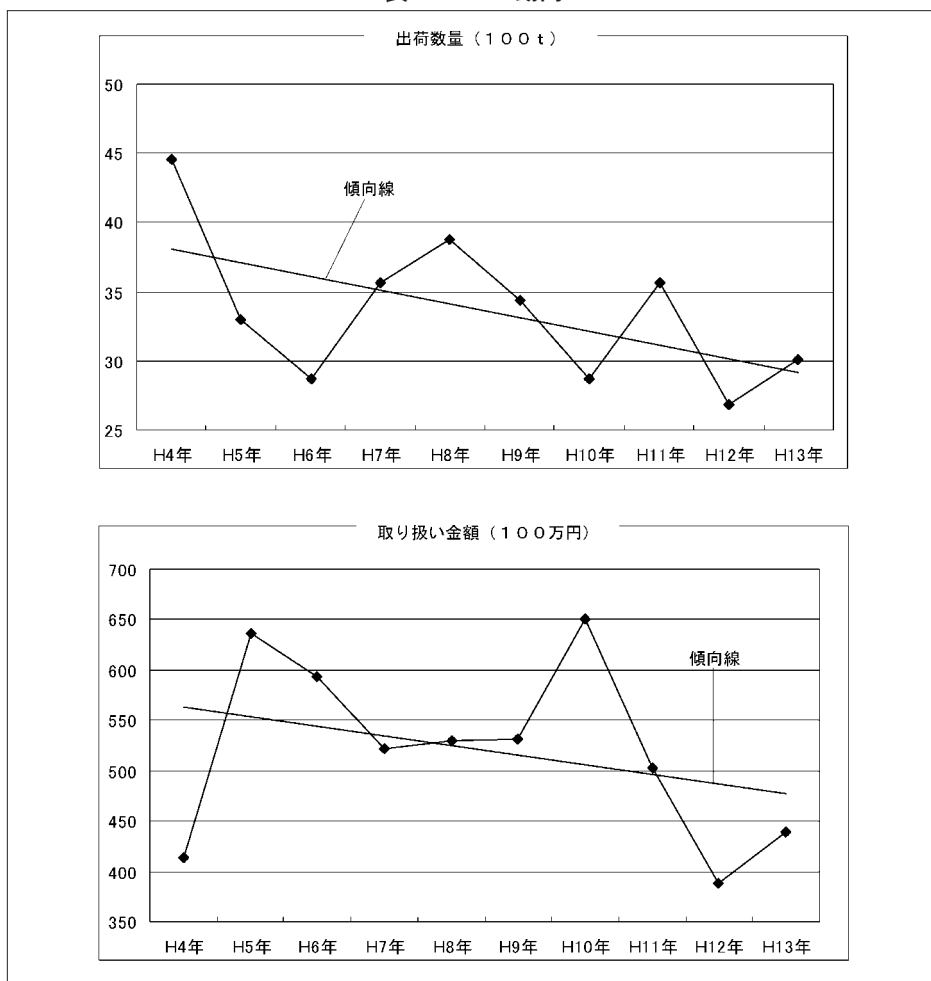
(2) H 町農業の状況（JA・農家所得・流通構造）～町外中心の出荷構造～

基本的に、水稲とタマネギ・キャベツがおもな作物であり、それぞれ県内ではトップクラスの生産量・高を誇る。以下、JA・農家所得・流通構造の状況について述べる。

① JA《減少傾向にある取扱い量》

取扱い量は、平成4年度の約4,500 t から減少と増加を繰り返しているが、全体としては減少傾向にある。取扱い金額は、平成5年度の約6億5千万円をピークに減少傾向にある。

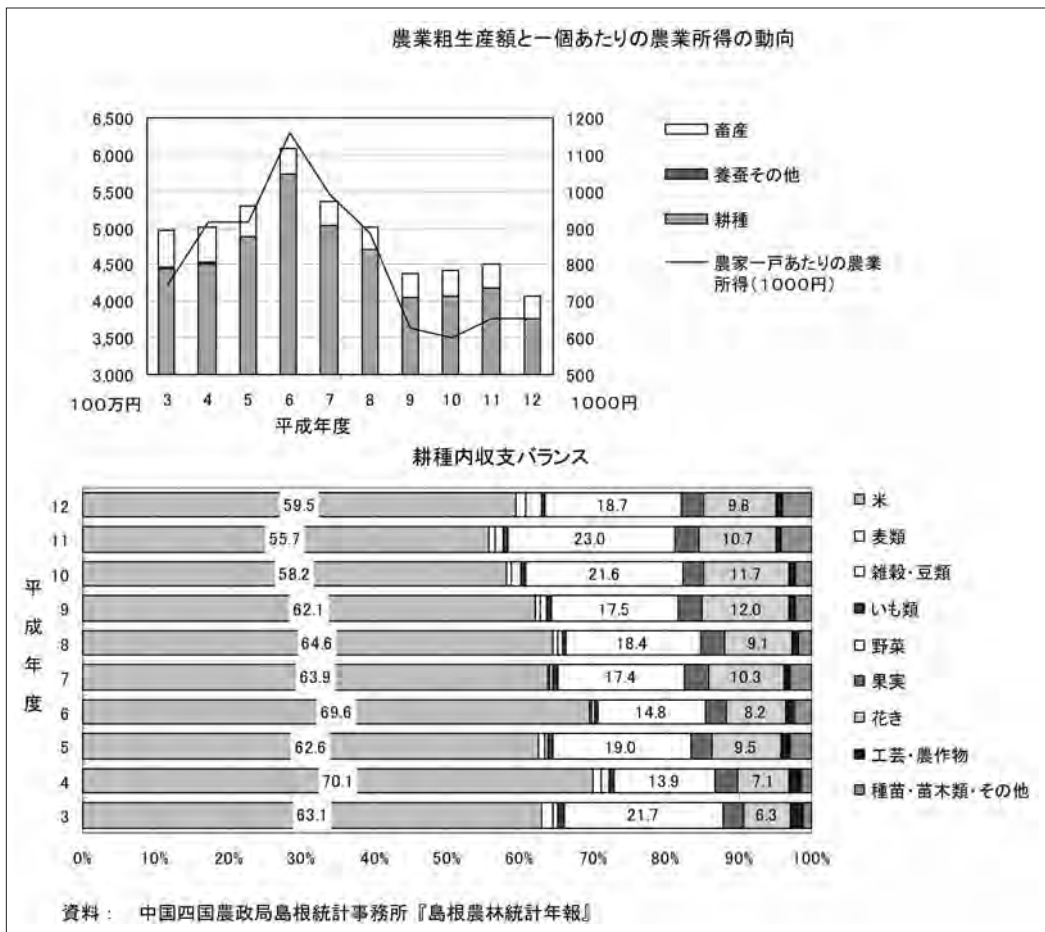
表2 JAの動向



② 農家所得

H町の農業の構造は、農業粗生産額から見ると、耕種特に、米と野菜を中心としたものとなっている。ここ10年の流れから見ると、平成6年の約60億を頂点として、現在では約40億円台にあり、停滞気味であるといえる。同様に、一戸あたり農家所得の最近伸びなやみを見せている。耕種の中の割合をみると、米と野菜・花卉を中心としたものになっている。

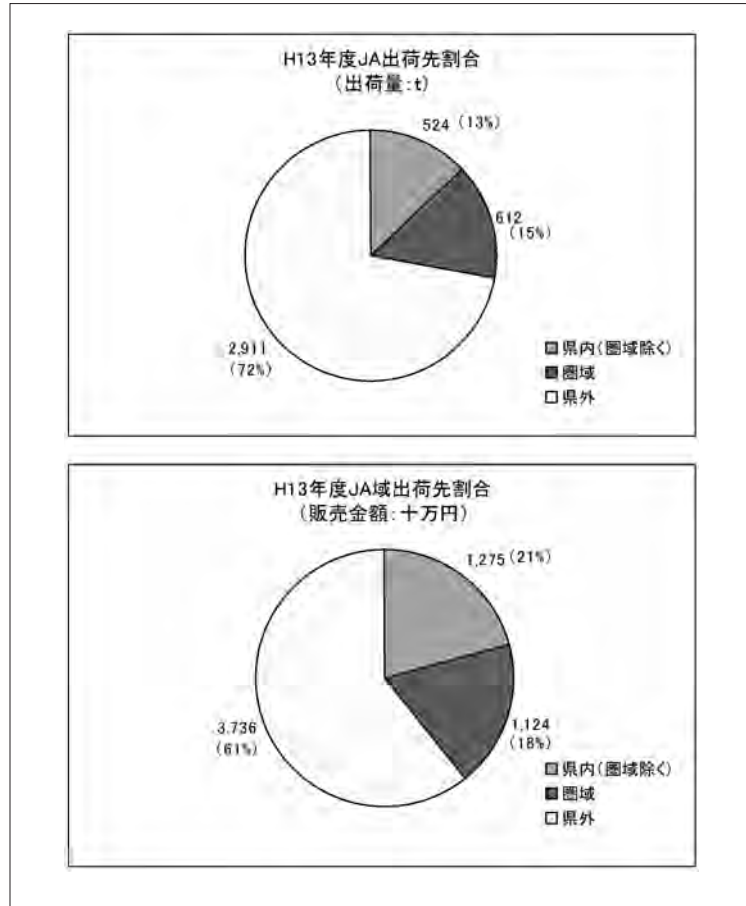
表3 動向一般について



③ 流通 《70%以上を占める県外出荷》

JAの出荷状況を見ると基本的に圏外市場に大きく依存した構造になっている。出荷量の72%が県外、地元出雲圏域への出荷は15%。出荷額の61%が県外、地元出雲圏域は18%。出荷量と出荷額で、県外のシェアを比べると出荷額で11%少なくなっている。

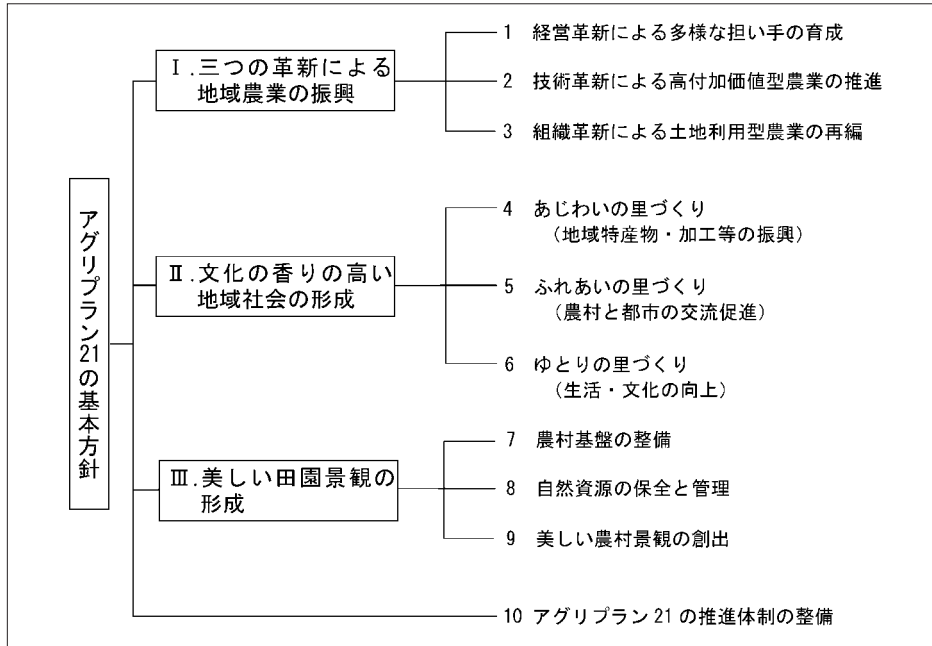
表4 JAの動向



(3) 農業政策の流れ

H町は、平成6年以降、農業経営基盤整備の強化の促進に関する基本的構想（平成6年）に基づき、圃場整備をはじめとした、農業基盤事業を進展～圃場事業、国営かんがい排水事業を展開してきた。また、農業生産のマスタープラン的な計画として、アグリプラン21の制定（平成9年）を行った（図1）。役場ヒアリングによると、この大きな方向性の中で、現在問題になっているのは、特産品開発である。平成9年以降の農業を取り巻く環境の大きな変化の中で、計画通りに行っていない。その他は、比較的順調に展開している。現在、これらの問題を踏まえた上で、新しい計画を模索中である。

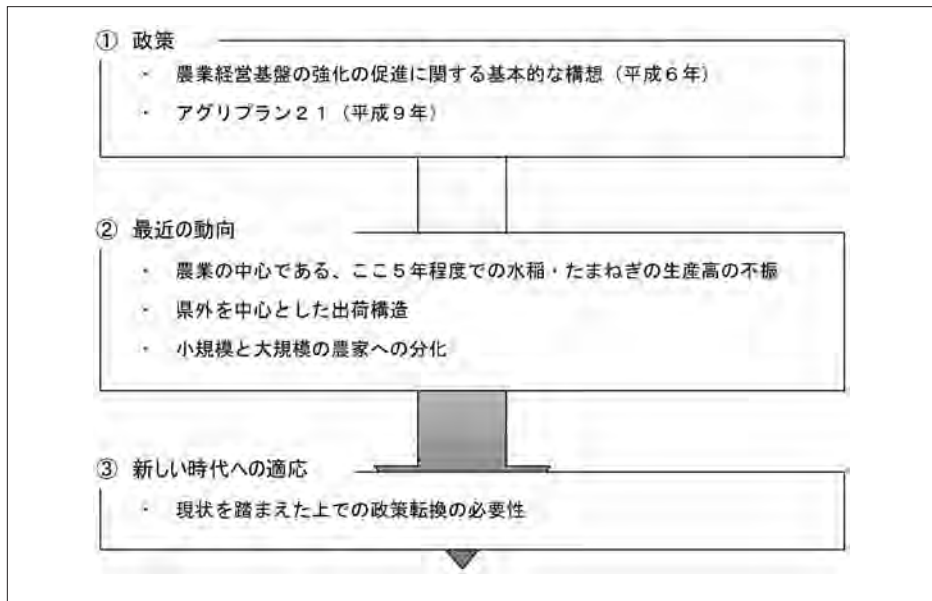
図1 「アグリプラン21」基本方向



まとめ

これまでみてきたように、H町の農業は、米と野菜に特化し、また、町外に多く出荷する構造をとってきたため、現在の環境の変化の中で、非常に厳しい状況におかれている。そのため、町の農業政策も大きな変革が必要とされている。

図2 現状と課題 フロー



3. H町農業政策の展開

現在、これまでの分析から、H町は新しい農業に関するマスタープランを策定中である。現時点での特徴は、以下のとおりである。

- ① 穀物・野菜を中心とした食料自給率調査の実施。
 - ・ 統計上の値と実態的に流通している値を算出することで町内農産物市場の試算
- ② ヒアリング・統計等を使用した幅広い調査の実施
- ③ 消費・流通・生産の幅広い関係者があつまった検討委員会の実施

本論では、現在、策定中ということもあり、①の食料自給率調査を中心に述べる。このような食料自給率の算定は、技術的に妥当なものを算出することが困難なこともあり、非常に特色あるものである。また、策定後もワーキンググループをつくり、その中でプロジェクトを実施する予定である。この点もまた、特色あるものの一つといえる。

(1) 食料自給率調査について

暫定ではあるが、今回の策定式については、消費量を生産量で除したもの（表5参照）を設定している。国レベルでは、食料自給率はほぼすべての農産品において実施されているが、町村レベルで実施するには様々な問題がある。そのうちの 하나가消費量・生産量とも正確な量がないことである。消費量は国の貿易統計・食料需給表から算出することで代用した。しかし、生産量に関しては、実態はヒアリング等でカバーできるが、統計値に関しては、食料自給率を試算すると、多くのものが100%越えるなど妥当性に問題があるように思われる。この問題については、今後、土地の利用区分に合わせたパネル調査を企画し、補正する予定になっている。

(2) 試算結果について～他調査との関係について（表6参照）

現段階では、データのあつまりの都合上、名目的食料自給率がしか出ていない。この数値の妥当性については、多少問題があるが、それでも、特産品とそうではないものの差がきわめて大きいことを指摘できる。実態的食料自給率については、市場関係者・小売店バイヤーなどからのヒアリングなどの結果から以下のようなデータが現状では浮かび上がっている。

実態的食糧自給率（穀物を除いて）… 5%～10%程度

表5 H町食料自給率計算フロー

部門	消費						供給			自給率			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	A	B	⑧	⑨	⑩	⑪
NO	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	A	B	⑧	⑨	⑩	⑪
項目	(国内生産量+輸入量-輸出量) 国内消費食料量	年一人当り消費量	消費食料量	総食料100gあたりカロリー	総消費カロリー	町総生産量	町での実産実消費量	町内大規模小売店取扱投量	J A・直販所・自給栽培量	名自供給カロリー	家庭供給カロリー	名自供給自給率	家庭食料自給率
内訳		①/総人口(平成11年10月1日現在推計人口)	②×26921(町総人口)		③×④×10		A+B	町内大規模店取扱量	J Aの給食センター提供量+直販所取扱量+自給栽培量	⑥×④×10	⑦×④×10	⑧/⑤	⑨/⑤
単位	1000t	Kg/人	t	Kcal/100g	1000Kcal	t	t	t	t	1000Kcal	1000Kcal	%	%
データ出所	食料需給表・日本統計年鑑・農務統計	国勢調査報告	住民基本台帳	食料需給表・日本食品標準成分表		鳥根県農林水産統計年報・ハムル調査		町内大規模店取扱量	J Aの給食センター提供量・直売所 自給栽培量(ヒトリンケ等より算定)				

表6 H町食料自給率計算フロー(案)試算

部門 NO 項目	① 国内消費食料			② 年間一人当たり消費食料量			③ 町消費食料量			④ 食料100%あたりの消費食料量			⑤ 総消費食料量			⑥ 町総生産量			⑦ 町での産地別消費量			⑧ 町内各産地取扱量			⑨ A量			⑩ B量			⑪ 自給率					
	国内消費食料 量	総人口	人	年間一人当たり消費食料量	町消費食料量	町消費食料量 ②×0.65(町内人口) ①×0.35(町外人口)	Kcal/100g	食料100%あたりの消費食料量	町消費食料量	町消費食料量 ②×0.65(町内人口) ①×0.35(町外人口)	町消費食料量	町消費食料量 ②×0.65(町内人口) ①×0.35(町外人口)	町消費食料量	町消費食料量 ②×0.65(町内人口) ①×0.35(町外人口)	町消費食料量	町消費食料量 ②×0.65(町内人口) ①×0.35(町外人口)	町消費食料量	町消費食料量 ②×0.65(町内人口) ①×0.35(町外人口)	町消費食料量	町消費食料量 ②×0.65(町内人口) ①×0.35(町外人口)	町消費食料量	町消費食料量 ②×0.65(町内人口) ①×0.35(町外人口)	町消費食料量	町消費食料量 ②×0.65(町内人口) ①×0.35(町外人口)	町消費食料量	町消費食料量 ②×0.65(町内人口) ①×0.35(町外人口)	町消費食料量	町消費食料量 ②×0.65(町内人口) ①×0.35(町外人口)	町消費食料量	町消費食料量 ②×0.65(町内人口) ①×0.35(町外人口)	町消費食料量	町消費食料量 ②×0.65(町内人口) ①×0.35(町外人口)				
国内消費食料	1000t	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000			
国内消費食料	1000t	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	
国内消費食料	1000t	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000	12686000

(注) No.① 野菜、果実の項目は平成13年度家計調査家年報の項目に基づいているが、農林産物水産統計年報の消費量に、加工肉の消費量を含む。No.② 穀類の国内消費量は食料用、加工肉の消費量を含む。No.③ 町消費食料量は、町消費食料量(町内人口)と町消費食料量(町外人口)の合計である。No.④ 食料100%あたりの消費食料量は、食料100%あたりの消費食料量(町内人口)と食料100%あたりの消費食料量(町外人口)の合計である。No.⑤ 町消費食料量は、町消費食料量(町内人口)と町消費食料量(町外人口)の合計である。No.⑥ 町消費食料量は、町消費食料量(町内人口)と町消費食料量(町外人口)の合計である。No.⑦ 町消費食料量は、町消費食料量(町内人口)と町消費食料量(町外人口)の合計である。No.⑧ 町消費食料量は、町消費食料量(町内人口)と町消費食料量(町外人口)の合計である。No.⑨ A量は、町消費食料量(町内人口)と町消費食料量(町外人口)の合計である。No.⑩ B量は、町消費食料量(町内人口)と町消費食料量(町外人口)の合計である。No.⑪ 自給率は、町消費食料量(町内人口)と町消費食料量(町外人口)の合計である。

4. H町農業政策の今後地域に与える影響について

これらの食料自給率調査等から形成される今後の農業政策は、想定だが、以下のものがあげられる。

- ① 小生産地の形成とネットワーク化による地元小規模農産物の生産拡充
 - ② 消費・流通・流通までの関係者の連携強化
 - ③ 上記二つの結果として、学校給食等など食農教育・環境教育など
これらのことは、地域社会にとって以下の影響が与えらる。と考えられる。
- ① 高齢者等を中心とした小規模農家の生き残りの可能性の増大
 - ② 市場の変化に強い農業モデルの構築
 - ③ 連携の強化による食物に関する安全・安心感の増大

まとめ

本論では、島根県H町の事例から地方自治体でのあたらしい農業政策の検討してきた。このH町での模索は、これまでの大規模化をすすめてきた農業政策をより多様化し、地域自らの特性に合った農業モデルを構築する一つの事例として大きなものの一つと考えられるであろう。

愛媛の産業観光

株式会社 いよぎん地域経済研究センター
主任研究員 松尾明彦

はじめに

「産業観光」とは、文字通り産業を観光資源と見立てて産業に関連した施設などを観光の対象にするものである。具体的には、地場産業や大手企業の工場見学、伝統工芸の見学や体験、産業遺産の見学などが挙げられる。

産業観光の目的として、企業のイメージアップや製品のPR、産地からの情報発信、観光振興やまちおこし、産業遺産の保存活動などが挙げられ、その取り組みによって地域全体の活性化が期待されている。

全国の動向をみると、名古屋を中心とする中京圏では、96年3月から「産業観光キャンペーン」を展開し、産業文化財の育成・保存・展示・公開、モデルコースの設定、「産業観光のしおり」の作成などを実施しており、2001年10月には、「産業観光サミット in 愛知・名古屋」が開催された。サミットでは、10月25日を「産業観光の日」とし、「産業観光推進宣言」が採択された。また、北九州市では早くからホームページで産業観光施設の紹介をしており、浜松市ではオートバイや楽器などの産業を活かした取り組みを行っている。これらの他にも各地でさまざまな取り組みが行われており、産業観光は今や全国的な広がりを見せている。愛媛県内でも、ここ数年、自社の工場などを観光資源として活用する「産業観光施設」のオープンが相次ぐなど、注目度が高まっている。以下、愛媛における産業観光の現状と今後の課題について考えてみたい。

1. 愛媛の産業観光の現状

(1) 98年以降注目高まる

愛媛県内で産業観光について注目されはじめたのは、98年に工場見学システムが整備されたアサヒビールの四国工場が西条市にできてからである。その翌年の瀬戸内しまなみ海道開通に合わせ、造船所の進水式見学会などが行われたことも拍車をかけたようだ。さらに最近では、タオル業界のセーフガード問題など産地の地盤沈下が危惧される中で、産地からの情報発信や、より消費者に近づくために産業観光の取り組みが活発化している（表-1）。

表－1 愛媛における産業観光の最近の主な動向

1998年	<ul style="list-style-type: none"> ・アサヒビール四国工場完成、工場見学受け入れスタート ・日本食研 食品研究工場・ハム研究工場完成、工場見学受け入れスタート ・八木酒造部新社屋完成、「山丹正宗」酒蔵公開
1999年	<ul style="list-style-type: none"> （瀬戸内しまなみ海道開通） ・しまなみ開通イベントとして造船所の進水式見学会を実施
2000年	<ul style="list-style-type: none"> ・タオル美術館 A S A K U R A オープン ・伯方塩業大三島工場完成、工場見学受け入れスタート ・「近代化産業遺産全国フォーラム」新居浜市で開催
2001年	<ul style="list-style-type: none"> ・「えひめ東予産業観光施設連絡会」発足、共同パンフレット制作 ・ファッションタウンいまばり「今治タオル・縫製マップ」作成 ・池内タオル、森清タオルなどで「工房ショップ」開設 ・造船所の進水式見学会が再開（浅川造船、今治造船、新来島どっく、檜垣造船）
2002年	<ul style="list-style-type: none"> ・日本食研 世界食文化博物館オープン ・コンテックスタオルガーデンがオープン

(2) 東予地区に多い産業観光施設

愛媛県内にはどのくらい産業観光施設があるのだろうか。工場、伝統工芸、産業遺産など、産業について見学・体験・学習ができ、対象を特定せず、パンフレットやガイドブックなどで広く一般にPRしている施設をカウントしてみたところ、約60施設が確認できた（図－1）。施設の分布をみると、東予地区に最も多く全体の約6割が集中しており、次いで中予地区、南予地区の順となっている。

地区別の特徴をみてみると、東予地区では、タオルなどの地場産業の工場や別子銅山関連の産業遺産を活用したものが多く、大型施設も多い。中予地区では、砥部焼や伊予かすりなどの伝統工芸関連の施設、南予地区では、蒲鉾や真珠など特産品関連の施設が代表的である（表－2）。

図－1 愛媛の産業観光施設マップ



表－2 産業観光施設の地区別の主な特徴

地区	主な特徴
東予	今治地域にはタオルなど地場産業の工場見学、新居浜地域には別子銅山関連の産業遺産が多い。大型施設も多い。
中予	砥部焼など伝統工芸関連施設が中心。体験学習のできる施設が多い。
南予	蒲鉾の製造工程見学や、真珠の加工体験など特産品関連が中心。

2. 東予地区の産業観光への取り組み事例

愛媛県内では東予地区に産業観光施設が多いが、中でも今治と新居浜では、それらを観光振興やまちづくりに活かそうとする取り組みが活発化している。また、2001年5月に発足した5つの大型施設の広域連携も注目されている。

(1) 地場産業見学がメインの今治地区

今治は「タオルのまち」「造船のまち」として知られている地場産業のまちである。そのため、タオルの工場見学や造船所の進水式見学が産業観光の中心である。

①「タオルのまち」をアピール

～大型複合施設は高い集客力～

今治市では、産業の活性化をまちづくりと結び付けた「ファッションタウン構想」を掲げ、産業観光に力を入れている。その取り組みもあって、ここ数年タオルメーカーの工場見学受け入れが増加しており、最近では工場併設の「工房ショップ」開設の動きも活発化している。ただし、工場の中には、駐車場が狭い、土日が休業、事前予約が必要といったものもあり、集客を増やすのはこれからの取り組み次第である。

一方で、2000年にオープンした大型施設「タオル美術館 A S A K U R A」は、タオル製造工程の見学施設に加えて、タオルを中心とするショップや一流の飲食施設を館内に設置し、大きな集客力を発揮している。「タオル産地としての情報発信」を目的として観光に軸足を置き、土日も営業しており、広い駐車場を設置している。このため、週末の行楽客も気軽に立ち寄ることができる。美術館や飲食・販売施設などとの複合化によりさらに魅力を高め、集客に成功している事例といえる。

②「造船のまち」をアピール

～全国的にも貴重な観光資源～

進水式見学会は、しまなみ海道開通時の地元造船会社数社によるイベントとして期間中（99年4～10月）計14回実施された。募集人数1,300人に対して約3,500人もの応募があり、最終的には募集人数を大幅に上回る約2,500人を受け入れた。見学者の感想は「感動した」「すごい迫力だった」など絶賛の声ばかりだったそうである。

この大好評だったイベントを復活させようと、今治市・今治商工会議所・今治市ファッションタウン推進協議会が主催者となり、造船会社の協力を得て2001年度から再開させた。「造船のまち」のイメージアップのため、各社はコスト負担もいとわず協力してくれているそうである。しかし、進水式はもともと造船会社と船主のイベントであるため見学には企業の協力やコスト負担が必要であること、新造船の建造に合わせる事が大前提であること、見学者の安全確保や見学スペースの面から受け入れ人数に制限があることなどから、いつでも実施可能なものではない。とはいえ、進水式見学会は全国的にも貴重な観光資源であり、今治の観光にどう活かしていくかが今後の課題といえる。

これらの今治の事例からは、自然や名所旧跡だけでなく、「産業」も取り組み方次第で十分観光資源となり得ることがわかる。

(2) 産業遺産が豊富な新居浜地区

～市民の産業遺産に対する愛着と誇り～

現在生産活動を行っているものばかりではなく、過去に活躍していた産業遺産もまた産業観光の資源となり得る。新居浜は、産業遺産を活用した取り組みとしては全国的にも先進地とされており、2000年8月には「近代化産業遺産全国フォーラム」が新居浜で開催された。

新居浜地域は「住友発祥の地」として知られており、住友飛躍の礎は「別子銅山」によって築かれた。近年、別子銅山をテーマとした「マイントピア別子」をはじめ、旧別子から四阪島に広がる産業遺産を地域のアイデンティティとして活かして地域の活性化に結び付けようとする動きが活発化している。86年、新居浜青年会議所が「産業遺産を新たな産業創造風土の醸成や都市景観づくりに活かそう」と提言したのがはじまりで、その後、研究会や関連する市民団体が結成され、市民の産業遺産に対する関心を高めてきた。現在では、「マイントピアを楽しく育てる会」が結成され、市民がマイントピアに集う各種イベントが実施されたり、有志がマイントピア周辺のボランティアガイドを買って出たりしている。こうした市民活動に支えられながら、別子銅山関連の産業遺産は新居浜観光の“顔”として広く認められている。そして、活動活発化の背景に産業遺産の所有者である住友グループの果たしている役割が大きいことは見逃せない。現在に至るまでの産業遺産の維持・保存はもちろん、全国フォーラム開催時にも視察コースの清掃や現地案内など積極的な協力があつたという。「新居浜の産業観光の活発化は市民活動と企業の理解の賜物」と新居浜市観光協会は高く評価している。

この新居浜の事例からは、産業の観光資源化のためには、まず地元住民が地場産業や産業遺産を再評価してその価値を再認識することにより、愛着や誇りを持つことが重要であるということがわかる。

(3) 大型施設間の連携

東予地区では、大型の産業観光施設間の市町村を越えた広域連携もみられる。マイントピア別子（新居浜市）、アサヒビール四国工場（西条市）、四国コカ・コーラボトリング（小松町）、タオル美術館 A S A K U R A（朝倉村）、日本食研（今治市）の5施設の連携である。2001年5月に「えひめ東予産業観光施設連絡会」を発足させ、8月には共同パンフレットを制作した。2002年には「特典チケット」を導入し、有料施設の入館料割引を開始している。

各施設は、各分野において四国唯一の工場であるなど、それぞれ個性的な魅力がある。トータルでPRすれば、さらに大きな魅力が感じられるはずである。また、この5施設

は、すべて瀬戸大橋としまなみ海道の中間「瀬戸内周遊ルート」に位置しており、施設間は遠いものでも車で70分の距離であり、1日で2～3施設を楽しむことが可能である。すでに、ある旅行会社では周遊コースに組み込んでおり、ツアールートとしても認知され始めている。

3. 消費者の意識調査

産業観光についての一般的な意識や行動はどのようなのだろうか。四国・山陽地区の一般個人に対して実施したアンケート結果からみていきたい。

アンケート実施内容	
1. 調査目的	産業観光に対する意識、実態の調査
2. 調査対象	愛媛、香川、徳島、高知、岡山、広島、山口県に在住の一般個人
3. 調査方法	無記名方式によるアンケート
4. 調査時期	2002年2月下旬～3月上旬
5. 回答状況	配布数 1,500 (愛媛県内 800、県外 700) 有効回答数 928 有効回答率 61.9%

(1) 産業観光のイメージと関心度

～「興味がある」は過半数に達せず～

産業観光についての関心度は、「大いに興味がある」としたのは、全体の1割にとどまり、「どちらかといえば興味がある」を含めても過半数には達しなかった(図-2)。一方、3割が「あまり興味ない」「ほとんど興味ない」だった。産業観光に対して一定の関心は持っているようだが、関心度は必ずしも高いとはいえない。産業観光は、“勉強になりそう”だが、“難しそう”“堅苦しそう”といった「楽しくないイメージ」で敬遠されている部分があるのではないだろうか。

地域別にみると、東予地区では中予地区や南予地区に比べて「大いに興味がある」と回答した人が際立って多い(図-3)。もちろん、東予地区に産業観光施設が多いためであろうが、新居浜の例でみたような住民の意識の高まりも寄与しているのだろう。

図-2 産業観光に対する関心度

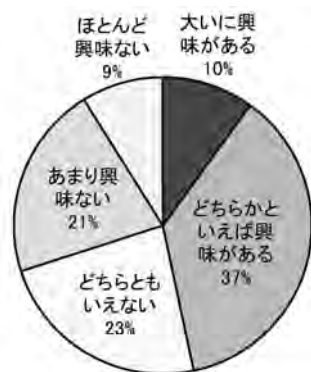
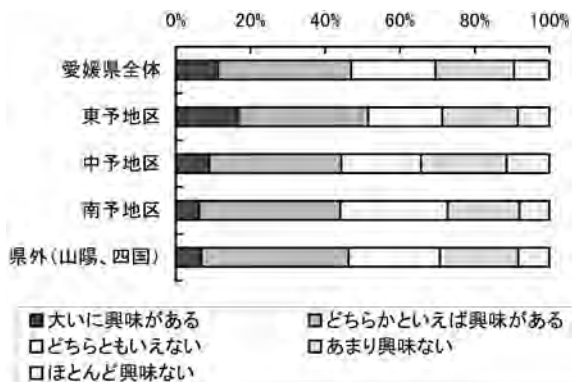


図-3 産業観光に対する関心度(地区別)



(2) 観光の際に重視するポイント

～「見る」「休む」「食べる」が中心～

産業観光への関心度は必ずしも高いとはいえないが、では、何が観光の中心となっているのだろうか。圧倒的に多かったのは、「(自然や名所旧跡などを) 見る」、「(温泉などで) 休む」、そして「食べる、飲む」だった(図-4)。続いて、「(遊園地などで) 遊ぶ」、「買い物する」となっており、産業観光に通じる「(工場見学や歴史などを) 学ぶ」、「(伝統工芸などを) 体験する」と答えた人は少数派だった。観光は、高齢化の進展や余暇時間の増加などにより、従来型の「見る」観光から発展し、「体験する」観光にシフトしていくといわれているが、全体で見ると、今のところまだまだ従来型が中心のようだ。

ただし、年齢別にウェイトをみると、40歳代、50歳代と年齢層が高くなるにつれて、20歳代、30歳代で多かった「遊ぶ」が低下する一方、「見る」がさらに高まり、「学ぶ」「体験する」も高まっている(図-5)。「見る」「休む」「食べる」は各世代共通で重視されているが、年齢が上がるにつれ、「見る」欲求はさらに高まっていくとともに、「遊ぶ」志向よりも「学ぶ」志向が重視されているようだ。産業観光施設にとっては、高齢者層は見逃せない重要なターゲットである。一方で、若年層を取り込んでいくためには「遊ぶ」といったエンターテインメントの要素も必要といえる。

図-4 観光の際重視するポイント
(複数回答)

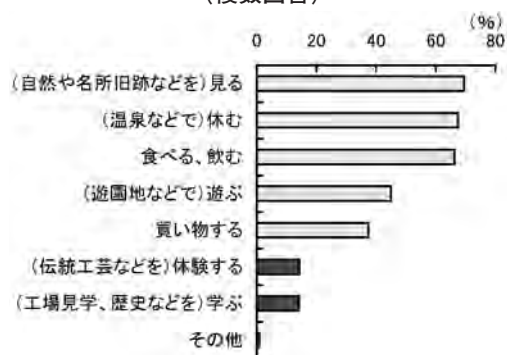
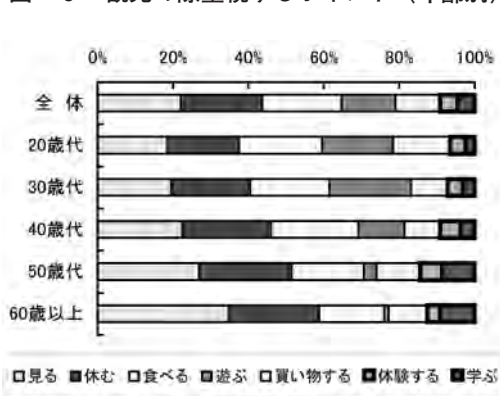


図-5 観光の際重視するポイント (年齢別)

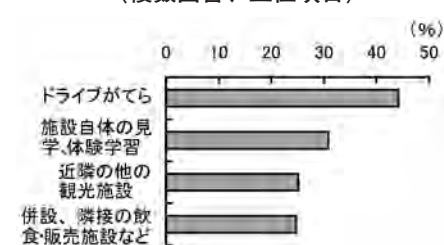


(3) 産業観光施設を訪れる目的・動機

～最も多いのは「ドライブがてら」～

産業観光施設を訪れる際の主な目的をきいたところ、最も多かったのは「ドライブがてら」だった(図-6)。「近隣の他の観光施設」や「施設に併設や隣接している飲食・販売施設など」の回答も多いことから、産業観光施設への来場は、「立ち寄り型」のケースが多いようだ。

図-6 産業観光施設訪れる際の主な目的
(複数回答、上位項目)



4. 今後の発展のために

産業観光が今後、観光の柱のひとつとして発展していくためには、どのような努力が必要なのだろうか。施設への聞き取り調査や消費者へのアンケート結果などを参考に考えてみたい。

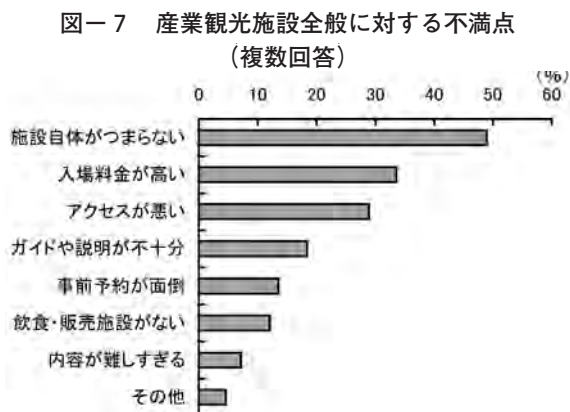
(1) 立ち寄りたくなる魅力ある施設づくり

まず、「気軽に立ち寄れる」施設づくりが必要である。産業観光施設は、施設によってその設置主体や設立経緯、目的などが異なっている。そのため各施設で集客に対する意識には自ずと温度差がある。中でも、工場見学型の施設の多くは工場での生産活動が主体であり、「見学したい人にはどんどん来てほしい」としながらも、事前予約が必要であったり、土日が休業であったりするなど制約が多い。確かに見学者の安全面の確保や案内係の配置コストなどの問題もあり、制約なしに見学者を受け入れることが難しいところもあるだろう。しかし、「立ち寄り型」のケースが多いことから、一般の人が予約なしでも休日でも気軽に立ち寄ることができるようにしていく努力は必要である。

そして、「立ち寄りやすさ」に加えて「立ち寄りたくなるような魅力」を備えることも必要不可欠である。アンケートで、「過去に不満を感じた産業観光施設があれば、その時どのような不満を感じたか」をきいてみたところ、「施設自体がつまらない」と回答した人が半数にのぼった(図-7)。もちろん、「よかった」「おもしろかった」という施設はたくさんある。しかし、来場者を満足させていない施設があることも事実だ。また、自由意見では、「ハコモノだけでは人は集まらない」といった厳しい意見もあった。

産業観光施設にとっては、「学ぶ」「体験する」施設の魅力アップに加えて「見る」「休む」「食べる」施設との複合化も重要課題であり、思わず行きたくなるようなイベントの仕掛けや演出などソフト面での工夫、二工夫も求められている。

例えばありきたりだが、「食べたい」「買い物したい」女性をターゲットにした飲食施設・販売施設などの拡充や、「遊びたい」若年層やファミリー層に“遊び心”や“好奇心”をくすぐるようなイベントを実施することなどは効果があると思われる。加えてリピーターを増やすためには、ハードあるいはソフト面で定期的リニューアルを実施し、「新鮮さ」を維持していく努力も必要である。



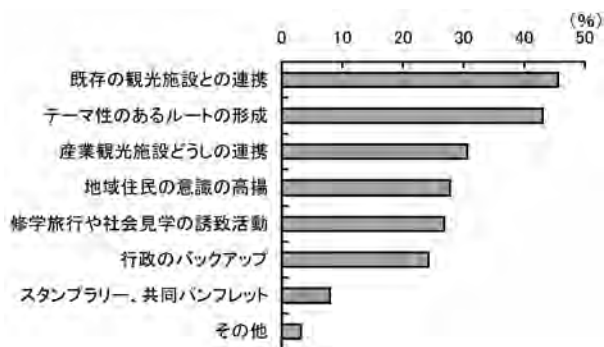
(2) 連携強化によるルート化の推進

アンケートによれば、産業観光が活発化するために重要なこととして、「既存の観光施設との連携」「テーマ性のあるルートの形成」を挙げている人が多い(図-8)。「学ぶ」「体験する」に、観光の中心である「見る」「休む」「食べる」をどのように組み合わせるルート化していくかが、大きなポイントであるといえる。もちろん集客力の高い“主役級”の産業観光施設もあるが、そうでない施設もルート観光の“名脇役”になることができ、名所旧跡や温泉、飲食・宿泊施設などとの幅広い連携が重要である。ヒアリングでも「これからは施設単独ではなく、地域全体を売り込んでいくことが必要」との意見が多く聞かれた。

大三島では、伯方塩業大三島工場に隣接して2001年4月に海水温浴施設(マーレ・グラッシア)がオープンしたが、それ以降、「大山祇神社～マーレ・グラッシア～伯方塩業大三島工場」という観光ルートができ、同工場では見学者が前年に比べて倍増しているという。名所旧跡を「見る」→温泉で「休む(リラクゼーション)」→工場見学で「学ぶ」がひとつのルートとして認知されて相乗効果が出ている。産業観光施設と他の一般観光施設とが連携しセットで売り込み、集客に成功している好事例である。

あと重要であるのは、「教育」との連携である。学校週5日制がスタートし、子どもたちの余暇時間は増加しており、総合学習による見学や体験学習のニーズも高まっている。地域に根ざして、地場産業やその歴史教育の場として施設を活用していく必要があるといえる。そして、地域の学校だけでなく、修学旅行の誘致活動や、大人、特に高齢者層に対する生涯学習の場としても活用していくことが望まれる。

図-8 産業観光活発化のために重要なこと
(複数回答)



(3) 積極的な情報発信

産業観光についての取り組みが活発な東予地区の主な施設でさえ、県外はもとより県内でも知られていないものがまだたくさんある。知名度を上げるには、まず地元住民に施設やその内容を知ってもらい利用してもらうことが第一歩である。新居浜の例からもわかるとおり、地場産業や産業遺産が地元住民に再評価され、理解が深まることによって、地域に対する愛着や誇りが芽生えてくる。その結果、地元住民が他地域に対する情報の発信源にもなり得る。新居浜では高校生がインターネットで別子銅山を紹介するといった活動なども出てきている。

おわりに

産業観光は、企業にとっては自社のイメージアップや製品のPRなどに有効な取り組みとして重要な位置付けである。また、地場産業などの「ものづくりの現場」にふれ、伝統工芸の伝承や産業遺産の保存活動などから、地元住民には地域に対する誇りを、観光客には新しい発見や感動を与えることができる。

観光の中心が「見る」「休む」「食べる」であることは、今後についても基本的には変わらないが、高齢化の進展や余暇時間の増加などにより、「学ぶ」「体験する」のウェイトは順次高まっていくものと予想される。したがって、各地域が特色を活かした産業観光活用の取り組みをしていけば、交流人口の増加や地場産業の再生など地域全体の活性化に結び付くだろう。産業観光は、地域の企業や行政、住民が一体となり知恵と汗を出し合うことにより、大きな観光の目玉となることも十分可能である。

幸いにして、愛媛には他に誇れる地場産業や伝統工芸、産業遺産が数多くある。今後の各地域の産業観光の発展に期待したい。

PFI が創出する新たな社会資本整備について

財団法人 岡山経済研究所
阿部 嘉徳

序 文

我が国の財政をみると、長期の景気低迷を受けて厳しい環境が続く中、従来型の社会資本整備による景気浮揚効果は期待できない状況にある。一方で、国民は公共事業の効率性に対し、今まで以上に厳しい目を向けており、国民ニーズの質の高度化に伴い、行政サイドはよりハイレベルな公共サービスの供給を求められている。

そのような状況の中、英国で誕生した PFI という新たな社会資本整備手法が我が国にも導入された。橋本内閣時の1999年9月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」を施行後、基本方針やガイドラインを制定し、PFI導入に関わる制度面のフレームが整備されつつある。そして、2002年6月に小泉内閣が示した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」においても、政府活動の効率化を通じた高コスト構造の是正に向けて社会資本整備について積極的に民間委託及びPFI等の活用を進めることとしており、無利子貸付など様々な支援体制も整備されていることから、県や市など地方公共団体を中心に、PFI導入の気運が高まりつつある。2002年12月20日現在、全国で85件の事業が実施方針の策定・公表に至っており、公共事業費の縮小・削減の進捗を受けて、財政支出を抑えつつ、より高度な社会資本整備を可能とするPFIの事業規模はさらに拡大するものと思われる。

もっとも、社会資本整備の全てにPFIを導入すれば、どの事業でも財政支出が抑制できるとともに行政サービスの質的向上を最大限図ることができるといった幻想を抱いている向きが少なからず見受けられる。PFIは万能ではなく、活用方法を誤ると公共資源の無駄遣いとなり得ることも十分念頭に置くことが求められる。

I. PFIの成り立ち

(1) 英国で起こった背景

サッチャー首相（79～90年）の就任以前より、英国は、長期的な景気低迷や財政赤字の拡大により経済活動の疲弊が続いた。そこで、政府は“小さな国家”への転換を目指し、国有企業の民営化のほか、官から民への権限譲渡などによる効率的でハイレベルな公共サービスの提供を進めた。そして、90年に発足したメジャー政権においても、この行財政改革の潮流は受け継がれ、91年には、行政サービスの基本原則となる市民憲章

(The Citizen's Charter) が発表されたほか、大蔵省では基本概念を標準化するガイドラインとして“Green Book”を制定し、92年11月、遂にPFIの導入を正式発表するに至った。

次に政権に就いた労働党ブレア首相は、サッチャー、メージャー保守党政権時に確立されたPFIの導入方針について改善を実施した。97年、ベイツ報告の作成、翌年、PFI推進役として大蔵省内にPrivate Finance Taskforceを組織するなど、PFIの推進体制に関する改善は進み、97年5月の労働党政権発足後、契約件数は著しく拡大した。

英国におけるPFI事業の代表例としては、英仏海峡横断トンネル鉄道やノーザンライン、DBFO (Design Build Finance Operate) 道路、グリーンウィッチ学生寮、王立武具博物館が挙げられ、その他、橋や庁舎、情報施設、医療施設など幅広い事業範囲で実施されている。

(2) 我が国での歴史

80年代以降、財政赤字が拡大傾向を続ける中、行財政の抜本的な改革が急務とされた。82年の第2次臨時行政調査会が第3次答申で「増税なき財政再建」と方向付け、翌83年には、行政改革に関する第5次答申が打ち出され、タテ割り行政の弊害を排除や、可能な限りの統合・調整、内部部局再編、現業・特殊法人改革、予算・会計・財投改革、行政事務改革など、多岐に亘り改革の道筋を示した。

公共投資は、従来、雇用創出や総需要の拡大など、景気浮揚のためのカンフル剤として経済政策に活用されてきた。しかしながら、バブル経済の崩壊後、地価や株価の大幅な下落による不良債権の激増、総需要の縮小による企業活動の停滞化などを背景に、国・地方公共団体は、税収減による歳入不足が慢性化するようになり、公共投資に対して、質や効率性などにおいて、非常にシビアな施策が求められるようになった。そこで、英国発の公共投資手法の導入が検討され始め、社会資本整備の新たな選択肢として、急速に日本版PFIの整備が進められている。

表1：日本版PFIの取り組み経緯

平成9年	10月	通商産業省「民間主導型インフラ研究会」設置	11年	8月	総理府内に民間資金等活用事業推進室(PFI推進室)を設置
	11月	建設省「民間投資を誘導する新しい社会資本整備検討会」設置		9月	PFI法施行
10年	2月	自民党「民間資本主導社会資本整備(PFI)推進調査会」設置	12年	10月	PFI推進委員会開催
	3月	与党(PFI)プロジェクト・チーム設置		3月	政府「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」公表
	4月	政府「総合経済対策」を打ち出す			
	5月	第142回通常国会にPFI法当初案提出	13年	1月	第6回PFI推進委員会「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」がとりまとめられる
	6月	通商産業省研究会中間報告「日本PFIの実現のために」公表		7月	第7回PFI推進委員会「VFMに関するガイドライン」がとりまとめられる
9月	経済企画庁「PFI推進研究会」設置				
11年	1月	経済企画庁研究会中間取りまとめを公表	12月	平成13年度第1次補正予算で、地方公共団体が実施方針やVFMの検討を行うための調査費用の一部の補助制度(民間資金等活用事業調査費補助金)が創設され、予算計上される。	
	6月	衆議院本会議でPFI法案可決		参議院本会議で改正PFI法が可決成立。	
	7月	参議員本会議でPFI法案可決成立		改正PFI法公布、同日施行。	
		PFI法公布			
	8月	経済企画庁研究報告書公表			

※内閣府資料より当研究所にて作成

II. PFI の定義とメリットについて

(1) 日本版 PFI とは

PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間企業の調達資金、経営能力及び技術能力を活用する社会資本の整備手法である。つまり、公共部門で実施されてきた社会資本整備を、民間主導で実施した方が効率的・効果的とみなされる事業については PFI で実施することで、国や地方公共団体における公共事業のコストを削減するとともに、限られた財源で最大限の行政サービスを提供するという概念である。

99年7月に施行された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI 法)」及び2001年12月に施行された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律 (改正 PFI 法)」を根拠法としており、2000年3月に公表された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」や、2001年1月にとりまとめられた「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」、同年7月にとりまとめられた「VFM に関するガイドライン」などが、実際に事業を遂行する際の細目として打ち出された。

表 2 : 施設の所有形態による分類

BOO (Build Own Operate)	民間事業者が施設等を建設 (Build)、所有権を保持 (Own) したまま維持管理・運営 (Operate) する。発注者である国や地方公共団体への所有権移転はない。
BOT (Build-Operate Transfer)	民間事業者が施設等を建設 (Build) し、維持管理・運営 (Operate) を行い、事業期終了時に、発注者である国や地方公共団体へ所有権移転 (Transfer) する事業形態。
BlO (Build-Transfer-Operate)	民間事業者が施設等を建設 (Build) した後、発注者である国や地方公共団体へ所有権移転 (Transfer) した状態で、民間事業者が維持管理・運営 (Operate) を行う事業形態。
BLT (Build-Lease-Transfer)	民間事業者が施設等を建設 (Build) し完成後、発注者である国や地方公共団体へ施設等をリース (Lease) し、維持管理・運営を行う。事業終了後は完成の所有権を公共に移転 (Transfer) する。

※各種資料より当研究所にて作成

表 3 : 投下資本の回収方法による分類

独立採算型	PFI事業者は、公共から許認可や実施計画を受けて、資金調達及び施設等の設計・建設・維持管理・運営を実施し、施設利用者から徴収する利用料金収入により投下資本を回収する。
ジョイントベンチャー型	官民共同出資のPFI事業者が公共施設等の設計・建設・維持管理などを民間主導で実施する。公共負担の料金補助、事業費補助などの一部や、利用料金収入により投下資本を回収する。
サービス購入型	公共部門がPFI事業者から提供されたサービスの購入主体となり、事業費の回収方法の分類としては最も一般的。公共部門からの支払により投下資本を回収する。

※各種資料より当研究所にて作成

(2) VFM (Value For Money) の最大化

PFI の基本理念である VFM の最大化とは、「財政資金の最大限の効率的活用」を意味し、同じレベルのサービスを最小限の財政支出で賄うため、また、同額の財政支出であれば、より良質のサービスを提供するという概念で、事業の効率性を計る判断基準一種となる。社会資本整備を実施する際、従来からの公共事業の手法を用いたケースと、PFI による手法を用いたケースとを比較して、PFI の LCC (Life Cycle Cost[※]) が PSC (Public Sector Comparator^{※※}) を下回った場合に、本事業につき PFI 事業を採択する。VFM の主

な発生要因としては、

- 大規模事業を一括発注することによるスケールメリット。
- 民間企業のノウハウ、アイデアを活用した、徹底したコスト削減や効率的運営。
- 公共と民間で明確かつ適切にリスク分担。

などが挙げられる

社会資本整備に PFI を活用する目的は、2001年7月に制定された「VFMのガイドライン」に示されている通り、VFMの最大化による財政資金の効率的かつ効果的な活用に加えて、公共サービスの質の向上も挙げられている。つまり、PFIのLCCがPSCと比べて低廉であるという定量評価だけでなく、長期に亘る事業期間に公共サービスの質的向上を図れるかという定性評価も、事業提案を選定する際の重要な検討材料となっている。

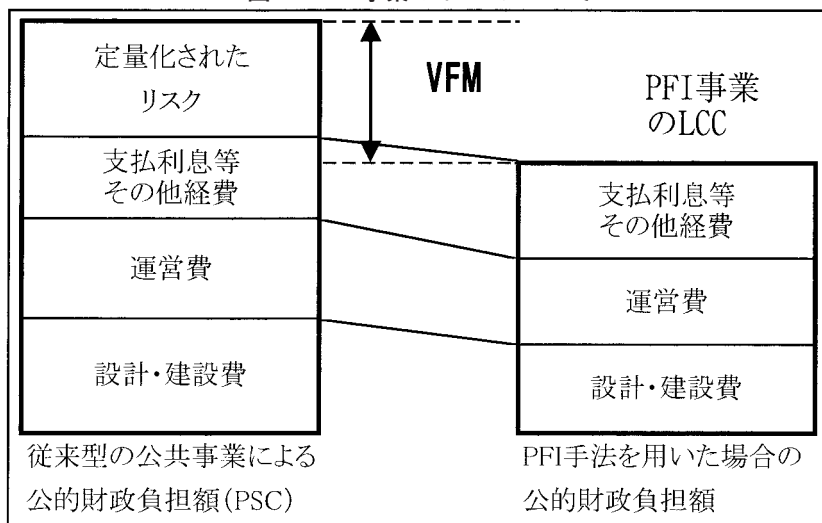
* PFI事業のLCC

PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

*** PSC

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込み額の現在価値

図1：PFI事業のVFMについて



資料:内閣府

(3) PFIを導入するメリット（地公体、企業、市民の立場から）

我が国におけるPFI事業は、制度導入から歴史が浅く、実施案件もまだ少ないため、導入による明確なメリットを列挙し難い。しかしながら、英国での成功事例や、綿密なVFMの算出結果を鑑みると、実現可能と考えられるメリットは少なくない。そこで、発注元である地方公共団体、全般に亘って事業を請け負う民間企業、そして、それらの公共施設等から直接サービスを楽しむ市民のそれぞれの立場からみた導入メリットを挙げてみた。

国・地方公共団体

PFIの基本原則であるVFMの概念を徹底することで、公共投資に係る財政支出の効率化が期待できる。もっとも、全ての公共事業が既存手法と比べ、必ずしもメリットが発生するというのではなく、事業によっては、PFIがそぐわない場合もある。

民間企業

国・地方を問わず、公共事業関係予算の削減が進む中、新規事業の見直しにより、建設業界やその関連産業は厳しい経営環境を余儀なくされている。そのような状況下、PFI手法の導入は、これまで公共セクターが担ってきた公共事業の設計や建設、維持管理、運営などの行政サービスを、民間企業が20～30年という長期間に亘り運営していくことから、総需要の縮小が続いている日本経済において、新たな事業機会の創出が期待される。

住民（納税者）

PFIは、公共施設等の設計や建設、維持管理、運営を長期間に亘り民間企業が請け負うことから、民間企業が蓄積しているコスト削減や良質なサービスに関するノウハウ、創意工夫などを取り入れて事業遂行する。そこで、市民（納税者）は、自らが納めた税金の最大限の有効活用が成されるとともに、既存手法と比べ、より良質で効率的なサービスを享受することができる。

(4) PFIと第三セクターの相違点

我が国では、80年代以降、行財政改革や民活路線を進めていく中、地方公共団体と民間企業の共同出資による第三セクターの設立が加速し、様々な公共的事業に活用された。

しかしながら、事業計画や経営見通しの甘さ、景気の低迷による消費の落ち込みなどを要因として、第三セクターは観光・レジャー開発型を中心に赤字経営を余儀なくされており、2001年における全国の第三セクターの破綻は22件にのぼった。岡山県をみると、岡山空港開発が2001年2月に民事再生法の適用を申請し（負債総額99億90百万円）、県内の第三セクターで初の破綻となった。

表4：PFIと第三セクターの主な相違点

PFI	第三セクター
○ 民間企業を中心とした出資会社（SPC）が事業主体	○ 自治体と民間企業の共同出資会社が事業主体
○ 公共の貢献と利潤の追求の両立を目指す	○ 目的は利潤の追求ではなく公共の貢献
○ 官と民のリスク分担を明確化している	○ リスク分担が不明確（公共依存が多い）
○ 利益が確実に見込まれる公共事業向き	○ 採算性の追求よりも公共性、住民ニーズを優先。

※各種資料より当研究所にて作成

そのような状況で、PFIのメリットばかりがクローズアップされ、第三セクター方式を批判的に捉える認識が少なからず見受けられるが、第三セクターの意義、効用に適した事業に活用することで、市民に対して最大限の貢献をすることは不可能ではない。つまりPFIも第三セクターもそれぞれ民活の一形態であり、それぞれ最適な事業に活用することが重要である。

(5) 明確かつ適切なリスク分担

PFI事業を実施するうえで発生する可能性のあるリスクとしては、事故や需要の変動、天災、大幅な物価変動など経済状況の変化などが考えられる。そこでVFMを最大限活用するとともに、PFI事業者と発注者（国、地公体）間のトラブルを回避するためには、契約締結時に想定されるリスクについて、可能な限り明確かつ適切に分担することが必要不可欠である。このことは2001年1月に制定された「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」にも記載の通り、リスク分担は想定されるリスクをできる限り明確化した上で、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との概念に基づいている。

公共サイドからみると、従来型の公共工事において、負担していたリスクは極力民間事業者に移転させることで、リスクの顕在化による財政支出をヘッジしようとするものの、民間事業者に過度のリスク負担を負わせることは、最適なVFMを達成できず、PFIの効用を引き下げることとなる。

PFI事業には、形態、方式、規模、種類、民間事業者が持っているノウハウの強み（弱み）など、様々なケースが存在する。そこで、その選定事業から想定されるリスクを可能な限り明確化し、各リスクごとの最適な負担者を決めていかなければ、結果的に、PFI手法を選択したメリットがなくなることに留意する。

(6) PFIの基本原則

PFI事業は、公共性のある施設等の整備について、民間の資金や経営能力、ノウハウを最大限活用し、財政資金を効率的に利用し、適切な運営を実施するため、「PFIの基本方針」の中に様々な原則や主義が定められている。

○公共性原則

PFI事業の対象は、公共性のある施設等の整備に限定されている。

○民間経営資源活用原則、効率性原則

PFI事業は、効率的で効果的な社会資本整備を行い、質の高い公共サービスを提供するために、民間企業の資金、経営能力、ノウハウやアイデアなどを最大限活用し、財政資金を効率的に使用することを目的としている。

○公平性原則、透明性原則

PFI事業は、特定事業の選定及び民間事業者の選定においては公平性が担保されると

ともに、特定事業の発案から集結に至る全課程を通じて透明性を確保することが求められる。

○客観主義

PFI 事業の実施にあたっては、各事業段階について客観性が求められる。

○契約主義

公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意については、書面により民間・公共の担うべき役割、適切なリスク分担等の契約内容を明確にすることが必須となる。

○独立主義

PFI 事業を担う PSC は、経理や法人格上で、親会社との独立性が確保されることが必要である。

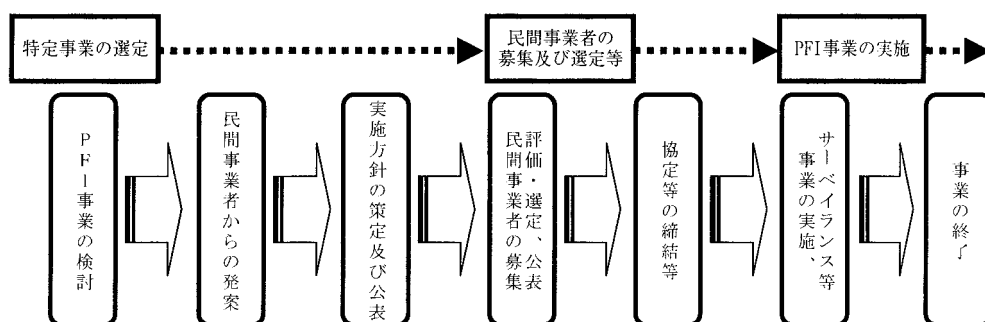
Ⅲ. PFI 導入のプロセス

(1) 標準的な事業プロセス

PFI 事業の標準的な事業プロセスを図 2 にまとめた。従来の公共事業のプロセスとの大きな違いとしては、事業に対して民間企業からアイデアを受け付ける点や、民間事業者の参入を配慮した実施方針を公表する点、さらに、価格面を定量的に審査するだけでなく、定性的な面も含めた提案を審査する点であろう。

官と民が適切なリスク分担について話し合いの場を持つことにより、従来の公共事業のプロセスより複雑化することは否めないものの、長期間の事業を効率的かつ効果的に遂行し VFM の最大化を図るためには、事業評価や細部に亘る交渉、綿密な打ち合わせ、慎重な提案審査などのプロセスは必要不可欠である。

図 2：PFI 事業のプロセス

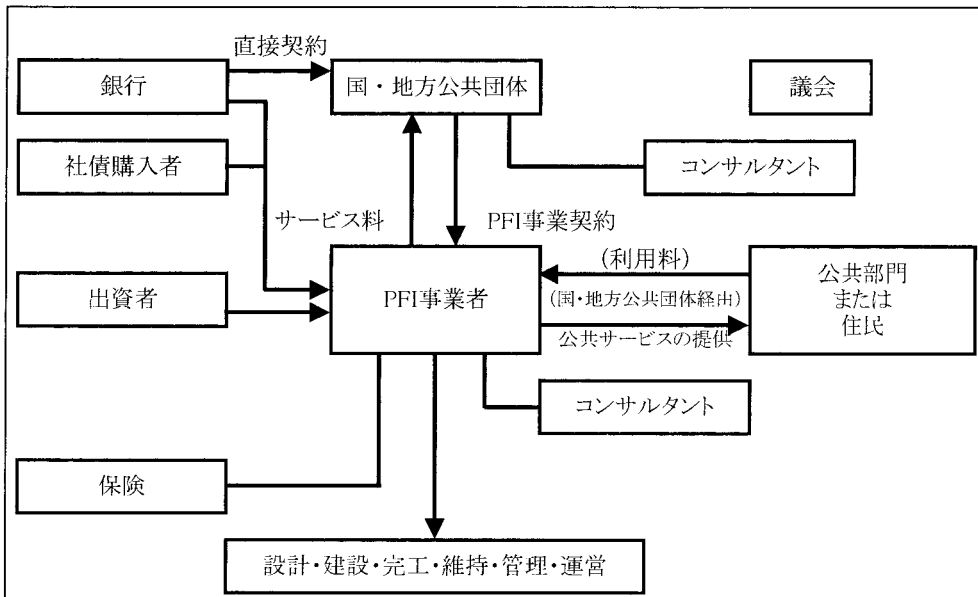


資料：内閣府資料より当研究所にて作成

(2) プロジェクトファイナンス

PFI 事業においては、資金調達者の役割を民間側が担っているため、金融機関から大型プロジェクトに対し巨額の資金を調達しなければならない。従来からの借入方式である

図3：PFIの基本的な事業スキーム



資料：日本PFI協会

コーポレートファイナンスによる資金調達是不可能的ではないが、PFI 事業においては、貸手、借手の双方でプロジェクトファイナンスを活用する方がメリットが多いと考えられる。

コーポレートファイナンスは、企業の信用力や資本金力、財務内容、保証人資力などを審査対象とする融資方式である。一方、プロジェクトファイナンスは、ある特定の事業を実施する会社（SPC）が親会社とは独立し事業に対して貸付を受ける方式で、以下の特徴が挙げられる。

- ① プロジェクトファイナンスは、親会社の信用力は影響を与えず、対象のプロジェクトの事業価値のみを審査対象として事業者（SPC）に融資する。
- ② 親会社は、事業が破綻し債務不履行に陥っても返済義務はない。
- ③ 事業活動が産み出すキャッシュフローが償還原資となるため、資金調達力が弱い企業にとっても事業内容次第で巨額の資金調達が可能となる。

地価の下落による担保価値の減少を受けて、金融機関は担保第一主義の貸出姿勢からの脱皮を図りつつある中で、企業のキャッシュフローを償還原資とし、企業信用力ではなく事業に貸出をするプロジェクトファイナンスは、PFI の発展に伴い、今後、拡大していくであろう。

(3) 国・地方公共団体の支援体制

PFI 事業の実施状況を見ると、積極的に取り組んでいる自治体もあれば、そうでない自治体もあり、各地方自治体間で温度差がみられている。背景としては、小規模な自治

体では、PFI 導入メリットが十分発揮できるような大型プロジェクトが発生しにくいことや、PFI についてのメリットは理解しているものの、従来からの公共事業と比べて手続きが煩雑なうえ、導入の是非を問うために事前に入念な調査・検討を要することで、自治体に対して新たな財政負担となることなどが考えられる。

そこで、国・地方公共団体の支援制度を PFI 法に明文化したほか（表 5）、2001年度第 1 次補正予算では、地方公共団体が実施方針や VFM の検討を行うための調査費用の一部を補助する制度を創設（民間資金等活用事業調査費補助金）した。その後、2002年度予算においても、調査や検討に係る費用や設備整備に係る費用などの補助金、日本政策投資銀行の無利子融資などを盛り込んでおり、PFI 事業の導入検討している自治体を金銭面で支えると同時に、法制面や制度面などの環境を整備し、導入検討を促している。

表 5：国・地方公共団体の支援

支援内容	国	地方公共団体
債務負担行為	30年度以内 (第11条)	(現行制度で可能)
財産の無償使用等	国有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。 (第12条第1項)	公有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。 (第12条第2項)
無利子貸付け	予算の範囲内で特に公共性が高いと認めるものについて、無利子貸付けすることができる。 (第13条第1項)	(現行制度で可能)
資金の確保、地方債についての配慮等	国・地方公共団体は、必要な資金の確保等、地方債の配慮に努める。 (第14条)	
国・地方公共団体の支援	国・地方公共団体は、法制上、税制上、金融上の支援を行うものとする。 (第16条第1項)	

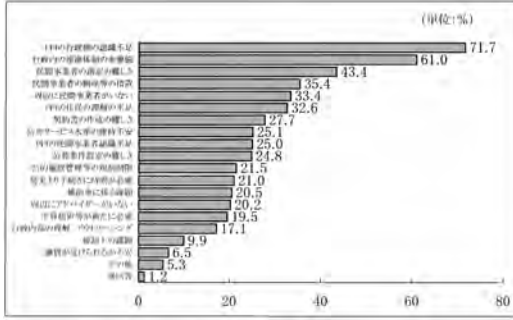
資料：日本PFI協会

Ⅳ. 全国自治体の PFI の取り組み状況～内閣府アンケートより～

内閣府は2002年1月、全国の自治体における PFI 事業の取り組み状況を把握するためアンケート調査を実施した。この調査結果によると、自治体における PFI の導入可能性（図 4）では、「導入済み、及び既に検討」と回答した自治体は、人口30万人以上の自治体では39%と高いウエイトを占めたのに対し、人口5万人以下の自治体では5%にとどまり、「しばらく様子を見たい」が大多数を占めた。このことは、①自治体の規模によって、PFI 導入に関する意識の格差が明確になっている、② PFI 事業の事例がまだ少ないため、他の自治体が実施した後に、そのメリット・デメリットなどの情報を十分に把握することが先決と考えている自治体が多い、などの背景が考えられる。

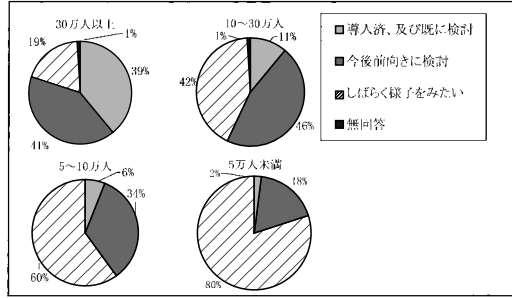
また、PFI 導入にあたっての課題（図 5）を挙げると、トップに「PFI の行政側の認

図4：PFI導入可能性



資料：内閣府「PFIに関する全国自治体アンケート」

図5：PFI導入にあたっての課題



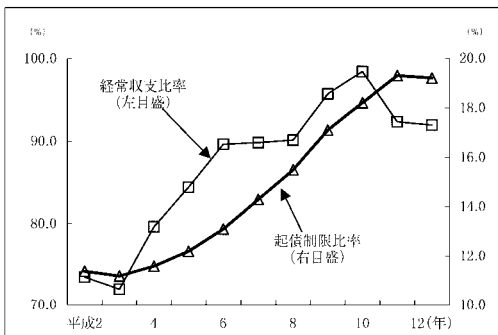
資料：内閣府「PFIに関する全国自治体アンケート」

識不足」(71.7%)で、「行政内の推進体制の未整備」(61.0%)が続き、「補助金に係る課題」(20.5%)、「予算措置等が新たに必要」(19.5%)、「税制上の課題」(9.9%)など金銭的課題を挙げる自治体は相対的に低水準となっており、全体ではPFI事業に関するノウハウや情報の収集、意識改革が最優先すべき課題としている自治体が多くを占めた。もっとも、大型プロジェクトが発生しやすい人口30万人以上の自治体の回答では、「補助金に係る課題」がトップとなっており、情報収集する体制づくりやPFI事業を推進するための組織整備などの初期段階から、現実的な財政上の問題に及んでいることが窺える。

V. 岡山県内のPFI事業

岡山県の財政状況をみると、起債制限比率が95年以降、都道府県中で最も高い水準が続いているほか、経常収支比率も高水準にあるなど、極めて厳しい状況となっている(図6)。そこで県は、97年11月に岡山県行財政改革大綱を策定、さらに99年11月には第2次行財政改革大綱を策定し、行財政改革に対する取り組みが加速させた。PFIに関する動きとしては、2000年4月の庁内組織再編で「行政改革・PFI推進室」を創

図6：岡山県の財務状況の推移



資料：岡山県

表6：都道府県別PFI推進状況

PFI事業件数、上位5県		
	件数	参考：県内総生産 (12年度、カッコ内は全国順位)
1 東京都	18件	85兆23百億円(1位)
2 神奈川県	9件	30兆58百億円(4位)
3 岡山県	6件	7兆11百億円(21位)
4 千葉県	4件	19兆34百億円(8位)
5 兵庫県	4件	19兆93百億円(7位)
事業件数3件の6府県		
茨城県、埼玉県、滋賀県、京都府、大阪府、福岡県		
事業件数2件の5道県		
北海道、宮城県、石川県、岐阜県、愛知県		
事業件数1件の12県		
秋田県、福島県、新潟県、福井県、三重県、奈良県、島根県、広島県、香川県、高知県、熊本県、大分県		

※内閣府資料より当研究所にて作成

(注)基本方針策定以降に実施方針が策定・公表されたPFI事業件数(2002年11月8日現在)

設したほか、同年「岡山県版 PFI 推進のための実務マニュアル」の策定など、導入基盤の整備が進められており、2002年11月現在における県内の PFI 導入件数（実施方針公表ベース）をみると、県発注事業が3件、岡山市発注事業が2件、倉敷市発注事業が1件の計6件と、他県と比して積極的な取り組み状況となっている（表6）。そこで、県内で実施方針を打ち出した事業について簡単に紹介したい。

(1) 当新田環境センター余熱利用施設整備・運営 PFI 事業（発注者：岡山市）

岡山市は県内初の PFI 事業として、隣接する当新田環境センターで発生する余熱を利用した健康増進施設の整備・運営事業についての実施方針を2000年8月に公表した。本事業は「健康づくりと癒し」を基本コンセプトに、「地域に調和した健康的でさわやかな」施設を志向し、市民の健康増進、リラクゼーション及びコミュニケーションの場の提供、地域の活性化を図るとともに、余熱を有効活用することで化石燃料の消費を抑制し、環境の保護に資することを目的としている。また本事業では、経営努力のモチベーションを高めるため、事業者は集客リターン（リスク）を抱えることとしており、サービスの質的向上などによる収益向上が期待できる。その他、事業の目的から逸脱しないことを条件として、飲食コーナー、フィットネス事業など、企業からの自由な事業提案も認められており、民間企業のノウハウが活かされる部分も盛り込まれている。

表7：当新田環境センター余熱利用施設整備・運営 PFI 事業の概要

事業内容	当新田環境センターから発生する余熱を有効利用するスポーツ健康増進施設の整備・運営。
事業目的	・市民に対してスポーツ健康増進、リラクゼーション及びコミュニケーションの場を提供するため。 ・余熱を有効利用することで、化石燃料の消費を抑え、地球環境保護を図る。
優先交渉権者の提案金額	1,966,140千円…市負担額の縮減率45% (債務負担行為の基礎金額で消費税相当額除く)
事業方式	BOT方式
運営期間	15年間
スケジュール	2000年8月 募集要項の公表 10月 特定事業として選定 2001年7月 優先交渉権者決定（入札方式(岡山市発注) 2004年4月 施設供用開始<予定>
主な特長	・市は事業者が提供するサービスの対価として、サービス購入費を支払う。 ・民間事業者にサービスの質的向上についてモチベーションを持ってもらうため、市が支払うサービス購入費の一部を利用者に応じて支払うことを想定している。 ・事業の目的の範囲内で、事業者独自のプログラムを実施することができる。

資料：岡山市

(2) 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業（発注者：倉敷市）

県内最大の工業集積地である水島コンビナートを抱える倉敷市では、既存の廃棄物処理施設の老朽化が進んでおり、処理施設の新設が急務とされていた。また、2001年4月、保健所政令市となり、岡山県から産業廃棄物行政を譲り受けた。そこで、厳しい財政状況の中、新たな財政負担（約300億円）からの回避から、2001

表8：倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業の概要

事業内容	倉敷市域で収集される一般廃棄物等（約300トン/日）に産業廃棄物（約250トン/日）を加えて混合処理を行う。
事業方式	BOT方式
運営期間	20年間
スケジュール	2002年3月 本契約締結（水島エコワークス） 2003年3月まで 環境影響評価 4月 建設工事着手 2005年4月 併用開始
財政の削減効果	倉敷市設計額 28,626,000千円（現在価値換算額） 落札者入札額 25,461,314千円（現在価値換算額） 倉敷市財政負担額の削減効果 3,164,686千円（11.06%）
主な特長	・ダイオキシン類の発生を抑制できる。 ・PFIを活用してゴミ処理施設の整備運営事業を実施するケースは、全国で2例目。 ・廃棄物のエネルギーをクリーンなガスとして回収する。 ・全ての回収物を再資源化することにより、最終処分場を必要としない。

資料：倉敷市

年2月、同市は「倉敷市・ごみ処理事業概要書」を発表し、PFI方式による産業廃棄物処理施設建設のプロジェクトを打ち出した。

同施設は、一般廃棄物（可燃ごみ、他のごみ焼却施設で排出された焼却灰、下水汚泥）を処理すると同時に、①施設規模拡大に伴うスケールメリットの確保、②高カロリーな産業廃棄物を補助燃料材としての活用し灯油などの化石燃料の削減、③一般廃棄物処理のコストダウン効果、などを目的として、産業廃棄物を同時に処理する。また、ガス化溶融炉という高温の焼却炉を設置することで、ダイオキシンの発生も大幅に抑制でき、通常発生する灰が溶けた後に残る副生成物を建設資材等に活用することが可能となる。

(3) 岡山リサーチパーク・インキュベーションセンター（仮称）整備等事業 （発注者：岡山県）

岡山情報ハイウェイの整備などで全国屈指のIT先進国であり、水島コンビナートなど生産拠点が集積している岡山県では、地場産業の育成及び新規産業の創出による地域産業の活性化が急務とされていた。そこで、IT関連も含めた基盤的技術産業の育成及び、それを支える新技術開発を促進し、地域産業の振興を図る目的で、2001年8月、インキュベーションセンターの整備等事業の実施方針を公表した。

本事業は、通信インフラ整備における優位性や産業集積などの本県の強み・特性を活かすため、「IT」及び「ものづくり」を事業の対象分野として、入居者間のネットワークを構築することで、様々な技術の融合による新しい事業の創出も目指している。

(4) 岡山市東部余熱利用健康増進施設整備・運営PFI事業（発注者：岡山市）

岡山市は、市民の健康増進、休養・休息及びコミュニケーションを図ることによる地域活性化と公共福祉の増進、また、環境保護の観点から化石燃料を抑制することを目的として、岡山市が誘致を進めている工業団地「新産業ゾーン」内に建設された東備クリーンセンター（ごみ処理能力が450トン／日）から発生する余熱を活用した温水プールや、温浴施設、会議室などを建設、運営する事業をPFI方式にて行うこととし、2002年9月、本事業の募集要項を公表した。

表9：岡山リサーチパーク・インキュベーションセンター（仮称）整備等事業の概要

事業内容	東部クリーンセンターから発生する余熱を有効利用する温水プールと温浴施設を中心とした健康増進施設の整備、運営、維持管理。
事業目的	・本事業により、市民の健康増進、休養・休息及びコミュニケーションの場を提供することで、地域の活性化と公共福祉の増進を図る。 ・余熱を有効利用することで、化石燃料の消費を抑え、地球環境保護を図る。
事業方式	BOT方式
運営期間	15年間
スケジュール	2002年6月 実施方針の公表 年9月 特定事業として選定 2003年5月上旬 優先交渉権者決定<予定> 年8月上旬 事業(仮)契約締結<予定> 2004年11月 施設運営開始<予定>
主な特長	・市は事業者が提供するサービスの対価として、サービス購入費を支払う。 ・民間事業者にサービスの質的向上についてモチベーションを持ってもらうため、市が支払うサービス購入費の一部分を利用者数に応じて支払うことを想定している。 ・事業の目的の範囲内で、事業者独自のプログラムを実施することができる。

資料：岡山市

(5) 新総合福祉・ボランティア・NPO 会館(仮称)等整備事業(発注者:岡山県)

県民総参加のもと、ボランティア、NPO、各種団体が手を携えて、多参画社会の形成を図るとともに、県民と行政が協働して地域福祉を推進することができる総合拠点施設をPFI方式として整備を目指し、岡山県は2002年10月、本事業の実施方針を公表した。

本事業は、整備方針で打ち出しているように、旧建物(旧国立岡山病院)をリニューアルして活用することで、建設廃棄物の削減による地球環境への負荷軽減を図っているほか、全国有数の通信インフラである岡山情報ハイウェイに光ファイバーで接続することで、施設全体を高度な情報化対応施設として整備することとしている。

表10: 岡山市東部余熱利用健康増進施設整備・運営PFI事業の概要

事業内容	東部クリーンセンターから発生する余熱を有効利用する温水プールと温浴施設を中心とした健康増進施設の整備、運営、維持管理。
事業目的	・本事業により、市民の健康増進、休養・休息及びコミュニケーションの場を提供することで、地域の活性化と公共福祉の増進を図る。 ・余熱を有効利用することで、化石燃料の消費を抑え、地球環境保護を図る。
事業方式	BOT方式
運営期間	15年間
スケジュール	2002年6月 実施方針の公表 年9月 特定事業として選定 2003年5月上旬 優先交渉権者決定<予定> 年8月上旬 事業(仮)契約締結<予定> 2004年11月 施設運営開始<予定>
主な特長	・市は事業者が提供するサービスの対価として、サービス購入費を支払う。 ・民間事業者によるサービスの質的向上についてモチベーションを持ってもらうため、市が支払うサービス購入費の一部を利用者数に応じて支払うことを想定している。 ・事業の目的の範囲内で、事業者独自のプログラムを実施することができる。

資料: 岡山市

(6) 岡山県総合教育センター(仮称)整備等事業(発注者:岡山県)

教育改革による初任者研修制度の全面実施等教員研修の充実が図られたことに加え、県内の不登校児童・生徒の出現率が全国平均を上回ったことや、急速に高度化している情報社会への対応など、教育をめぐる諸問題が山積している状況にある。また現在の施設では、障害児教育に関する専門施設が設置されておらず、老朽化が著しい。そのような背景で、教職員の資質と指導力向上と学校教育の一層の充実を支援することを目的として、岡山県は2002年10月に、岡山県総合教育センター(仮称)整備等事業の実施方針を公表した。

表11: 新総合福祉・ボランティア・NPO 会館(仮称)等整備事業の概要

事業目的	県民総参加のもと、ボランティア、NPO、各種団体などが手を携えて、いきいきと活動しながら社会づくりを進める多参画社会の形成を目指す。 県民と行政が協働して地域福祉を推進することのできる総合拠点施設の整備。
整備方針	・バリアフリー対応するとともに、すべての方に使いやすいユニバーサルデザインに配慮する。 ・旧建物を活用することにより建設資材の廃棄物の排出を抑制するとともに、太陽光発電の利用等により環境への負荷軽減を図る。 ・岡山情報ハイウェイに光ファイバーで接続し、情報化の進展に施設全体で対応できるものとする。
事業方式	BOT方式
運営期間	15年間
主な特長	・施設は既存建物(旧国立岡山病院)を活用して、リニューアルにより設計、建設する。 ・岡山県立図書館を併設し、公文書等を体系的に収集・保存し、関連の調査研究を行う拠点とする。
スケジュール	2002年10月 実施方針の公表 12月 特定事業の選定、公表<予定> 2003年5月 審判者の決定<予定> 6月 事業契約の締結<予定> 2005年11月 開館<予定> ～12月頃 2020年3月 事業期間終了<予定>

資料: 岡山県

表12: 岡山県総合教育センター(仮称)整備等事業の概要

事業内容	岡山県教育センターと岡山県情報教育センターを統合し、それらを発展拡充した総合教育センターを整備・運営する。
事業目的	・学校教育を活力あるものにし、教育の質的水準を維持・向上させるため。 ・現在の施設は老朽化が著しく、障害児教育に関する専門施設が設置されていないため。
事業方式	BOT方式 (BOT方式の可能性もある)
運営期間	20年間
スケジュール	2002年10月 実施方針の公表 12月 特定事業の選定、公表<予定> 2003年11月 審判者の決定<予定> 2004年3月 事業契約の締結<予定> 4月より 施設の設計及び建設<予定> 2006年4月 施設の供用開始<予定> 2026年3月 事業期間終了<予定>

資料: 岡山県

Ⅶ. PFI 定着のための課題と地域での発展について

< 1 > 課題について

(1) 事業の必要性、優先度

PFI は、民間企業が事業の資金調達を行うため、発注者である公共セクターは、財政支出を分割できるメリットがあるが、このことは財政の繰り延べ支出であり、長期の負担となることを忘れてはならない。

自治体は財政難の中、純然たる公共事業である PFI を実施しながら、財政支出が抑制できるという点だけに着目し、事業の必要性、優先度についての検討を疎かにしてしまう可能性も否めないことから、不必要な、または優先度が低い事業を闇雲に立ち上げるような政策は慎み、行政は民間（建設会社、アドバイザー、コンサルタント、金融機関など）とともに必要性、優先度を十分に吟味しなければならない。

(2) PFI に関する誤解

上述した岡山県内の事例のほか、全国でも病院、教育施設、官舎など、多くの事業計画が進められているが、そこで危惧されるのは、PFI が持つ機能やシステムなどについての把握が不十分な状況で、“PFI = 財政支出削減”と誤解し、無用な事業さえも PFI として実施し、その結果、さらに財政状況を悪化させてしまう点である。社会資本整備の一手法である PFI の本来の趣旨は、自治体の財政負担の圧縮ではなく、財政の有効活用である点を再認識し、事業を進める際には、従来方法や第三セクター方式、民間委託、完全民営化、独立行政法人設立、アウトソーシングなど、様々な手法の中から特性に合ったものを選択すべきである。もっとも、手法の採用基準には、VFM の最大化や財政の効率化について求められることは当然であるが、その前提として住民ニーズがあるか否かという点が最も重要である事を忘れてはならない。

(3) 現行制度上の課題

公物管理法をはじめとした公的財産に関する法律が存在する中、事業遂行を妨げるような規制の撤廃や緩和を盛り込んだ PFI 法が、今後、本来の趣旨通り機能しない可能性も予想される。また、所有権を保有しているか、抵当権の設定が可能か、などの点から資金調達面で制約を受けることも想定される。

一方で、国土交通省は2002年8月29日に公表した見解によると、

- 公物管理法における公物管理者に関する規程は、国民等に対し、公物を管理する最終的な責任を負う主体を規程するものであって、民間事業者への事務委任、一定の範囲における占有、公物を所有した場合の抵当権設定などを禁止していない。
- PFI 事業者が行う公共施設の整備等に関する行為は、あくまで公物管理者との協

定等に基づく公物管理そのものであり、占用許可や承認工事の承認の為の手続きは不要である。

- つまり、協定等により、公物管理法がPFI事業遂行の制約にはならない。

このように、PFIの実施主体である事業者と国との間で見解の相違が窺える。そこで、国土交通省が出した見解以外の具体的事例についても、早期に整理していくとともに、PFI事業者の立場を明確にし、法令上・制度上の基盤整備が急がれている。

(4) 地域経済への寄与

本県だけでなく、地方共通の課題としてPFI導入目的には地場企業は優先されないという点がある。PFIの基本概念は厳格な競争原理に基づいているため、税金を最大限有効活用することで、地域振興策とは概念が異なる。それは、国内のみならず国外企業の応募も考えられる。そのため、PFIの提案、実施・運営に携わることができる企業は、鉄鋼メーカーや大手ゼネコン、商事会社などが大半を占めているのが現状である。

(5) 企業の取り組み姿勢の変化

PFI法が施行して3年以上が経過し、PFIに対する参入企業の取り組み方針にも変化がみられている。施行当初は新たなビジネスチャンスとして、参入企業の積極的に取り組む姿勢が目立ったが、現在では、建設業など企業の経営環境が厳しくなっている中、他県では入札件数がゼロとなる案件もみられるなど、プロジェクトの取り上げ要件が厳しくなっている。

< 2 > 県内でPFIが定着・発展するためには

PFIが定着し普及していくためには、解決すべき課題や問題点は山積しているが、我が国に、PFIの概念が取り入れられて、まだ数年しか経っておらず、短期的な成果のみについて考えるのではなく、長期的な視点に立って、その有効性を議論していく必要がある。

本県は、IT関連では全国有数の情報インフラである岡山情報ハイウェイを有しているほか、新見市では全国初の電子投票を実施するなど、一部の分野で先進的な事例がみられている。PFIに対する取り組み状況をもと、2002年12月現在、実施方針を公表している事業は6件と、他県と比べ積極的な取り組み姿勢がみられている。そこで、県内自治体と民間企業が一体となってチャレンジ精神やバイタリティーの旺盛さを発揮するとともに、IT関連や「ものづくり」の分野などの強みを十分活かしていけば、地場の優位性を活かした提案による県内企業の事業参入機会も全くないとは言えず、今後、PFIが定着・発展し、地域経済の発展に寄与する可能性は十分にあると考えられる。

以上

【参考文献】

- 「PFIと事業化手法」(日本開発銀行 PFI 研究会編著、98年、金融財政事業研究会)
- 渡辺隆之「英国における PFI の導入と活用について」(日本銀行「日本銀行調査月報99年2月号」)
- 「PFIとプロジェクトファイナンス」(第一勧業銀行国債金融部編、99年、東洋経済新報社)
- 宮木康夫「第三セクターと PFI—役割分担と正しい評価—」(2000年、ぎょうせい)
- 「行財政改革レポート vol. 1~4」(岡山県総務部行政改革・PFI 推進室編)
- 「PFIに関する全国自治体アンケート」(2002年、内閣府)
- 「日本経済と公共工事 第2章2.2~ PFIの現状と課題~」(建設経済研究所「建設経済レポート2002年7月号」)
- 山下明男「PFIの発展にむけて」(日本地域開発センター「地域経済2002年8月号」)
- 日本 PFI 協会ホームページ
- 内閣府民間資金等活用推進室(PFI 推進室)ホームページ
- 内閣府「国民経済計算年報」
- 岡山県総務部行政改革・PFI 推進室ホームページ
- 岡山市企画局総合政策部事業政策課 PFI 推進班ホームページ
- 倉敷市環境施設課ホームページ

中国地域の産業支援サービス業の現状と課題

社団法人 中国地方総合研究センター

副主任研究員 細木 康広

1. 産業支援サービス業の重要性と中国地域における集積状況

(1) 産業支援サービス業の重要性

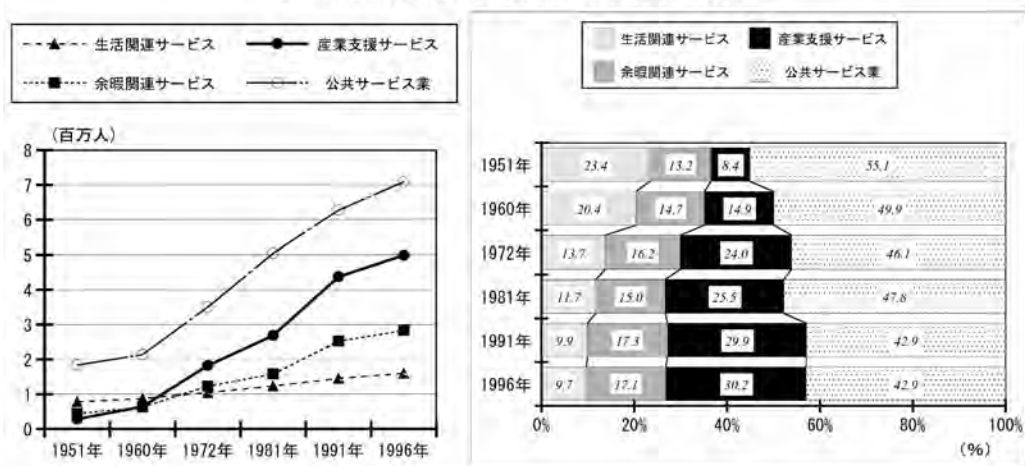
① 地域の雇用を牽引する高い成長力

従業者数が増加しているサービス業の中でも、産業支援サービス業はとりわけ成長性の高い産業である。その結果、全国における全産業に占めるサービス業の構成比は1950年の9.2%から2000年には26.8%（図表略）、サービス業に占める産業支援サービス業の構成比は1951年の8.4%から1996年には30.2%に上昇した。

産業支援サービス業の成長の背景としては、製品の高付加価値化におけるデザイン、マーケティングなどのサービス部門の重要性の高まり、総務や経理などの社内業務のアウトソーシング需要の拡大、情報通信分野のイノベーションによる関連産業の創出などが挙げられる。

近年は「他に分類されない事業サービス業」（ディスプレイ業、労働者派遣業など）や「ソフトウェア業」、「建物サービス業」、「その他の専門サービス業」（経営コンサルタント業、機械設計業など）の伸びが大きい。サービス業における従業者数の増加上位10業種（増加寄与率順）のうち、産業支援サービス業が半数以上を占めている。また、企業経営を対象とした「事業サービス業」や、専門的な知識をもとにサービス

サービス区別従業者数と構成比の推移（全国）



資料：飯盛信男「経済再生とサービス産業」（資料は総務省「事業所・企業統計調査報告」）より作成

を行う「専門サービス業」の分野で“他に分類されない”、“その他”といったカテゴリーに属する業種が拡大していることから、これらの分野で新しいタイプの事業が多数創出されていることが窺える。

サービス業における従業者数の増加上位業種（増加寄与率順、1989～1999年）

順位	分類	業種	全国 増加寄与率	全国 従業者数	従業者数 順位
1	●	869 他に分類されない事業サービス業	9.95	613,992	4
2	◇	848 個人教授所	6.17	626,721	3
3	●	821 ソフトウェア業	5.65	480,310	6
4	△	904 老人福祉事業	5.01	235,700	19
5	●	864 建物サービス業	4.98	666,284	2
6	◇	768 遊戯場	4.70	440,568	9
7	●	849 その他の専門サービス業	4.64	356,144	11
8	●	845 土木建築サービス業	4.32	459,489	8
9	●	866 警備業	4.11	303,664	13
10	◇	751 旅館	4.02	861,055	1
11	◇	769 その他の娯楽業	3.68	163,786	23
12	□	721 洗濯業	3.56	484,832	5
13	△	889 その他の医療業	3.39	111,591	30
14	△	903 児童福祉事業	3.02	266,920	15
15	●	781 機械修理業	2.89	241,035	18
16	□	724 美容業	2.35	465,145	7
17	●	77 自動車整備業	1.96	360,074	10
18	△	885 療術業	1.73	152,106	24
19	△	905 知的障害・身体障害者福祉事業	1.69	103,648	32
20	◇	766 スポーツ施設提供業	1.56	298,628	14

(注)1. ●：産業支援サービス、□：生活関連サービス、◇：余暇関連サービス、△：公共サービス
2. 教育業における「学校」、医療業における「病院」は対象に含まれていない。

資料：総務省「サービス業基本調査報告」より作成

② 地域の基幹産業である製造業の高度化に対する支援

地域の基幹産業である製造業の競争力強化を図る上で、これらをサポートする設計、デザイン、ソフトウェア、試験・検査などの産業支援サービス業の重要性が高まっている。

一方、製造業自身においても、ものづくり専業から脱却し、いわゆる“スマイルカーブ”（収益源がサービス領域とコア部品領域へシフトする潮流）を念頭に、川下のサービス分野に事業を展開する例も多く見られるなど、「製造業のサービス化」も進展している。

③ 地域のイノベーションシステムを構成する中心的なセクター

知識経済化が進む中で、知識の創造とその産業化を継続的に行うための地域基盤（地域のイノベーションシステム）の一部として、高質な産業支援サービス業の重要性が高まっている。こうした地域のイノベーションシステムにおける産業支援サービス業の役割としては、知識創造を媒介し、知識の実用化を支援することで、地域のイ

ノベーション・サイクルのポテンシャルを最大限に引き出すことと位置づけられる。

地域のイノベーションシステムの構成セクター

- ・産学官連携を中心とした効果的な研究開発システム（知識の創造）
- ・起業に対する支援制度、支援システム（知識の実用化）
- ・高質な産業支援サービス業の存在（知識の創造・実用化の支援・媒介）
- ・高度な情報通信基盤（知識の流通）

④ 他地域にもサービスを提供する移出型・他地域支援型産業としての特性

産業支援サービス業は、域内需要のみならず、他地域にもサービスを提供する移出型・他地域支援型産業としての特性を有している。とりわけ、高度な知識や情報を提供する産業支援サービス業では、大都市圏などで地域需要のボリュームをはるかに超えた「集積」が形成されている。

こうした集積は、企業間の密接なコラボレーションを通じて、新たな知識・サービスが次々と生み出されるダイナミズムを有しており、集積が集積を呼ぶ形で集積度が加速度的に高まる傾向がみられる。

(2) 中国地域における産業支援サービス業の集積状況

全国の産業支援サービス業従業者数は488万人で、全産業の9.1%を占めている。中国地域では25万人で、全産業に占める割合は7.7%と全国を1.4ポイント下回っている。一方で、その他のサービス業の割合は17.0%で全国の16.4%を上回っており、中国地域では生活関連のサービス化は全国並み以上に進む一方、産業関連のサービス化は全国を下回っていることが分かる。

中国地域の産業支援サービス業の対全国比（従業者数ベース）は5.0%であり、人口をはじめ、製造業や商業などのいずれと比較してもその割合は低い。サービス業の中で比較しても、その他のサービス業と比べて集積の不足が目立っている。

県別には、特に山口県、岡山県の集積水準が低く、両県の製造業集積、高いものづくり機能に見合った産業支援サービスの供給能力が地域に備わっていない状況が窺える。

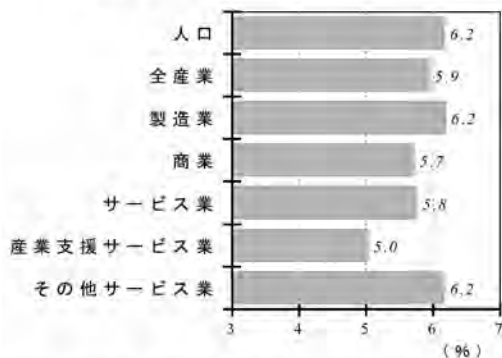
産業支援サービス業等の従業者数と全産業に占める構成比（1999年）

		全国	中国地域	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
実数 (千人)	全産業	53,807	3,197	240	303	799	1,241	614
	サービス業	13,687	788	60	76	192	305	155
	産業支援サービス業	4,879	245	18	23	56	105	42
	その他サービス業	8,809	543	43	53	135	199	113
構成比 (%)	サービス業	25.4	24.7	25.2	25.2	24.0	24.6	25.2
	産業支援サービス業	9.1	7.7	7.4	7.7	7.0	8.5	6.9
	その他サービス業	16.4	17.0	17.7	17.5	17.0	16.1	18.3

（注）1999年の調査は民営事業所のみを対象としているため、公営事業所は含まない。

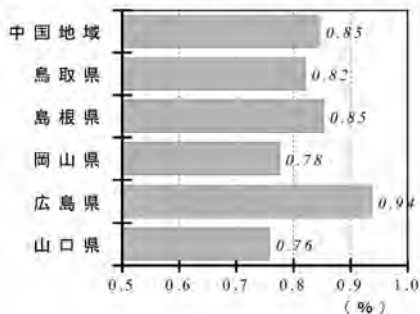
資料：総務省「事業所・企業統計調査報告」

中国地域の従業者数等の対全国比



資料：総務省「事業所・企業統計調査報告」

産業支援サービス業の特化係数



(注)各県の同産業構成比を全国の値で除したものの。

資料：総務省「事業所・企業統計調査報告」

サービス区分別従業者構成比の日米比較

	日本 (1996年)		アメリカ (1997年)	
	実数(万人)	構成比 (%)	実数(万人)	構成比 (%)
就業者総数	6,512	100.0	12,956	100.0
サービス業計	1,651	25.4	4,640	35.8
対個人サービス	448	6.9	687	5.3
対事業所サービス	494	7.6	1,455	11.2
公共サービス	709	10.9	2,498	19.3

出所：飯盛信男「経済再生とサービス産業」

資料：アメリカ：Employment and Earnings.

日本：総務省「事業所・企業統計調査報告」、就業者総数は「労働力調査」

2. 産業支援サービス業の都市立地特性

(1) 都市に集中する産業支援サービス業

サービス業のなかでも、産業支援サービス業は、顧客となる事業所が集積する都市、とりわけ大都市に集中立地する傾向が強いことが特徴である。わが国における産業の都市への集中状況を従業者数の都市階層別シェアからみると、全産業の都市部シェアは83.3%であるが、産業支援サービス業においては90.3%と都市に集中度が高い。さらに、産業支援サービス業の大都市シェアは38.7%と全産業及びサービス業を10ポイント以上上回っている。

産業別にみると、大半の産業において都市部シェアは90%を超えており、「法律事務所、特許事務所」「映画・ビデオサービス業」「広告代理業」等においては、都市部シェアはほぼ100%に達し、とりわけ、大都市及びその周辺都市を含めた3大都市圏への集中傾向が顕著である。

中国地域においても、全国と同様、産業支援サービス業の都市集中傾向は明らかである。都市階層別にみると、中国地域における産業支援サービス業は、広島市に集中立地

(参考) 産業支援サービス業の具体的業種

	具体的業種 (小分類)		対企業収入 比率 (%)
洗濯・理容・浴場業	721B	リネンサプライ業	76.2
機械・家具修理業	781	機械修理業	85.3
物品賃貸業	791	各種物品賃貸業	95.6
	792	産業用機械器具賃貸業	97.4
	793	事務用機械器具賃貸業	63.0
	794	自動車賃貸業	78.5
映画・ビデオ制作業	801	映画、ビデオ制作・配給業	95.1
	802	映画・ビデオサービス業	98.9
情報サービス・調査業	821	ソフトウェア業	90.9
	822	情報処理・提供サービス業	82.1
	823	ニュース供給業	94.5
	824	興信所	86.7
広告業	831	広告代理業	95.1
	839	その他の広告業	96.9
専門サービス業	841	法律事務所、特許事務所	73.5
	843	公認会計士事務所、税理士事務所	85.0
	845	土木建築サービス業	40.0
	846	デザイン業	95.9
	847	著述家・芸術家業	76.2
	849	その他の専門サービス業	84.5
協同組合	851	農林水産業協同組合	41.8
	852	事業協同組合	92.4
その他の事業サービス業	861	速記・筆耕・複写業	81.8
	862	商品検査業	94.6
	863	計量証明業	73.2
	864	建物サービス業	78.6
	865	民営職業紹介業	61.3
	866	警備業	86.2
	869	他に分類されない事業サービス業	85.1
	872	産業廃棄物処理業	84.3
879	その他の廃棄物処理業	84.8	
医療業	886	歯科技工所	78.4
	887	医療に附帯するサービス業	91.9
学術研究機関	921	自然科学研究所	74.3
	922	人文・社会科学研究所	29.0
政治・経済・文化団体	941	経済団体	63.3
その他のサービス業	952	と畜場	93.4
	959	他に分類されないサービス業	84.1

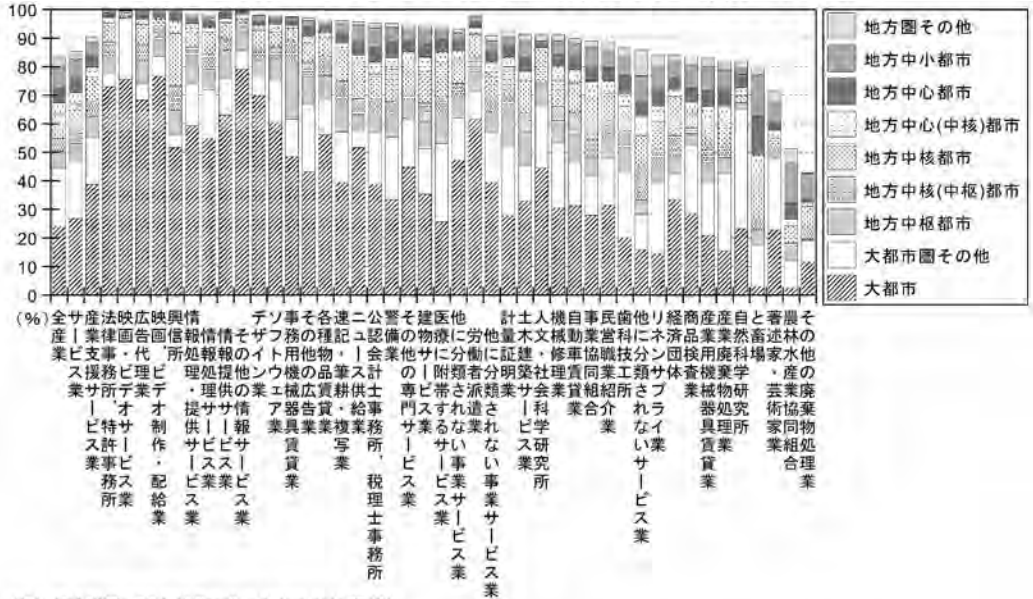
(注) 表中の「対企業収入比率」は全国値(1999年)

資料：総務省「サービス業基本調査報告」

する傾向が強くなっており、岡山市への集中もみられる。

産業別にみると、全国において大都市に集中する産業が、中国地域においては広島市に集中する傾向にある。また、岡山市や地方中核都市のシェアも全般に高い。

我が国における産業支援サービス業従業者数の都市階層別シェア（1999年）

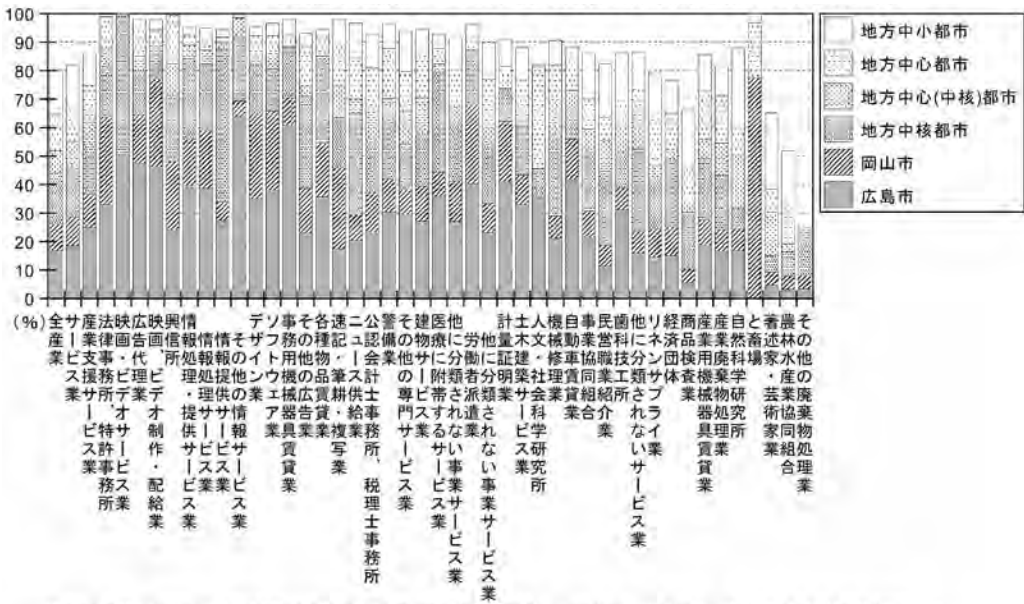


(注) 都市階層の設定基準は次のとおり（以下同様）

1. 大都市：3大都市圏の中心都市（東京特別区、横浜市、千葉市、名古屋市、大阪市、京都市、神戸市の7市）
2. 地方中核都市：地方圏に位置する人口100万人以上の都市（札幌市、仙台市、広島市、北九州市、福岡市の5市）
3. 地方中核(中核)都市：「21世紀の国土のグランドデザイン」において中核拠点都市圏に位置付けられた、地域の中心となる県内所在市または人口30万人以上の市（新潟市、富山市、金沢市、静岡市、浜松市、岡山市、高松市、松山市、熊本市、鹿児島市、那覇市の11市）
4. 地方中核都市：地方圏に位置する県庁所在市または人口30万人以上の市（鳥取市、松江市、倉敷市、福山市、山口市等の32市）
5. 地方中心(中核)都市：地方圏に位置する人口15万人以上の都市圏中心市（呉市、下関市、宇部市等の22市）
6. 地方中心都市：地方圏に位置する人口8万人以上の都市圏中心市（米子市、出雲市、津山市、東広島市、三原市、尾道市、防府市、徳山市、岩国市等の58市）
7. 地方中小都市：地方圏に位置する人口8万人未満の都市圏中心市（全国で219市、うち中国地域は30市）

資料：総務省「事業所・企業統計調査報告」

中国地域における産業支援サービス業従業者数の都市階層別シェア（1999年）



(注) 地方中小都市には都市圏中心市以外の5市（平田市、玉野市、廿日市市、小野田市、新南陽市）を含む（以下同様）

資料：総務省「事業所・企業統計調査報告」

(2) 産業支援サービス業の階層性

規模が大きい都市に集中立地する傾向にある産業支援サービス業は、都市において「外部地域を支援する機能」が発揮される典型的な産業である。こうした「外部地域を支援する機能」は、ある程度の人口規模（内部需要）を基礎に、一定規模以上の産業支援サービス業が集積する都市階層において発現すると考えられる。

全国の都市圏中心都市（3大都市圏の中心都市7大都市及び地方圏の都市圏中心都市347都市）を対象に、都市階層別の産業支援サービス業の集積係数を算出し、この係数が1を超える（立地都市において外部地域を支援する機能が発現する）都市階層を示すと、産業支援サービス業は、都市階層が高まるにつれて立地量が増大し、地方中核都市階層において「外部地域を支援する機能」が発現していることが分かる。

$$\begin{aligned} \text{集積係数} &= \text{当該都市の従業者数}(e) / \text{当該都市の非基盤従業者数}(\varepsilon) \\ &= \text{当該都市の従業者数}(e) / (\text{当該都市の人口}(p) \times \text{全国の人口当たり従業者数}(E/P)) \end{aligned}$$

なお、基盤（ベーシック）機能量は、当該都市の従業者数(e) - 当該都市の非基盤従業者数(ε)により算出される

これを産業別にみると、大都市と地方中核都市及び地方中核（中核）都市においては、ほとんどの産業が「外部地域を支援する機能」を発揮するだけの集積をみているのに対し、地方中核都市以下の階層では、「外部地域を支援する機能」を発揮する産業は限定される傾向にある。

なお、産業支援サービス業の各産業は、集積係数が1をこえる都市階層に対応させて、「高次都市機能」（地方中核都市以上の階層において集積係数が1を超える産業）、「準高次都市機能」（地方中心都市以上の階層において集積係数が1を超える産業）、「基礎的都市機能」（地方中小都市以上の階層において集積係数が1を超える産業）の3階層に区分することができる。

(3) 産業支援サービス業の都市集積特性

産業支援サービス業の立地集積は、都市規模が大きくなるほど拍車が掛かり、等比級数的に集積量（従業者数）が増大していくものと考えられる。そこで、全国672都市の人口規模と産業支援サービス業従業者数との相関関係をみると、都市人口が100万人前後を超える段階から、急激に従業者数が増大する傾向が認められ、それ以下の人口規模においても緩やかな等比級数的な増加傾向がみられる。

なお、前項で算出した集積係数は、図中に点線で示した「人口当たり従業者数」を傾きとした等差級数直線（ $y=0.039x$ ）上の期待値に対する実績値の比である。この直線は、人口に比例して一定量で従業者数が増加する傾向を示すものであり、これと実線で示した回帰曲線との差が、等比級数的に拡大する集積の効果に相当するといえる。また、実線（曲線）と点線（直線）の交点となる都市人口は868千人であり、これを、等比級

産業支援サービス業の都市階層別集積係数（1999年）

		全 国 従業者数 (千人)	大都市圏							
			大都市	地方中核 都市	地方中核 (中核) 都市	地方中核 都市	地方中心 (中核) 都市	地方中心 都市	地方中小 都市	
平均人口(万人)			278.7	122.9	47.1	30.8	20.7	10.9	4.5	
都市数			7	5	11	32	22	58	219	
全産業		53,807	1.551	1.155	1.137	1.095	1.062	1.029	0.977	
サービス業		13,687	1.731	1.297	1.235	1.147	1.046	0.956	0.869	
産業支援サービス業		4,879	2.502	1.502	1.285	1.095	0.947	0.778	0.598	
高次 都市機能	802 映画・ビデオサービス業	5.0	4.881	0.216	0.244	0.054	0.011	0.024	0.020	
	921 自然科学研究所	180.0	1.497	0.290	0.196	0.332	0.721	0.945	0.261	
	847 著述家・芸術家業	1.7	1.473	0.438	0.600	0.345	0.690	0.580	0.907	
	801 映画、ビデオ制作・配給業	50.9	4.951	1.138	0.928	0.482	0.170	0.175	0.112	
	841 法律事務所、特許事務所	44.2	4.713	1.229	1.145	0.852	0.548	0.304	0.131	
	846 デザイン業	44.4	4.509	1.215	1.157	0.700	0.464	0.331	0.183	
	831 広告代理業	123.3	4.407	1.692	1.383	0.892	0.519	0.315	0.119	
	821 ソフトウェア業	455.7	3.915	1.649	1.039	0.622	0.716	0.344	0.100	
	822 情報処理・提供サービス業	250.4	3.826	1.528	1.263	0.830	0.460	0.296	0.158	
	822A 情報処理サービス業	182.9	3.547	1.474	1.334	0.959	0.539	0.332	0.202	
	822B 情報提供サービス業	34.0	4.072	2.040	1.004	0.708	0.355	0.345	0.055	
	822C その他の情報サービス業	33.5	5.101	1.307	1.142	0.248	0.134	0.048	0.024	
	793 事務用機械器具賃貸業	11.7	3.140	4.130	1.823	0.551	0.314	0.327	0.133	
	839 その他の広告業	23.3	2.784	1.926	1.243	0.888	0.609	0.627	0.280	
	791 各種物品賃貸業	23.2	3.624	1.691	1.407	1.012	0.433	0.387	0.142	
	823 ニュース供給業	18.5	3.332	1.216	1.366	1.532	0.898	0.858	0.791	
	869 他に分類されない事業サービス業	576.0	3.046	1.431	1.276	1.081	0.843	0.625	0.376	
	869A 労働者派遣業	200.2	3.982	1.356	1.321	1.000	0.631	0.383	0.175	
	869B 他に分類されない事業サービス業	375.8	2.547	1.472	1.253	1.124	0.956	0.754	0.482	
	922 人文・社会科学研究所	6.1	2.872	1.266	0.298	1.627	0.013	0.281	0.090	
	861 速記・筆耕・複写業	30.3	2.534	2.139	1.850	1.355	0.726	0.703	0.412	
	941 経済団体	93.9	2.154	1.310	1.755	1.729	0.707	0.713	0.800	
	845 土木建築サービス業	429.3	2.127	2.356	1.681	1.429	0.927	0.860	0.812	
	863 計量証明業	15.8	1.807	2.379	1.593	1.260	0.914	0.831	0.340	
	準高次 都市機能	824 興信所	7.5	3.332	1.755	2.020	2.376	1.132	0.517	0.073
		849 その他の専門サービス業	356.4	2.891	1.351	0.905	1.059	1.318	0.818	0.453
864 建物サービス業		661.9	2.279	1.921	1.663	1.434	1.304	0.936	0.635	
865 民営職業紹介業		39.4	2.028	1.381	1.514	1.238	1.210	0.926	0.750	
794 自動車賃貸業		33.6	2.022	1.999	1.883	1.330	1.231	0.931	0.571	
781 機械修理業		218.3	1.975	1.613	1.209	1.182	1.315	0.801	0.621	
852 事業協同組合		44.8	1.798	1.369	1.962	1.758	1.284	0.911	0.921	
887 医療に附帯するサービス業		35.1	1.657	2.029	1.595	1.536	1.037	0.801	0.411	
843 公認会計士事務所、税理士事務所		156.5	2.511	1.190	1.411	1.127	1.100	1.046	0.860	
866 警備業		286.7	2.155	1.432	1.368	1.420	1.096	1.054	0.679	
886 歯科技工所		21.7	1.308	1.785	1.425	1.093	1.240	1.257	0.854	
872 産業廃棄物処理業		60.6	0.998	1.141	0.980	1.218	1.174	1.194	0.871	
721B リネンサプライ業		100.5	0.940	1.124	1.530	1.228	1.484	1.220	0.962	
基礎的 都市機能		862 商品検査業	27.3	1.839	0.813	0.522	0.638	1.083	0.988	1.017
	792 産業用機械器具賃貸業	104.1	1.352	1.456	1.583	1.204	1.030	1.088	1.054	
	959 他に分類されないサービス業	4.1	1.026	1.046	2.949	1.356	1.863	0.973	1.166	
	879 その他の廃棄物処理業	1.0	0.753	0.124	1.018	0.941	0.354	0.216	1.169	
	952 と畜場	2.4	0.200	1.126	1.022	1.804	2.204	2.635	1.892	
851 農林水産業協同組合	333.0	0.156	0.511	0.871	0.752	0.616	1.126	1.796		

(注)1. 集積係数＝当該都市の従業者数(e)／当該都市の非基盤従業者数(ε)
 ＝当該都市の従業者数(e)／(当該都市の人口(p)×全国の人口当たり従業者数(E/P))

2. 表中の太字・網掛けは、集積係数が1以上の項目を表す。

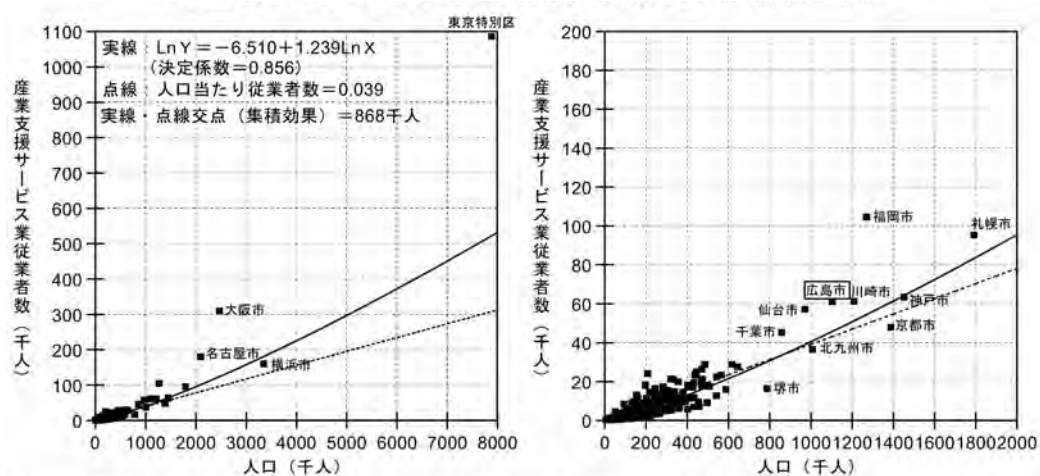
資料：総務省「事業所・企業統計調査報告」、地方自治研究会「住民基本台帳人口要覧」

数的な集積の効果が発現する（「外部地域を支援する機能」が発揮される）都市人口規模の期待値とみることができる。

産業支援サービス業の機能階層区分（高次都市機能産業、準高次都市機能産業、基礎的都市機能産業の3区分）ごとに、都市人口と従業者数との相関関係をみると、都市人口に応じて等比級数的に立地集積に拍車がかかる傾向は、図中に示した回帰曲線（回帰係数）に明らかなように、高次都市機能産業において特に強いことが検証される。こうした傾向は、準高次都市機能産業においても強い。一方、基礎的都市機能産業については、都市人口に応じた等比級数的な立地集積増大傾向はみられず、都市人口の増加に比例して等差級数的（直線的）に集積量（従業者数）は増加する傾向にある。

なお、高次都市機能産業と準高次都市機能産業における等比級数的な立地集積増大傾向（回帰係数）の相違は、最大集積を有する東京特別区の集積量（従業者数）の相違を強く反映しており、産業支援サービス業の東京特別区への立地集積は、高次都市機能産業において特に顕著である。

都市の人口規模と産業支援サービス業従業者数との相関関係（1999年）



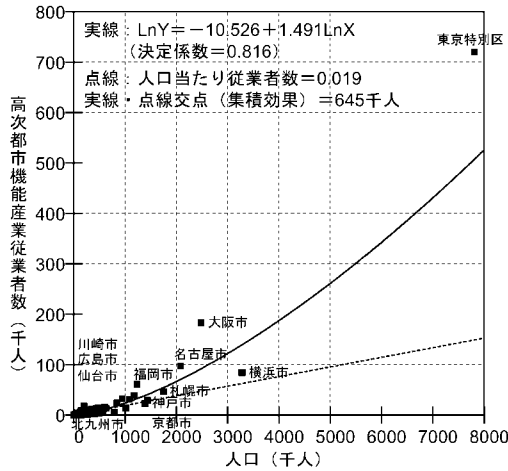
資料：総務省「事業所・企業統計調査報告」、地方自治研究会「住民基本台帳人口要覧」

(4) 中国地域における産業支援サービス業の過不足量

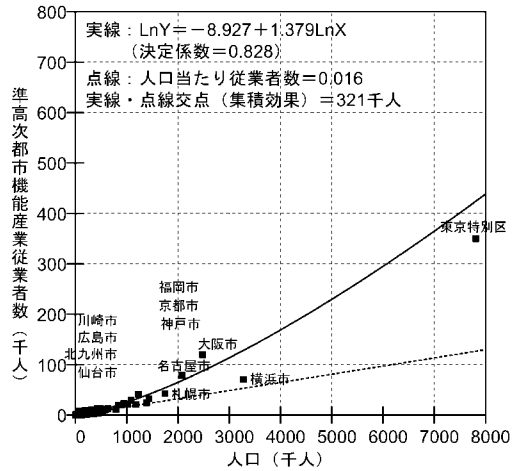
集積係数を算出した考え方（経済基盤理論）に基づいて、中国地域各都市における産業支援サービス業の基盤（ベーシック）機能従業者数を推定すると、広島市が約18,000人（従業者数の約30%）と突出しており、これに次ぐ岡山市は約4,500人（従業者数の約15%）で広島市の1/4にとどまっている。このほかプラスであるのは、松江市・米子市等の少数の都市に過ぎず、松江市以外の地方中核都市4市を含むほとんどの都市において、基盤（ベーシック）機能従業者数はマイナス（不足）となり、産業支援サービス機能を他都市に依存する状況にある。

機能階層別にみた都市の人口規模と従業者数との相関関係（1999年）

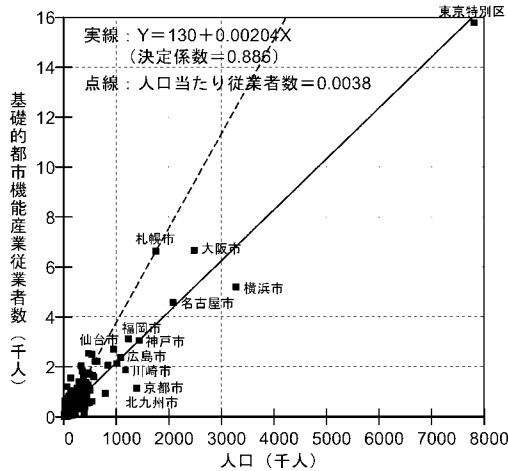
（高次都市機能産業）



（準高次都市機能産業）



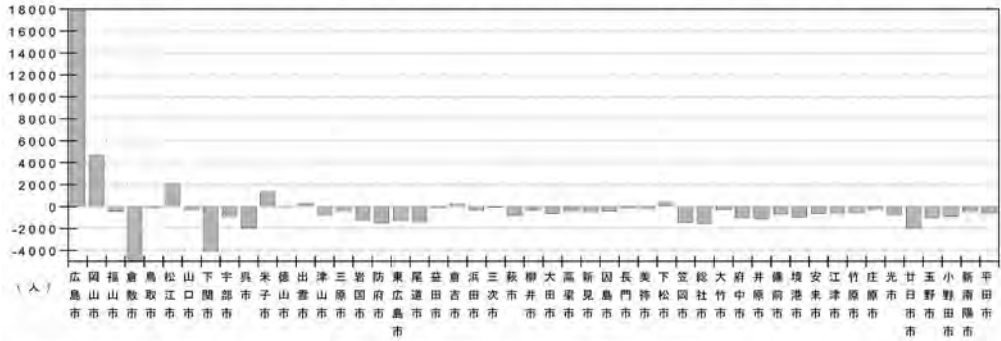
（基礎的高次都市機能産業）



資料：総務省「事業所・企業統計調査報告」、地方自治研究会「住民基本台帳人口要覧」

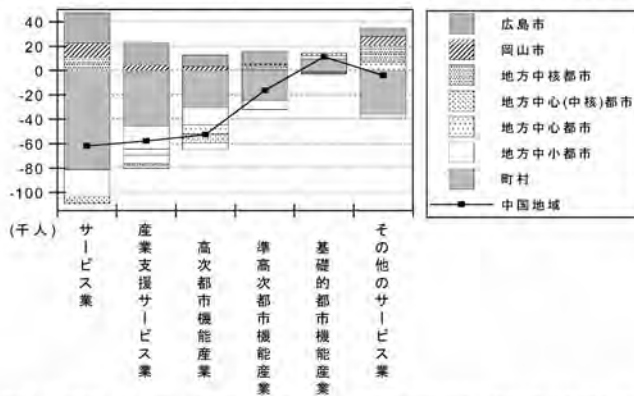
中国地域においては、広島市への産業支援サービス業の集中と、これを背景とする「外部地域を支援する機能」の広島市への偏在が目立っている。しかし、広島市の他地域支援機能は、中国地域全体をカバーするには至らず、産業支援サービス機能が広島市等の域内都市の供給力によっては充足されないため、域外都市に多くを依存せざるを得ない状況にある。

中国地域各都市における産業支援サービス業の基盤（ベーシック）機能従業者数（1999年）



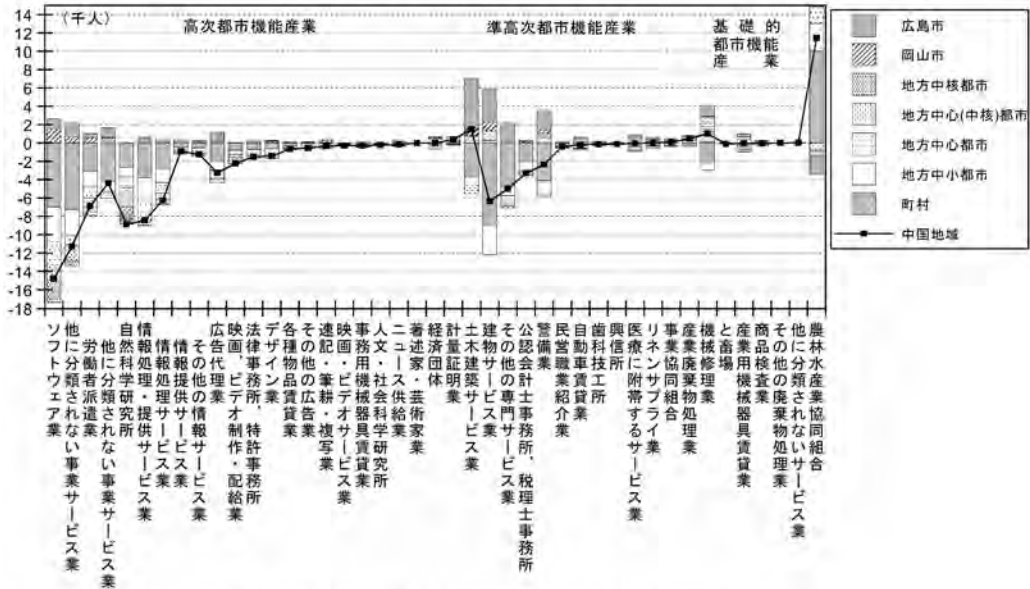
資料：総務省「事業所・企業統計調査報告」、地方自治研究会「住民基本台帳人口要覧」

中国地域における機能階層別・都市階層別の産業支援サービス業従業者過不足量（1999年）



資料：総務省「事業所・企業統計調査報告」、地方自治研究会「住民基本台帳人口要覧」

中国地域における産業小（細）分類別・都市階層別の産業支援サービス業従業者過不足量（1999年）



資料：総務省「事業所・企業統計調査報告」、地方自治研究会「住民基本台帳人口要覧」

特に、産業支援サービス業の不足は、高次都市機能産業の不足によるところが極めて大きく、準高次都市機能産業の不足も大きい。基礎的都市機能産業については域内で充足している。

高次都市機能産業の従業者不足を産業別にみると、大都市への集中立地傾向と成長性が強い「ソフトウェア業」「他に分類されない事業サービス業」、「情報処理・提供サービス業」の不足が特に大きいものとなっている。また、準高次都市機能産業についても、「建物サービス業」や機械設計業・経営コンサルタント業等の「その他の専門サービス業」など、広島市への集積量は大きいものの中国地域全体では不足が目立つ産業がみられる。

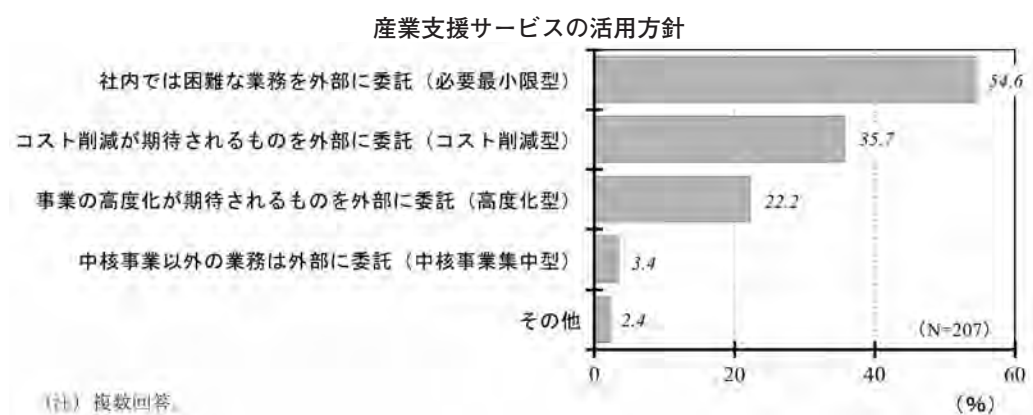
3. 中国地域企業における産業支援サービスの活用実態とニーズ

以下では、中国地域企業に対して行ったアンケート調査結果をもとに、産業支援サービスの活用実態とニーズについて概観した。アンケート調査は、中国地域5県に本社のある1,160社に対して実施し（調査期間2002年4～5月）、合計210社から回答を得た（有効回収率18.1%）。

(1) 中国地域企業における産業支援サービスの活用方針

企業が外部の「産業支援サービス」を活用する場合、一般に「必要最小限型」「コスト削減型」「高度化型」「中核事業集中型」の4つの方針が考えられる。

「必要最小限型」は、できるかぎりの業務を社内で行い、社内では困難な業務を外部に委託するという方針である。それには、外部サービスを“必要としない”という側面と、“利用できない”という側面があると考えられるが、今回のアンケートでは、こうした「必要最小限型」の方針を持つ企業は55%と半数以上にのぼっている。いずれにしろ、中国地域では産業支援サービスの活用には消極的な企業が多くを占めている。「コスト削減型」は、コスト削減が期待される業務について外部に委託するという方針であり、そうした企業は36%を占めている。



こうした「コスト削減型」及び「必要最小限型」はある意味、外部に委託する必然性を有しており、戦略的な要素は少ない。自社の経営目標を達成するための重要な手段として、産業支援サービスの活用を捉えているのは、以下のような「高度化型」あるいは「中核事業集中型」の方針であると考えられる。

「高度化型」は、外部の経営資源の導入によって事業の高度化が期待される業務について外部に委託したり、他企業と提携したりする方針であり、単純なコスト削減から一歩踏み込んで、高い専門性を導入しようとする戦略である。こうした「高度化」の方針を持つ企業は22%となっている。「中核事業集中型」は、自社の中核事業（コア・コンピタンス）に集中するため、中核事業以外の業務はできるかぎり外部に委託する方針であり、最も戦略的かつ究極的な産業支援サービスの活用であると言える。中国地域では、こうした「中核事業集中型」の方針を持つ企業は3%とごくわずかにとどまっている。

(2) 産業支援サービスの利用状況

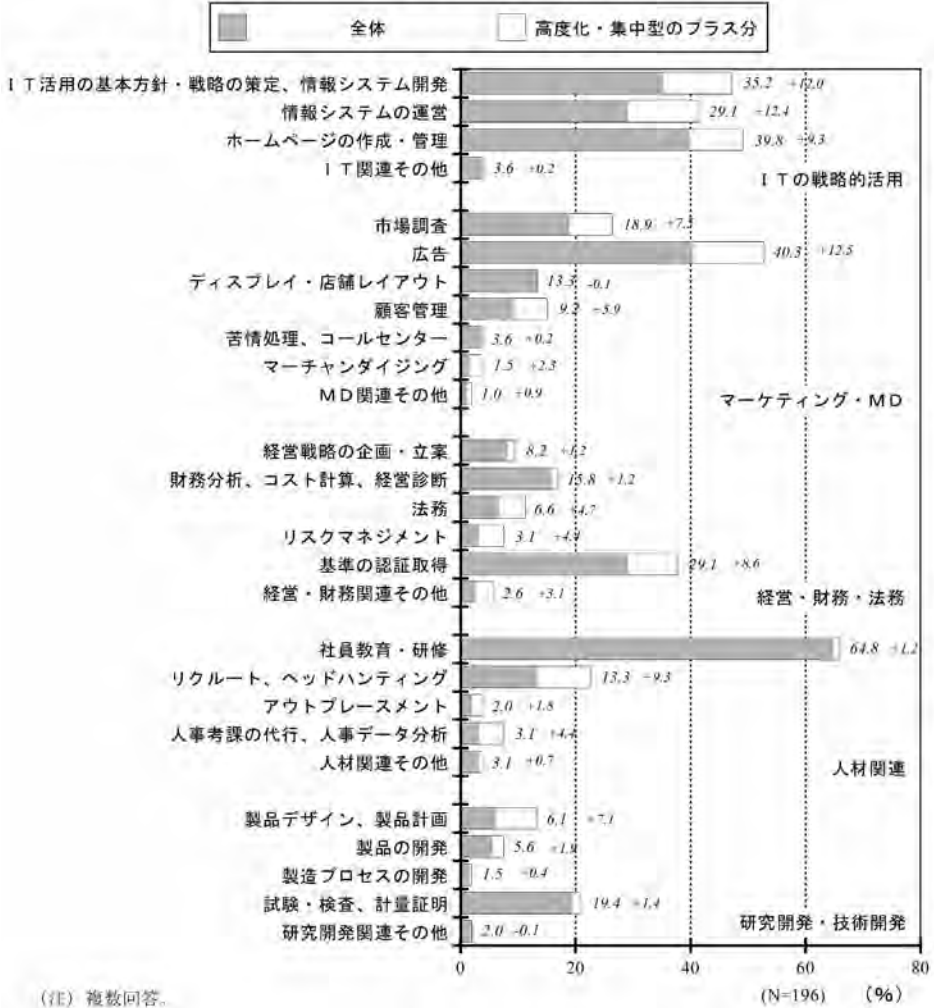
OECD [1999] は、コンピュータソフトウェア・情報処理サービス、R & D・技術サービス、マーケティングサービス、企業組織サービス、人的資源開発サービスを“戦略的ビジネスサービス”と一括した上で、「戦略的ビジネスサービスは近年重要性を増してきており、今日では企業一般、特に製造業の企業にはビジネスインフラの不可欠な部分となっている。これらのサービスは、これまで十分に分析されていないけれども、企業競争力の鍵となる要素であり、本質的に成長とダイナミズムの重要な源泉であることが示されつつある」と指摘している。

これらの5分野における具体的な業務について中国地域における利用状況をみると、ITの戦略的活用分野において、平均してサービスの利用割合が高いのが分かる。「ホームページの作成・管理」で40%、「IT活用の基本方針・戦略の策定、情報システム開発」で35%、「情報システムの運営」で29%の企業が外部のサービスを活用している。

そのほかでは、人材関連分野の「社員教育・研修」65%、マーケティング分野の「広告」40%といった、相対的に産業として蓄積のあるもので利用割合の高さが目立つほか、近年の国際化や環境経営の拡大を受けて、経営分野の「基準の認証取得」が29%と、比較的利用割合の高いのが特徴として挙げられる。一方、「マーチャンダイジング」「リスクマネジメント」「アウトプレースメント」「人事考課の代行、人事データ分析」といった、比較的新しいサービスについては、まだその利用は低位にとどまっている。

産業支援サービスの戦略的な活用方針を持っている“高度化・集中型企业”では、大半の業務において全体平均よりも利用割合が高くなっている。特にITの戦略的活用分野において、全体よりも10ポイント前後も利用度が高く、産業支援サービスの戦略的活用の特徴の一つが浮かび上がっている。そのほかでは、「市場調査」「広告」「基準の認証取得」「リクルート・ヘッドハンティング」「製品デザイン・製品計画」などで、全体平均を大きく上回っており、サービス活用方針による利用格差が比較的大きい。一方、

過去5年間の産業支援サービスの利用状況

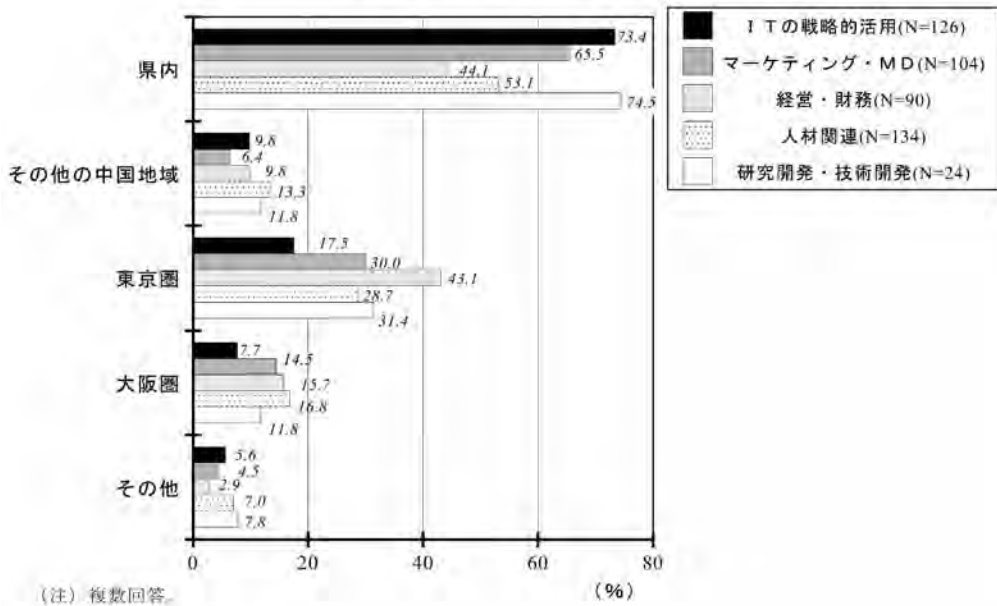


全体の利用割合が最も高い「社員教育・研修」については、高度化・集中型企業のプラス差は1.2ポイントしかなく、サービス活用方針に関わりなく幅広く利用されていることが分かる。

(3) 産業支援サービスの利用先地域

産業支援サービスの利用先地域については、5分野いずれにおいても「県内」が最も高く、結果的に自社から近い所に位置する事業者を選択する傾向が強いことが分かる。特に、IT分野や研究開発・技術開発分野では、「県内」割合が70%を上回っている。

産業支援サービスの利用先地域



“近場”以外の地域についてみると、いずれの分野でも、県内に次いで近い「その他の中国地域」や「大阪圏」よりも、距離が離れている「東京圏」の利用割合が高い。こうした傾向は、特に経営・財務分野において顕著であり、同分野では「東京圏」の割合が43%と「県内」44%とほぼ肩を並べる水準に達している。その他の分野（IT分野を除く）でも、「東京圏」の割合は30%前後を占め、比較的高い。これらの結果は、企業の本社機能等が集中する東京圏において、専門性の高い多様なサービスが提供され、中国地域におけるニーズが少なからず流出している状況を示すものと考えられる。

(4) 今後の産業支援サービスの活用意向

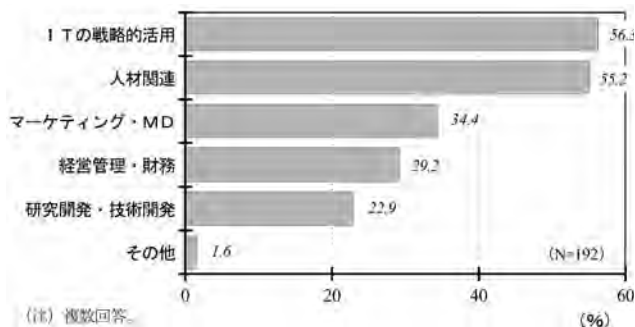
自社での産業支援サービスの利用が、今後、どの程度伸びる見込みであるのかをみると、「かなり伸びる」という企業は11%とそれほど多くないが、「やや伸びる」という企業が49%と半数近くを占め、一方で「やや減る」「かなり減る」という企業は合わせて5%未満にとどまっていることから、全体的に産業支援サービスの利用は拡大傾向とすることが見込まれる。

利用意向のある具体的な産業支援サービス分野については、「ITの戦略的活用」及び「人材関連」の2分野を挙げる企業がそれぞれ半数以上を占めている。

今後の産業支援サービスの利用度



今後利用していきたい産業支援サービス分野



今後利用していきたい産業支援サービス分野 (規模別・方針別・利用度別・業種別)

		ITの戦略的活用	人材関連	マーケティング・MD	経営管理・財務	研究開発・技術開発
従業者規模別	300人未満 (N=98)	48.0	59.2	26.5	27.6	15.3
	1000人未満 (N=75)	60.0	52.0	38.7	29.3	36.0
	1000人以上 (N=17)	88.2	52.9	58.8	35.3	11.8
サービス活用方針別	必要最小限型 (N=102)	49.0	52.9	30.4	28.4	20.6
	コスト削減型 (N=70)	64.3	60.0	31.4	22.9	25.7
	高度化・集中型 (N=53)	69.8	47.2	56.6	34.0	28.3
サービス利用度別	低利用企業 (N=60)	30.0	63.3	23.3	21.7	18.3
	中利用企業 (N=88)	59.1	54.5	33.0	30.7	23.9
	高利用企業 (N=38)	92.1	52.6	57.9	39.5	28.9
業種別	建設業 (N=21)	66.7	66.7	23.8	42.9	38.1
	卸・小売・飲食業 (N=51)	66.7	45.1	47.1	21.6	11.8
	金融・保険・不動産業 (N=24)	50.0	62.5	37.5	29.2	4.2
	運輸・通信業 (N=17)	64.7	76.5	47.1	29.4	5.9
	サービス業 (N=29)	55.2	51.7	34.5	41.4	24.1
	製造業 (N=48)	41.7	52.1	20.8	20.8	43.8

(注) 太字は全体平均割合よりも1.2倍以上高い値を示す (値が10%以下の場合を除く)。

(5) サービス利用にあたっての問題点・懸念とサービス事業者求められる取り組み
 産業支援サービスを利用するにあたって、どのような問題点や懸念があるかをみると、「サービスの価格・料金が分かりにくい」「無形であるため十分にチェックできない」といった問題点を挙げている企業が多い。これらは、無形財としてのサービスの業種特性に根ざした根本的な阻害要因とも言えるが、供給側の産業支援サービス事業者の工夫や需要側の目利き向上により、ある程度低めていくことが可能であろう。また、そうした問題点が多く指摘されるのは、全般的にサービス利用の成熟度が低い現状を示しているとも言える。

サービス事業者には、サービス内容を積極的に情報発信するとともに、課題解決だけでなく、問題発掘からニーズを掘り起こす姿勢が求められる。利用側は、戦略的な活用方針を持っている企業ばかりでなく、むしろ問題点や活用方法がはっきりしない企業が多い。また、活用意向の高い企業は東京圏などに目が向きがちである。今後、中国地域

ビジネスサービス”に関わる産業である。それらは、2章で分析した「高次都市機能」の階層に分類される産業であり、都市規模に対し等比級数的・加速度的に集積する特性を持っている。それは、これらが優れて知識集約度の高い産業であるため、知識の偏在的・非有限的・収穫逡増的な特性によって、集積規模が大きな都市、とりわけ大都市の都心部において大きな外部経済効果が生み出されるからである。

しかし、中国地域においては、中枢都市である広島市においても、産業支援サービス業の集積水準は中国地域内の他地域を支援するという点から見て、不十分なのが現状である。また、需要側から見ても、産業支援サービスを戦略的に活用している中国地域企業はまだ少数にとどまっている。

産業支援サービス業の集積を図るためには、まず地域需要への対応が重要である。他地域を支援する特性があるとはいえ、産業支援サービス業における需要の大部分は当該地域による需要が占めるからである。「高度な地域需要→産業支援サービス業の高度化→知識創造を通じたイノベーション→地域産業全般の高度化→より高度な需要・・・」といった好循環（ポジティブ・フィードバック）をいかに生み出すかが重要である。それは、地域のイノベーションシステムの構築そのものであり、産学官連携を中心とした研究開発システムや、起業に対する支援システムといった他の要素とも絡めて、産業支援サービス業の集積・高度化を捉える必要があることを示している。

具体的には、次のような政策的対応が考えられる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 地域需要の喚起・高度化の促進<ul style="list-style-type: none">・地域業者への優先発注など、行政による呼び水的な地域需要喚起・大学庶務や研究補助業務のアウトソーシングの促進・産業支援サービスに関する情報提供（戦略的な活用事例、事業者やサービス内容など）・サービスの透明性を高めるためのサポート（客観的な資格・基準や品質保証制度など）② 産業支援サービス事業者のスキルアップ支援<ul style="list-style-type: none">・地域企業と先端的な大都市圏企業との協業による事業機会の提供（Learning by doing）・異業種交流的な場の提供、ボランティアな交流組織への支援・大学における文科系人材を中心とした人材育成機能の強化③ その他（間接的要因）<ul style="list-style-type: none">・産学官連携を中心とした研究開発システムの強化・起業に対する支援制度、支援システムの強化・生活・教育環境の整備、多様な消費機会や都心の賑わいの創出を通じた都市の魅力向上 |
|---|

大学の社会貢献に関する調査研究¹⁾

—国内大学の地域研究機関の社会的役割を中心として—

Survey and Research on the Philanthropy of Universities

—It focus on the Social Role of the Regional Research Institutions of Universities in Japan—

広島大学経済学部教授

地域経済システム研究センター長 戸田 常一

呉大学社会情報学部助教授

平尾 元彦

1. はじめに

日本経済を取り巻く厳しい環境、また、高齢社会とグローバル社会の到来、地域の自立的発展が求められるなかで、地域社会の持続的な発展を支える機能として、大学など高等教育機関に大きな期待が寄せられている。こうした地域の要請に応えるかたちで、大学では地域社会との連携や社会貢献のあり方が検討されてきた。すでにいくつかの大学で学内に「地域研究機関」が設置され、大学の知的資源の活用から地域課題の調査・提言まで、様々な形態による社会貢献活動が展開されている。

本調査研究はこのような問題認識のもと、大学に設置される地域研究機関（以下、「大学・地域研究機関」と表す）が大学の社会貢献のために果たすべき役割と課題を明らかにすることを目的とし、2000～2001年度に国内・国外の大学・地域研究機関を対象として調査を実施した。なお、本調査研究は、1998年度に実施した『大学の社会貢献に関する実態調査—地域経済研究機関の社会的役割を中心として—』（研究代表者：戸田常一、文部省科学研究費助成・萌芽的研究）の成果（戸田・平尾〔2000〕参照）を踏まえて行うもので、次の2点を新たなねらいとしている。

- (1) 国内の大学・地域研究機関の調査とともに、欧米とアジアを中心とした国外における特徴的な大学・地域研究機関を比較対照として精査し、それによってわが国にお

1) 本稿は、平成12・13年度文部科学省科学研究費補助金（基盤研究(B)(2)：課題番号12430010）による研究成果報告書『大学の社会貢献に関する調査研究—国内・国外の地域研究機関の社会的役割を中心として—』（研究代表者：戸田常一、2002年3月）における国内調査成果の一部を要約して報告するものである。この調査研究は、広島大学経済学部附属地域経済システム研究センターの研究員・客員研究員10名の共同研究の成果であり、とりまとめを担当した2名が報告する。本報告書および1998年度調査の報告書は地域経済システム研究センターのホームページにて閲覧可能である <http://www-cres.senda.hiroshima-u.ac.jp/>

ける大学・地域研究機関の役割と課題を検討する。

- (2) 上記の萌芽的研究では地域経済研究機関に対象を限定したが、この度の調査においては、人文・社会科学系の研究者が中心となっている地域研究機関だけでなく、国立大学の共同研究センターに代表される理工系研究者が中心となって支えられている地域研究機関を一括して調査し、相互の比較とともに、文理融合の可能性を探る。

本稿は、この調査研究のなかから、大学における地域研究機関の社会的役割を論じた後、日本国内の大学の現状と課題についてのアンケート・ヒヤリング調査を中心に、一部に国外調査の成果を踏まえて再構成するものである。全体調査の内容については、上記報告書を参照していただきたい。

2. 大学の社会貢献と地域研究機関

国立大学の独立行政法人化を目前に控え、これからの大学の姿や社会における大学の役割が各方面で検討されている。大学に付随した固有の特徴として、真理の追究としての学問の自由とその実践のための自治制度が指摘できる。そこにおいては、知識の生産としての研究とその蓄積とともに、成果の伝承・普及としての教育が行われ、そして、これらの研究や教育遂行の結果として社会に様々な貢献が行われてきた。これまで大学は、研究と教育の二つの機能が本来的な役割と認識され、その実施が社会との一定の関係のもとで行われてきたために、社会に一定の影響を及ぼしたと考えられる。しかし、最近では、産官学の連携が唱われ大学の社会貢献のあり方が大きく問われている。すなわち、大学による社会貢献が、研究、教育に続く、第三の役割として位置づけられるようになってきた。これは、大学と社会の両者の事情変化から説明することができる。

大学の事情変化としては、少子化による入学者数の減少や、国家財政の逼迫から予想される財政収入の減少、国立大学における独立行政法人化を契機とする大学間競争時代の到来、それに備えた第三者評価の実施等が指摘できる。大学においては、自主財源の確保のための産学連携や、大学の社会的評価に備えた社会貢献活動を重視する傾向にある。

地域社会の事情変化としては、低迷する地域経済の中での地域産業の振興や企業成長をねらいとした国や地方自治体、民間企業による技術シーズや人材を求めた大学への歩み寄り、混迷する地域社会において生じる様々な社会問題や教育問題への知恵と人材の提供、流動化した雇用市場において社会人のブラッシュアップ・サービス提供への期待などが顕著になりつつある。

このような両者の事情変化に伴って、大学による社会貢献がクローズアップされてきた。大学の社会貢献の形態は、大きくは「創業型」と「支援型」の2つに分けて考えることができる。

創業型の社会貢献は、わが国の国立大学に設置される共同研究センターのように、大学がもつ技術シーズや人材、研究開発機能やビジネスのノウハウを生かして新規事業の創出や既存事業の展開を図り、地域産業への貢献を進めることに相当する。このタイプでは、大学主導での起業化や民間企業との共同研究・受託研究を行うことにより、大学経営のための外部資金確保にも貢献してきた。

このタイプの社会貢献活動は、これまで理工系を中心とする研究部門によって主体的に取り組まれてきたが、最近では、小樽商科大学ビジネス創造センターや滋賀大学産業共同研究センターなど、人文・社会科学系を中心とした創業型社会貢献のための研究機関も活動をはじめている。外国の例として、英国・サセックス大学の The Sussex Innovation Center を紹介したい。同センターに創業企業を受け入れ（2000年4月時点24社）、一定の賃貸料を受け取るほか、インキュベーションおよび事業化の目的に沿ってプロジェクト受託、コンサルタント活動、技術シンポジウム、イベントを開催するとともに、企業庁と協力しながら創業者に必要な支援を提供している。こうした新たな産業創造に向けての総合的なサービス提供も創業型社会貢献のひとつの形である。

一方、支援型の社会貢献は、地域社会が直面する社会問題、経済問題、環境問題、教育問題などの多様な問題について、大学が有する人材（専門家としての教員や学生）や知的資源を生かして調査研究を行い、問題解決のための知恵を地域社会に提供するものである。問題の内容によっては、市民や自治体、民間企業との共同研究の体制を構築し、その実践のために協議会のようなネットワーク形成に貢献すること、また、地域社会と大学との協働も必要となる。

支援型の活動事例として、茨城大学地域総合研究所は、日立未来研究会・鹿島未来研究会などの研究会方式で、地元の方々と大学教員との地域問題に関する議論を深め、住民の活動を支援する取り組みを進めている。日本最大の汽水域（中海および宍道湖）を調査・研究のフィールドとして世界に研究情報を発信する島根大学汽水域研究センターや、研究活動を通じて地域の国際化を支援する鳥取女子短期大学北東アジア文化総合研究所、地域の情報化支援・観光支援を行うとともに、まちづくりのパートナーとして活動する別府大学地域社会研究センターなどが、このタイプの社会貢献を実施する機関にあげられる。

外国の例をひとつあげると、オーストラリア・クイーンズランド大学に1999年4月に設置された Community Service and Research Center がある。同センターは、社会科学系の教官1名から活動を開始したものであるが、3年で8名のフルタイム職員を置き、25名の地域ボランティアで活動を行っている。事業基金も100万ドルに達し、地域の180機関、地域関係者650人と活動するまでになった。キャンパスのある Ipswich 市やボランティアと大学の教員・学生が一体となって、青少年の家庭問題、地域 IT 教育、健康・環境問題、ホームレス問題などをプロジェクト化し、研究課題として取り組む。活動資金は自治体、寄附金、大学研究費などを集めて運営している。目標とするところは

learning community づくりであり、高度に展開している産官学連携の分野がカバーできない地域固有の問題に取り組むことで社会貢献を果たしている。

以下では、大学・地域研究機関の実態を取りまとめるが、ここで対象とする「地域研究機関」という用語は、創業型と支援型の両タイプの社会貢献を実施する研究機関を含む広義の意味をもっている。すなわち、これらのタイプを区別せずに、すべての研究機関を対象としたアンケート調査とヒヤリング調査の結果をもとに整理する。ただし国内調査においては、国立大学の共同研究センターとその他の地域研究機関の特徴を比較分析するため、前者には「共同研究センター」、後者には狭義の意味で「地域研究機関」の用語を用いる。

3. 地域研究機関の活動実態～アンケート調査に基づく活動概況

(1) 調査の概要

地域研究機関とは、「大学の立地する地域における地域的諸課題に対する研究に取り組む学内の研究機関であり、地域の環境問題や地場産業の技術支援など、地域社会との連携のもとでの研究実績のある機関を含むもの」と定義し、当該機関をリストアップしたところ、173機関（国立大学65機関、公立大学13機関、私立大学83機関、短期大学12機関）が対象となった。なお、国立大学の共同研究センターについては、旧帝国大学など14機関を除いた48センターを対象としている。アンケート調査は、上記173機関を対象として2000年秋に郵送にて実施し、120機関から回答を得た。回収率は69.4%である。以下の分析では、国立大学の共同研究センターを除いた調査対象機関を狭義の地域研究機関とし（以下、単に「地域研究機関」と記述する）、必要に応じて共同研究センターとの比較を行いつつ、その特徴を明らかにする。なお、小樽商科大学ビジネス創造センターは共同研究センターではあるが、設立の経緯から地域研究機関に分類する²⁾。研究機関は以下のように分類される。

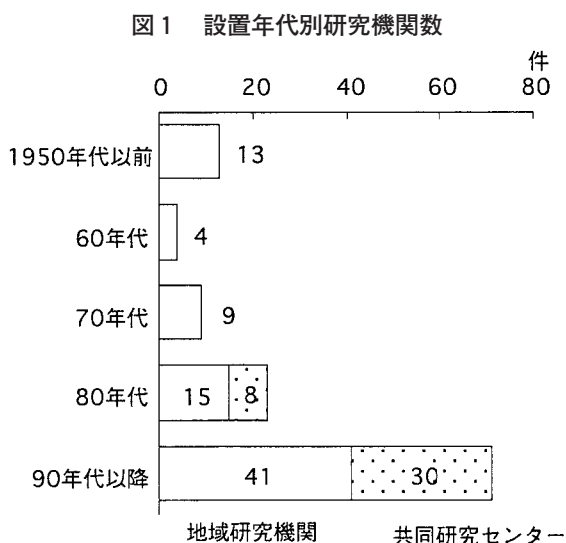
■ 全機関	120機関
■ 共同研究センター（国立大学）	38機関
■ 地域研究機関	82機関
国公立大学	23機関
私立大学	59機関
	小樽商科大学ビジネス創造センターおよび公立短期大学2機関を含む 私立短期大学7機関を含む

(2) 設立の経緯と研究機関の目的

地域研究機関には、歴史の古いものもあれば、近年の地域社会からの要請にこたえる

2) 福島大学地域研究センターは、2001年4月に省令施設である地域創造支援センターに改組された。また、滋賀大学産業共同研究センターは、2001年4月に省令施設となった。この2機関は、アンケート実施時は改組前であったため旧センターの回答として地域研究機関に分類する

形で設立されたところもある。図1は、今回のアンケート調査回答機関の設立年をみたものであり、これによると全体の59.2%が90年代以降の設立であることがわかる。1987年度から設置がはじまった国立大学の共同研究センターを除いた地域研究機関のみでも48.2%が90年代以降の設立で、80年代以降に設立されたものが約7割を占める。もちろんこれには、経済研究所を前身とする小樽商科大学ビジネス創造センター（1999年設置）や、経済学部の学内措置であった日本海経済研究所を全学共同利用施設として改組転換した富山大学環日本海地域研究センター（1997年設置）、商学部附属経営研究所を母体とする岡山商科大学社会総合研究所（1999年設置）など、歴史ある研究機関を大学の変革および時代の要請から発展的に改組・転換を図る研究機関も含まれる。一方で、大学開学と同時に設置された高松大学地域経済情報研究所（1996年設置）、大学の新しい方向性を明確にするために設置された大分大学福祉科学研究センター（1998年設置）など、近年の大学改革に呼応した新しい研究機関も多い。



地域研究機関を、設立の経緯・目的から分類すると、おおむね、①大学研究者の研究活動支援の場として設立されたもの、②大学の地域貢献を具体化したものの2タイプに整理することができるだろう。

第一の大学研究者の研究活動支援の場としての地域研究機関には、資料の収集・整理、共同研究実行の役割を持つところが多い。前者は、研究者が共同で利用する資料蓄積が設立時の主な役割であり、とくに地域関係資料は、人文・社会科学系学部が独自に、あるいは共同で収集・管理する必要があった。広く地域資料を蓄積し、その活用を通じて地域研究の発展に貢献する機能をもつ。このタイプの代表的機関である大分大学経済学部経済研究所（2002年より大分大学コミュニティ総合研究センター）は、学部の前身である旧大分高等商業学校の創設（大正11年）と同時に発足した歴史ある研究所である。

戦前期経済関係資料約4万冊をはじめ、愛知以西の地域開発・地域経済に関する図書・定期刊行物などをそろえ、研究利用に供している。また、福島大学地域研究センター(2001年に地域創造支援センターへ改組)は、1921年設立の東北経済研究所を引き継ぎ、東北地方を中心に資料4万点を整理する。こうした研究蓄積を共有の財産として、地域研究の拠点としての役割を担っている。

こうした役割に加えて、大学研究者の共同研究の場としての位置づけを有する機関も多い。学内あるいは学外との共同研究のための研究費の確保など、研究プロジェクトを円滑に実行するための役割をもつ。もともと人文・社会科学系では、個々の研究者による地域調査の実施や資料収集の活動が、費用の面で困難となることも少なくない。そこに一定の研究費を確保・重点配分し、地域研究推進の役割を担うための研究機関の必要性がある。このなかには、下関市立大学附属産業文化研究所や鹿児島県立短期大学地域研究所のように、教員の共同研究の場として任意組織で発足し、その後これまでの成果をさらに発展させるべく正式の研究機関となった例もある。

このほか地域的な研究課題への研究活動の強化を目的とした機関として、富山大学環日本海地域研究センター、島根大学汽水域研究センター、就実女子大学吉備地方文化研究所などがある。研究対象を組織名として明示することで、大学としての戦略的研究課題を明確化し、そのセンター機能をめざす意味を持つものである。

第二のタイプの地域研究機関は、大学の地域貢献を具体化したものとして設置され、地域社会との連携を主たる目的とする。1987年度から「大学と社会との連携・協力の窓口」として設置がはじまった国立大学の共同研究センターはこの代表例である。とくに地方圏の大学の多くは地域共同研究センターと名づけられ、地域社会との連携・協力の役割を担うセンターとして設置されてきた。さらに、近年設立された地方大学には、なんらかの形で地元からの支援を受けて開学したところが多い。このため地域に見える形で大学が社会に貢献することが求められてきた。そのひとつの形態としての研究機関であり、地域連携を重視する大学の意思表示でもある。新潟経営大学地域活性化研究所はこうした使命のもとに1998年に設立され、地域産業の振興など地域活性化のための研究を推進する。青森公立大学も同様に、地元の支援で設立された経緯を受けて98年に地域研究センターを設立した。青森地域の研究プロジェクトを推進している。

地域社会への窓口を明確化することは、地域との連携を強化するために重要なポイントである。国立大学の共同研究センターをはじめ、相談窓口の一本化と外部から可視できる組織として設置された東北芸術工科大学総合研究センターなど、地域研究機関においてこうした窓口としての役割を対外的に打ち出す機能を持つところもある。

さらに近年では、大学院教育を推進する機関のひとつとしての新たな役割を地域研究機関が担うところもあらわれている。

(3) 研究スタッフ

地域研究機関には研究員が配置され、研究の推進と研究機関の運営にあたる。しかし、研究機関には専任の研究スタッフがいないところが多く、このことが運営の課題となっている。とくに各研究機関とも地域社会との研究交流を図り、共同研究・受託研究の実施などで地域の要請に応えたいという方向性はあるものの、「兼任のセンター長に大きな負担がかかり現在以上に活動を拡大することは困難である」、「受託研究をしてほしいとの要望はあるが、専任研究員がいないので契約上の責任がもてない」などの意見もあり、専任研究員がいないために活動が十分にできないとするところも少なくない。今回のアンケート調査によると、地域研究機関の一機関平均研究員は25.5人ではあるが、このうち専任研究員は3.0人とどまり、専任研究員を1名以上配置する機関は全体の34.1%にすぎない。国立大学の共同研究センターはすべての機関で専任教員を配置するのに対して、地域研究機関の多くは学部には所属する教員の兼務で運営されているのが現状である。

研究機関の事務職員は、全機関平均で2.5人、うち常勤職員が1.4人、非常勤ほか（臨時・ボランティアなど）が0.6人である。地域研究機関の平均は2.7人。事務職員がいない組織も10機関（12.2%）存在する。

次に、研究活動に参加する研究者の属性をみると、学内研究者の分野としては、地域研究機関の57.0%が人文・社会科学系のみ、人文・社会科学系、理工系両方の研究者が参加する機関は39.2%である（表2）。共同研究センターでは、両分野の参画のある機関が62.2%にのぼるのに対して、地域研究機関の約半数は、人文・社会科学系のみで学内研究員で構成される。また、研究機関には、客員研究員・特別研究員等の名称で、学外の研究者の参加を求めるところも多い。地域研究機関の45.6%には他大学の研究者が研究活動に参加しており、これは共同研究センターの16.2%を上回る。これに対して、民間・行政からの研究活動参加のある機関は、地域研究機関の41.8%にとどまり、共同研究センターの89.2%を大きく下回っている。

表1 研究員・職員の一機関平均人数 単位：人

	全機関	共同研究センター	地域研究機関	地域研究機関	
				国公立	私立
回答機関数	120	38	82	23	59
研究員 計	19.4	6.2	25.5	25.0	25.7
専任	2.5	1.3	3.0	2.4	3.3
兼任	12.6	1.8	17.7	17.3	17.8
その他	4.3	3.2	4.8	5.3	4.6
職員 計	2.5	2.0	2.7	2.0	2.9
常勤	1.4	0.6	1.7	1.4	1.8
非常勤	0.6	0.9	0.5	0.4	0.5
その他	0.5	0.5	0.5	0.2	0.6

表2 研究活動に参加する研究者の属性別研究機関数

	全機関		共同研究センター		地域研究機関		国公立		私立	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
回答機関数	116	100%	37	100%	79	100%	21	100%	58	100%
学内 人文・社会科学系研究者のみ	45	38.8%	0	0.0%	45	57.0%	11	52.4%	34	58.6%
理工系研究者のみ	13	11.2%	11	29.7%	2	2.5%	0	0.0%	2	3.4%
両方参加	56	48.3%	23	62.2%	31	39.2%	9	42.9%	22	37.9%
他大学の研究者	42	36.2%	6	16.2%	36	45.6%	10	47.6%	26	44.8%
民間・行政の参加	66	56.9%	33	89.2%	33	41.8%	10	47.6%	23	39.7%
公設試験研究機関の研究者	22	19.0%	14	37.8%	8	10.1%	2	9.5%	6	10.3%
民間企業の研究者	54	46.6%	32	86.5%	22	27.8%	6	28.6%	16	27.6%
地域シンクタンクの研究者	22	19.0%	6	16.2%	16	20.3%	9	42.9%	7	12.1%
行政・商工会議所等の職員	28	24.1%	10	27.0%	18	22.8%	5	23.8%	13	22.4%

(4) 研究活動費

研究活動費について、この質問に回答のあった98機関のうち、ほとんどの機関で「学内経費」が投入されているほか、「文部省等の助成研究」を受け入れる機関が30.6%ある(表3)。この両者以外を外部資金と位置づけると、外部資金を導入する機関は全体で41.8%であり、共同研究センターの66.7%、地域研究機関の30.9%が受け入れている。地域研究機関のなかで国公立大学が52.6%であるのに対して、私立大学は24.5%で多くない。このうち「受託研究による外部からの調達」のある機関は、共同研究センターの26.7%、地域研究機関の26.5%でほぼ同率なのに対して、「寄附による外部からの調達」、「外部機関における共同研究費の導入」は、地域研究機関では両者ともに7.4%にすぎず、共同研究センター(それぞれ43.3%、36.7%)に比べて少ない。

大学の研究機関には、その目的とする研究を推進するという機能とともに、学外との共同研究・受託研究、あるいは寄附などによる外部研究資金の受け入れ窓口としての期待も大きい。しかし、共同研究センターで外部資金の割合が5割を超えるのは5機関(17.9%)、1割を超えるのは19機関(67.9%)であるのに対し、地域研究機関で外部資金5割を超えるのは5機関(7.1%)、1割を超えるのは17機関(24.3%)に過ぎない。自治体からの委託調査を継続的に実施し、年間予算の多くをこれらの外部資金で活動を行う産能大学地域環境研究所や、受託研究に積極的に取り組む釧路公立大学地域経済研究センターなど、研究資金の過半を受託研究で確保する大学も一部にあるが、地域研究機関の大部分は学内の研究費による活動にとどまるのが現状であり、外部資金の導入・研究資金の多様化が課題となっている。

表3 研究活動資金別受け入れ研究機関数

	全機関		共同研究センター		地域研究機関		国公立		私立	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
回答機関数	98	100%	30	100%	68	100%	19	100%	49	100%
1. 文部省等の助成研究	30	30.6%	15	50.0%	15	22.1%	5	26.3%	10	20.4%
2. 学内経費	93	94.9%	27	90.0%	66	97.1%	18	94.7%	48	98.0%
3. 受託研究による外部からの調達	26	26.5%	8	26.7%	18	26.5%	7	36.8%	11	22.4%
4. 寄附による外部からの調達	18	18.4%	13	43.3%	5	7.4%	4	21.1%	1	2.0%
5. 外部機関における共同研究費	16	16.3%	11	36.7%	5	7.4%	2	10.5%	3	6.1%
6. 会費・参加費	4	4.1%	2	6.7%	2	2.9%	1	5.3%	1	2.0%
外部資金あり(3~6)	41	41.8%	20	66.7%	21	30.9%	10	52.6%	12	24.5%

注) 外部資金ありは、3～6の項目のいずれか一つ以上に回答した機関

(5) 研究機関の役割

アンケートでは、研究機関の現在の役割、および、将来担っていくべき役割を質問した(複数回答)。国立大学の共同研究センターでは、「産官学共同研究の推進」を現在の役割とする機関が89.5%と最も多く、「大学としての総合的窓口機能・サービス機能」(73.7%)がこれに続く(表4)。地域研究機関では、「研究機関独自のテーマによる地域研究の推進」をあげる機関が75.6%にのぼり、「学内共同研究の推進」が68.3%となっている。地域研究機関のうち国公立および私立で相違が大きいのは、「受託研究の推進」、「他大学との共同研究の推進」、「学部または特定分野の窓口機能・サービス機能」であり、いずれも国公立の方がその機能をあげる割合が高い。

表4 研究機関の役割(現在)

	全機関		共同研究センター		地域研究機関		国公立		私立	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
回答機関数	120	100%	38	100%	82	100%	23	100%	59	100%
1. 研究機関独自のテーマによる地域研究の推進	75	62.5%	13	34.2%	62	75.6%	18	78.3%	44	74.6%
2. 学内共同研究の推進	71	59.2%	15	39.5%	56	68.3%	15	65.2%	41	69.5%
3. 学際的共同研究の推進	36	30.0%	6	15.8%	30	36.6%	9	39.1%	21	35.6%
4. 産官学共同研究の推進	60	50.0%	34	89.5%	26	31.7%	8	34.8%	18	30.5%
5. 受託研究の推進	55	45.8%	20	52.6%	35	42.7%	14	60.9%	21	35.6%
6. 他大学との共同研究の推進	19	15.8%	4	10.5%	15	18.3%	7	30.4%	8	13.6%
7. 大学としての総合的窓口機能・サービス機能	48	40.0%	28	73.7%	20	24.4%	4	17.4%	16	27.1%
8. 学部または特定研究分野の窓口機能・サービス機能	20	16.7%	7	18.4%	13	15.9%	7	30.4%	6	10.2%

4. 地域社会との連携実態と課題

次に、研究機関の地域社会との連携活動実態をみていきたい。

表5は、地域社会との連携活動について、「現在取り組んでいる」、「および」、「今後取り

組みたい」と考えている活動へのアンケート回答結果（複数回答）である。現在の連携活動について、地域研究機関においての上位項目は、「紀要・研究報告書の発行による情報発信」（85.2%）、「講演会・シンポジウムの開催」（84.0%）、「研究会の開催」（77.8%）である。これらは従来から取り組んできた連携手法で、多くの機関で実施されている。共同研究センターにおいても同様である。

質問にあげた12の連携項目を「共同研究」「産業支援」「教育連携」「研究交流」「情報発信」の5分野に再構成してみたい。これをみると、「共同研究」、「産業支援」、「教育連携」といった比較的新しいタイプの連携活動の3項目についてはいずれも地域研究機関が共同研究センターを下回る。なかでも、私立大学ではこうした連携項目をあげる割合が低い。

表5 地域社会との連携活動（現在）

	全機関		共同研究センター		地域研究機関		国公立		私立		
	回数	割合	回数	割合	回数	割合	回数	割合	回数	割合	
回答機関数	119	100%	38	100%	81	100%	23	100%	58	100%	
1. 行政・企業・地域シンクタンク等との共同研究	45	37.8%	23	60.5%	22	27.2%	9	39.1%	13	22.4%	
2. 行政・企業・地域シンクタンク等からの受託研究	45	37.8%	18	47.4%	27	33.3%	12	52.2%	15	25.9%	
3. 地域社会からの研究員の受け入れ	35	29.4%	20	52.6%	15	18.5%	2	8.7%	13	22.4%	
4. 研究会の開催	94	79.0%	31	81.6%	63	77.8%	19	82.6%	44	75.9%	
5. 行政・企業などへのコンサルティング	30	25.2%	14	36.8%	16	19.8%	5	21.7%	11	19.0%	
6. 創業支援・ベンチャービジネス育成	10	8.4%	5	13.2%	5	6.2%	2	8.7%	3	5.2%	
7. 地域企業への技術移転・技術指導	25	21.0%	21	55.3%	4	4.9%	0	0.0%	4	6.9%	
8. 講演会・シンポジウムの開催	104	87.4%	36	94.7%	68	84.0%	21	91.3%	47	81.0%	
9. 大学院レベルの社会人教育	23	19.3%	12	31.6%	11	13.6%	5	21.7%	6	10.3%	
10. 生涯学習・社会人のリカレント育成	32	26.9%	10	26.3%	22	27.2%	5	21.7%	17	29.3%	
11. 紀要・研究報告書の発行による情報発信	96	80.7%	27	71.1%	69	85.2%	23	100%	46	79.3%	
12. ホームページによる地域研究情報の発信	61	51.3%	28	73.7%	33	40.7%	14	60.9%	19	32.8%	
共同研究	1 or 2 or 3	75	63.0%	31	81.6%	44	54.3%	15	65.2%	29	50.0%
産業支援	5 or 6 or 7	46	38.7%	26	68.4%	20	24.7%	6	26.1%	14	24.1%
教育連携	9 or 10	47	39.5%	18	47.4%	29	35.8%	9	39.1%	20	34.5%
研究交流	4 or 8	112	94.1%	37	97.4%	75	92.6%	22	95.7%	53	91.4%
情報発信	11 or 12	101	84.9%	31	81.6%	70	86.4%	23	100%	47	81.0%

将来取り組みたいとする連携活動内容を先に分類した2つのグループ別にみると、第1グループ（地域研究）では、とくに「創業支援・ベンチャービジネスの育成」「大学院レベルの社会人教育」「地域企業への技術移転・技術指導」などの連携項目については現在実施する機関は少ないものの、将来は取り組みたいとする機関は多い（表6）。第2グループ（産学共同）も同様に、「創業支援・ベンチャービジネスの育成」をあげる機関が大きく拡大するほか、「地域社会からの研究員の受け入れ」「地域企業への技術移転・技術指導」という連携に取り組みたいとする機関が増える。これまでの代表的な連携手法であった、研究会、講演会・シンポジウム、紀要・研究報告書といった項目に

表6 地域社会との連携活動（現在および将来）

	共同研究センター			地域研究機関			第1グループ 【地域研究】			第2グループ 【産学共同】		
	現在	将来	増減数	現在	将来	増減数	現在	将来	増減数	現在	将来	増減数
回答機関数	38	38	—	81	81	—	63	63	—	56	56	—
1. 行政・企業・地域シンクタンク等との共同研究	23	24	1	22	41	19	14	32	18	31	33	2
2. 行政・企業・地域シンクタンク等からの受託研究	18	20	2	27	45	18	17	35	18	28	30	2
3. 地域社会からの研究員の受け入れ	20	26	6	15	32	17	12	26	14	23	32	9
4. 研究会の開催	31	25	▲6	63	40	▲23	51	30	▲21	43	35	▲8
5. 行政・企業などへのコンサルティング	14	18	4	16	27	11	8	20	12	22	25	3
6. 創業支援・ベンチャービジネス育成	5	23	18	5	20	15	2	17	15	8	26	18
7. 地域企業への技術移転・技術指導	21	26	5	4	11	7	4	11	7	21	26	5
8. 講演会・シンポジウムの開催	36	25	▲11	68	38	▲30	53	29	▲24	51	34	▲17
9. 大学院レベルの社会人教育	12	10	▲2	11	28	17	8	23	15	15	15	0
10. 生涯学習・社会人のリカレント育成	10	14	4	22	29	7	12	21	9	20	22	2
11. 紀要・研究報告書の発行による情報発信	27	23	▲4	69	34	▲35	55	25	▲30	41	32	▲9
12. ホームページによる地域研究情報の発信	28	25	▲3	33	49	16	27	39	12	34	35	1
共同研究 1 or 2 or 3	31	31	0	44	59	15	29	45	16	46	45	▲1
産業支援 5 or 6 or 7	26	33	7	20	32	12	13	27	14	33	38	5
教育連携 9 or 10	18	18	0	29	42	13	19	33	14	28	27	▲1
研究交流 4 or 8	37	29	▲8	75	48	▲27	57	35	▲22	55	42	▲13
情報発信 11 or 12	31	27	▲4	70	53	▲17	55	42	▲13	46	38	▲8

関しては、将来的に取り組むとする機関は減少し、より直接的な教育・研究の連携へとシフトする方向性が読み取れる。

5. 地域の支援・サポート体制

地域社会に対する大学による様々な貢献が期待されるなかで、こうした活動を支援する地域の取り組みもまた、求められる。

アンケート調査では、「貴研究機関の設立に対して、寄附等の学外からの資金提供はありますか」との質問を行った。この質問に対し、資金提供を受けた機関は全体で13機関（10.8%）で、うち8機関は国公立大学であった。別途実施した国外の地域研究機関へのアンケート調査³⁾では、78.8%から「ある」との回答があり、回答傾向は大きく異なる。

通常の研究活動費は、表3に示されるように、学内経費・文部省等の助成研究以外の資金（外部資金）を受け入れる機関は全体では41.8%である。共同研究センターでは66.7%であるのに対し、地域研究機関は30.9%、とくに私立大学は24.5%と外部資金を受け入れる割合は小さくなる。これに対して国外アンケート調査では、外部資金を受け入れている機関は87.1%にのぼり、学内経費および政府助成のみで運営する機関の方が

3) 国外の地域研究機関へのアンケート調査は、欧米・アジア地域を中心に37機関から回答を得た。詳細は『大学の社会貢献に関する調査研究—国内・国外の地域研究機関の社会的役割を中心として—』（研究代表者：戸田常一、2002年3月）を参照のこと

例外的である。後述するように、地域研究機関の課題として「研究予算の確保」をあげる機関は多いものの、一方で、研究活動の支援など地域社会との連携の仕組みは確立できていない。

こうしたなかで、研究機関のサポート組織が生まれ、様々な支援活動・連携活動を行う地域もある。国立大学の共同研究センターにおいては、協力会・交流会等の名称で地域の産業界を中心とした支援組織を有するところがいくつかみられるが、地域研究機関においても、青森公立大学地域研究センターにおける(財)青森学術文化振興財団や、広島大学経済学部附属地域経済システム研究センターにおける地域経済研究推進協議会の存在があり、それぞれ研究機関の活動に対して、側面から支援を行う。このほか市立名寄短期大学道北地域研究所では、道北地域の産業・経済・生活文化に関心のある市民の組織として研究所「友の会」を置く。研究費の援助、シンポジウムの参加、協力など各方面での協力がなされている。

和歌山大学では、経済学部の後援組織による「和歌山県地域に関する研究」助成金が交付され、経済学部の教員を中心として地域研究が推進されてきた。また、1996年7月には、産学交流組織「和歌山地域経済研究機構」が発足した。和歌山大学経済学部が有する知的・人的資産を積極的に活用し、地域経済の活性化を推進しようとするものであり、経済研究所は、和歌山大学側の事務局として組織間の連絡・調整の機能を果たしている。

6. 大学の社会貢献と地域研究機関の課題

地域社会との連携を進めていくうえでの研究機関の課題として、アンケート調査の回答結果によると、共同研究センターの89.2%が「研究機関の人員配置」をあげ、70.3%が「研究予算の確保」をあげる。また、地域研究機関では、第一に「研究予算の確保」(77.9%)、第二に「研究機関の人員配置」(68.8%)をあげる。人員と予算の問題は研究機関共通の課題となっている(表7)。

このほか、「受託研究や寄附・助成金の受け入れのための仕組み」を課題とするのは、共同研究センター27.0%に対し、地域研究機関のうち国公立が50.0%、私立大学が56.4%である。外部資金の受け入れルールが明確になりつつある国立大学の共同研究センターに対し、とくに私立大学ではこの点を課題とする機関が多い。「地域内の他大学とのネットワーク形成」をあげるのは共同研究センターの45.9%、地域研究機関の53.2%、「地域外の地域研究機関とのネットワークの形成」をあげるのは、共同研究センターの40.5%、地域研究機関の50.6%で、いずれも約半数の機関がこの点をあげ、地域内外の機関との研究連携も地域研究機関の課題となっている。

表7 研究機関の課題

	全機関		共同研究センター		地域研究機関		国公立		私立	
	回答機関数		回答機関数		回答機関数		回答機関数		回答機関数	
1. 研究機関の人員配置	86	75.4%	33	89.2%	53	68.8%	19	86.4%	34	61.8%
2. 研究予算の確保	86	75.4%	26	70.3%	60	77.9%	19	86.4%	41	74.5%
3. 受託研究や寄附・助成金の受け入れのための仕組み	52	45.6%	10	27.0%	42	54.5%	11	50.0%	31	56.4%
4. 地域内の他大学とのネットワークの形成	58	50.9%	17	45.9%	41	53.2%	11	50.0%	30	54.5%
5. 地域外の地域研究機関とのネットワークの形成	54	47.4%	15	40.5%	39	50.6%	11	50.0%	28	50.9%
6. 共同研究の資金分担	23	20.2%	8	21.6%	15	19.5%	3	13.6%	12	21.8%
7. 連携相手先の理解不	19	16.7%	13	35.1%	6	7.8%	1	4.5%	5	9.1%

以下、大学の社会貢献を推進していくための地域研究機関の課題について、これまでのアンケート調査の分析結果に加え、研究機関へのヒヤリング調査によって得られた知見を含めて考察する。ここではとくに重要と考えられる3つの視点を提示し、本稿のまとめとしたい。

(1) 研究機関の組織と活動資金

地域社会からの期待に応える形で大学は地域研究機関を設置して様々な活動を行っているが、これまでみてきたように、現実には多くの課題を抱えている。最大の課題は、研究機関の組織と資金の問題である。

多くの研究機関で、専任の長、専任研究員がないという現状において、その活動への限界が指摘される。専任研究員の配置は、研究機関に共通する課題といえるだろう。ただし、専任研究員をおく機関においても、研究機関のポストは大学において特殊なポジションとみられがちであることが、研究員が継続的・安定的に研究を進める上での課題との指摘もなされている。大学院との連携等による研究機関の位置づけの再構築が求められる。

一方、研究活動資金の確保を課題とする機関が8割近くにのぼる現状において、地域社会との連携を進めるうえでも共同研究や受託研究による外部資金の導入が期待されるころではあるが、現在のところ、地域研究機関のうち外部資金を受け入れるのは30.9%にすぎない(表3)。すなわち3分の2を上回る機関では、文部科学省を含めた学内研究予算に限られているのが現状で、研究資金面での地域連携は必ずしも進んではいない。

大学の地域貢献、とりわけ人文・社会科学分野の研究を有効に進めていくためには実態調査や資料収集の活動が必要であり、そのための資金が必要となる場合が多い。受託研究の実施は、外部資金を取り入れるための有効な手法ではあるものの、受け入れのための仕組みがなければその実施はできない。研究機関にはこれら資金の受け皿としての役割を期待するものであるが、実際にうまく機能しているところは多くない。手続きが煩雑であったり、用途に制限が課せられるなど、現状のシステムは必ずしも研究者にとって好ましい制度ではなく、教員がかかわったものであっても組織として受け入れられな

いケースが存在するのも事実である。研究機関には、受託資金の受入機関としてのシステム整備が求められる。

受託研究は、大学の知的資産を地域社会に活用する上での有効な手法であると考えられるが、一方で、積極的に取り組むことへの問題点も指摘される。受託研究の内容と研究機関あるいは研究者個人の研究テーマがマッチしていないと、受託研究に時間をとられて本来の研究プロジェクトが進まない可能性も指摘される。また、大学が行うべき自主研究テーマからの逸脱や、地域との関わりから受けざるを得ないという問題が発生する可能性もあって、受託研究に積極的でない研究機関も少なからず存在する。大学としての受託研究のあり方を確立することも課題といえるだろう。

また、地域研究を進めるにあたりフリーハンドで活用可能な研究資金が地域社会の協力のもとに得ることができれば望ましいことはいうまでもない。一部の地域においては、外部の基金等による支援がなされており、こうした仕組みを地域社会とともに考えていくべきである。

(2) 地域研究の学内的位置づけ

大学に対する地域社会の期待が高まるなかで、大学として地域研究機関の活動を推進することが求められているが、そこに参画する大学教員にとっては、学部・大学院教育および学内委員会等各種業務のなかで、研究機関の運営と研究活動にかかわる時間を確保することになる。専任研究員に選任されると授業数や各種委員会の役割に若干の配慮がなされる大学もあるが、これまでの多くは研究機関の活動がプラスされるだけであり、そのもとでの活動にはおのずと限界がある。専任化の問題とともに、学部教員の地域研究活動への参加が円滑に行われ、かつ、そのことを適切に評価する仕組みの整備が求められる。大学という組織の役割として地域研究を推進すること、産官学の連携のもとに研究活動を行うことは極めて重要であり、研究員・教員が地域研究に力をいれることのできる組織体制の整備と評価システムの確立が課題といえるだろう。

地域研究機関の大部分は、主体となる学部の教員が研究員としてかかわるものであるが、学部づくりと研究機関の理念が必ずしも一致しないことが、機関運営の問題のひとつにあげられる。地域と研究上のかかわりを持つ、あるいは持とうとする教員は学内の一部に限られ、結果としてその教員に様々な業務が集中することもありうる。また、学内の教員だけでは専門分野も限られるため、多様な地域ニーズに答えられないという問題もある。学内外の研究者が研究機関の活動に積極的に参加できるような動機づけと体制整備が課題といえるだろう。さらに、外部機関との連携も必要となってくる。しかしながら、現状はこれら機関の連携はあまり活発ではない。地域研究機関のネットワークを形成するとともに、地域内外の研究機関との交流強化が課題といえる。

(3) 地域研究推進のための地域システムの確立

大学の地域研究機関には、産官学連携による地域産業への貢献と、研究を通じた地域的諸課題への知的貢献を実現することの二つの方向性があるのはこれまでみてきたとおりであり、両者ともに重要であることは言うまでもない。将来的に両者は融合化の方向にあり、産学共同型の機関は地域研究機能を充実させ、地域研究型の機関は産学共同機能を強化する方向性が見出せる。文理融合・産学連携による新しい研究分野へのチャレンジは、地域研究機関の重要な課題となっている。

現在、産官学連携による技術開発・新産業創出に注目が集まっているが、一方で、地域の資料収集・蓄積や着実な地域研究の推進もまた地域研究機関の重要な役割である。大学が本来担うべき基礎的な研究課題や中長期的な研究課題への対応は、大学の社会貢献にとって欠かすことのできない役割であり、かつ、地域研究機関のひとつの使命であることを再認識すべきと考える。

地方分権・地域間競争の時代は、産業創造や政策立案において、“地域の研究力”が問われる時代でもある。大学が自らの研究力を高めていくとともに、地域が大学を支援する仕組みを含めた新たな地域システムの構築が求められている。

<参考文献>

広島大学経済学部附属地域経済研究センター編『大学の社会貢献—産官学の連携・協力をめぐって—』、第8回地域経済シンポジウム報告書、地域経済研究推進協議会、1997.3

戸田常一・平尾元彦「国内大学における地域経済研究機関の現状と課題」、『地域経済研究』（広島大学経済学部附属地域経済システム研究センター紀要）、第11号、pp.81-94、2000.3

広島大学経済学部附属地域経済研究センターは、平成元年5月に設立され、学外の研究機関と連携し、地域経済に関する理論的・実証的な調査・研究を行うことを目的としております。

広島大学経済学部附属地域経済システム研究センター

広島市中区東千田町1丁目1-89

電話 (082)542-6991

F A X (082)249-4991

地域経済研究推進協議会は、平成2年3月に設立され、地域経済研究センターの活動を支援して、地域経済に関する研究活動を推進し、地域の産官学の交流を図ることを目的としております。

地域経済研究推進協議会

広島市中区小町4番33号

中電ビル3号館3階

中国経済連合会気付

電話 (082)242-4511

F A X (082)241-0211

構造改革下における地域経営の課題と展望

第15回研究集会

平成15年6月30日 印刷

(非売品)

平成15年6月30日 発行

編集 広島大学経済学部附属
地域経済システム研究センター
発行 地域経済研究推進協議会
〒730-0041 広島市中区小町4番33号
中電ビル3号館3階
中国経済連合会気付
印刷所 レタープレス株式会社
〒739-1752 広島市安佐北区上深川町809-5
